



第7次土庄町総合計画

人と自然が輝く

みんなで創るアイランドタウンとのしよう

令和6(2024)年3月

香川県土庄町

# 第7次土庄町 総合計画

基本構想 令和5(2023)年度～令和14(2032)年度(10年間)

基本計画《前期》令和5(2023)年度～令和9(2027)年度(5年間)



人と自然が輝く みんなで創る  
~~~~~  
アイランドタウンとのしよう  
~~~~~

土庄町

# ごあいさつ

本町はこれまで、将来における本町のあるべき姿及び進むべき方向について、6期にわたり総合計画を策定し、誰もが安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進してまいりました。

直近の「第6次土庄町総合計画」期間中（平成25～令和4年度）には、小豆島内の公立病院や県立高等学校の統合が進むなど、本町を取り巻く社会情勢が大きく変化しました。また、令和2年から3年余に及ぶコロナ禍は、観光産業をはじめとして土庄町にも多大な影響が及び、大きな打撃となりました。私は、こうした厳しい状況下の令和4（2022）年1月に町長に就任いたしました。



日本全体が人口減少時代に突入する中、首都圏の人口はコロナ禍による一時的な減少があったものの再び集中に転じ、一方、地方での減少は歯止めがかからない状況が続いています。しかしながら、価値観やライフスタイルの多様化により、地方の良さを再認識し、自然との調和や人間らしい営みを大切にしながら、持続可能な地域社会を構築しようとする新しい動きも確かに芽生えてきています。

そのような中で、このたび令和5（2023）年度から14（2032）年度までの10年間のまちづくりの指針を示す「第7次土庄町総合計画」を策定いたしました。

本町には、魅力あふれる自然、人、特産品が溢れています。瀬戸内海の穏やかな海に囲まれた小豆島・豊島は海と山を同時に楽しむことができる環境に加え、離島としては全国有数のインフラ環境を備えた住みやすい町であると思っております。

本計画を策定するために実施したアンケート調査では、この豊かな自然と人の温もりを誇りに思う町民の皆さまの声が、とても多く挙げられました。そのような思いも込めて、向こう10年間のまちの将来像を「人と自然が輝く みんなで創るアイランドタウン とのしょう」と定めました。行き交う人々の活気に満ちたまちづくり、あらゆる世代が安心して暮らすことができるまちづくり、小さくとも人々が幸せと希望に輝くまちづくりを町民の皆さまと共に推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました振興計画審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提言をいただきました町議会議員の皆さま、住民アンケート調査や住民ワークショップ、また、高校生アンケートや小学生・中学生の未来作文など、様々な機会を通じてご協力いただきました町民の皆さんに心から感謝とお礼を申し上げます。

令和5（2023）年10月  
土庄町長 岡野 能之

## 目次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| <b>序　論</b> .....                   | 1  |
| 1. 計画策定の背景 .....                   | 3  |
| 2. 計画の構成と期間 .....                  | 4  |
| 3. 計画策定の流れ .....                   | 5  |
| 4. 時代の潮流と国の動向 .....                | 6  |
| 5. 本町の現状 .....                     | 10 |
| 6. 町の特色 .....                      | 21 |
| 7. まちづくりに向けた住民意識 .....             | 26 |
| 8. 今後のまちづくりに向けた課題 .....            | 30 |
| <br>                               |    |
| <b>基本構想</b> .....                  | 31 |
| 1. 人口の将来展望 .....                   | 33 |
| 2. 土地利用の構想 .....                   | 34 |
| 3. まちの将来像 .....                    | 37 |
| 4. まちづくりの“好循環”について .....           | 38 |
| 5. 施策の基本方針 .....                   | 40 |
| 6. 計画の施策体系 .....                   | 41 |
| 7. 10年間の重点目標 .....                 | 42 |
| 8. SDGsについて .....                  | 44 |
| 9. 計画の推進に向けて .....                 | 47 |
| <br>                               |    |
| <b>基本計画</b> .....                  | 49 |
| I. 地域資源と人で築く、産業振興とにぎわいのまちづくり ..... | 51 |
| I－1. 観光の振興 .....                   | 51 |
| I－2. 農林業の振興 .....                  | 53 |
| I－3. 水産業の振興 .....                  | 56 |
| I－4. 商業・工業・サービス業の振興 .....          | 58 |
| I－5. 雇用対策・勤労者福祉の充実 .....           | 60 |
| I－6. 移住・定住の促進と関係人口の獲得 .....        | 62 |
| II. 福祉・医療が充実し、互いを認め合うまちづくり .....   | 64 |
| II－1. 地域福祉の充実 .....                | 64 |
| II－2. 健康づくり・保健・医療の充実 .....         | 66 |
| II－3. 子育て環境の充実 .....               | 68 |
| II－4. 高齢者福祉の充実 .....               | 70 |
| II－5. 障がい者福祉の充実 .....              | 72 |
| II－6. 社会保障の充実 .....                | 74 |
| II－7. 人権尊重・男女共同参画のまちづくり .....      | 76 |

|            |   |     |
|------------|---|-----|
| III.       | 自然と調和し、安全・安心に暮らせるまちづくり .....              | 78  |
| III-1.     | 道路環境の整備 .....                             | 78  |
| III-2.     | 公共交通の確保 .....                             | 80  |
| III-3.     | 生活基盤の整備 .....                             | 82  |
| III-4.     | 環境衛生の充実 .....                             | 84  |
| III-5.     | 港湾・海岸の整備 .....                            | 86  |
| III-6.     | 都市景観の形成 .....                             | 88  |
| III-7.     | 生活安全の確保 .....                             | 89  |
| III-8.     | 防災・消防体制の充実 .....                          | 91  |
| III-9.     | 危機管理体制の充実 .....                           | 93  |
| III-10.    | 計画的な土地利用の推進と遊休施設の活用 .....                 | 94  |
| IV.        | 豊かな心と体を育み、歴史と文化を大切にするまちづくり .....          | 95  |
| IV-1.      | 教育環境の充実 .....                             | 95  |
| IV-2.      | 青少年の健全育成 .....                            | 97  |
| IV-3.      | 生涯学習活動の充実 .....                           | 98  |
| IV-4.      | 生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興 .....                | 100 |
| IV-5.      | 地域文化の継承と振興 .....                          | 102 |
| V.         | 共に創る、持続可能なまちづくり .....                     | 104 |
| V-1.       | 協働のまちづくりの推進 .....                         | 104 |
| V-2.       | 地域コミュニティ活動の推進 .....                       | 105 |
| V-3.       | 地域間交流と広域連携の推進 .....                       | 106 |
| V-4.       | デジタル化の推進 .....                            | 108 |
| V-5.       | 健全な行財政運営 .....                            | 110 |
| <b>資料編</b> | .....                                     | 113 |
| 1.         | 統計資料から見る町の状況 .....                        | 115 |
| 2.         | 計画策定のための住民意識調査結果 .....                    | 134 |
| 3.         | 計画策定のための住民ワークショップ結果 .....                 | 140 |
| 4.         | 土庄町総合計画策定条例 .....                         | 146 |
| 5.         | 土庄町振興計画審議会委員名簿（令和4年7月30日～令和5年7月22日） ..... | 147 |
| 6.         | 土庄町総合計画策定委員会名簿（令和4年5月26日～令和5年3月31日） ..... | 152 |
| 7.         | 策定の経緯 .....                               | 153 |
| 8.         | 用語集 .....                                 | 154 |



# 序論

*Introduction*

|                  |    |
|------------------|----|
| 1 計画策定の背景        | 3  |
| 2 計画の構成と期間       | 4  |
| 3 計画策定の流れ        | 5  |
| 4 時代の潮流と国の動向     | 6  |
| 5 本町の現状          | 10 |
| 6 町の特色           | 21 |
| 7 まちづくりに向けた住民意識  | 26 |
| 8 今後のまちづくりに向けた課題 | 30 |



## 1

## 計画策定の背景

本町では、これから進むべき方向とあるべき姿についての基本的な指針として、まちの将来像を示し、総合的かつ計画的な町政の運営を図る最上位計画である「総合計画」を策定しています。平成25（2013）年度から令和4（2022）年度までの10年間を計画期間とする「第6次土庄町総合計画」（以下「前計画」という。）の期間中には、様々な面で飛躍的にグローバル化が進展するとともに、スマートフォンやAIの普及など情報通信技術のさらなる高度化が進む一方、令和の時代に入っては新型コロナウイルス感染症の世界的蔓延という予期せぬ災禍に見舞われ、それまでの生活様式は見直しを迫られるなど社会全般に多大な影響が及び、本町においても観光面や経済面で大打撃を受けました。また、全国的に加速する人口減少・少子高齢化により、過疎化や多方面での担い手不足が顕在化するとともに、気候変動やサプライチェーンの危機といった世界的事象も私たちの生活や地域社会に大きくかかわり、地方自治体の経営は困難の度合いを増しつつあります。

このような状況の中、来る10年間を展望し、引き続き行政と住民が手を携えてまちの未来を築いていくための指針となることを願い、「第7次土庄町総合計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

#### ●これまでの総合計画

| 区分・期間   | まちの将来像                                      |
|---|---|
| 第1次総合計画 ※昭和34年5月策定<br>昭和33（1958）年度～昭和42（1967）年度 | 「新町建設計画」として策定<br>(まちの将来像には言及せず)             |
| 第2次総合計画 ※昭和47年6月策定<br>昭和46（1971）年度～昭和55（1980）年度 | 「町勢振興計画」として策定<br>(まちの将来像には言及せず)             |
| 第3次総合計画 ※昭和57年10月策定<br>昭和58（1983）年度～平成4（1992）年度 | 自然と調和のとれた潤いのあるまち                            |
| 第4次総合計画 ※平成4年10月策定<br>平成5（1993）年度～平成14（2002）年度  | 瀬戸内海の真珠 小豆島とのしょう<br>豊かな自然につつまれた 温かで活力ある成熟社会 |
| 第5次総合計画 ※平成15年3月策定<br>平成15（2003）年度～平成24（2012）年度 | ゆるやかに、美しく成熟する社会への出発（たびだち）                   |
| 第6次総合計画 ※平成25年3月策定<br>平成25（2013）年度～令和4（2022）年度  | 人・時を結び 自然とふれあう 交流の都市（まち）                    |

## 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」と「基本計画」から成り、本町のすべての計画の指針となる最上位計画と位置づけるとともに、「第2期土庄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）及び「土庄町グランドデザイン」（以下「グランドデザイン」という。）との関係が深いことから、これらの計画との整合を図ります。

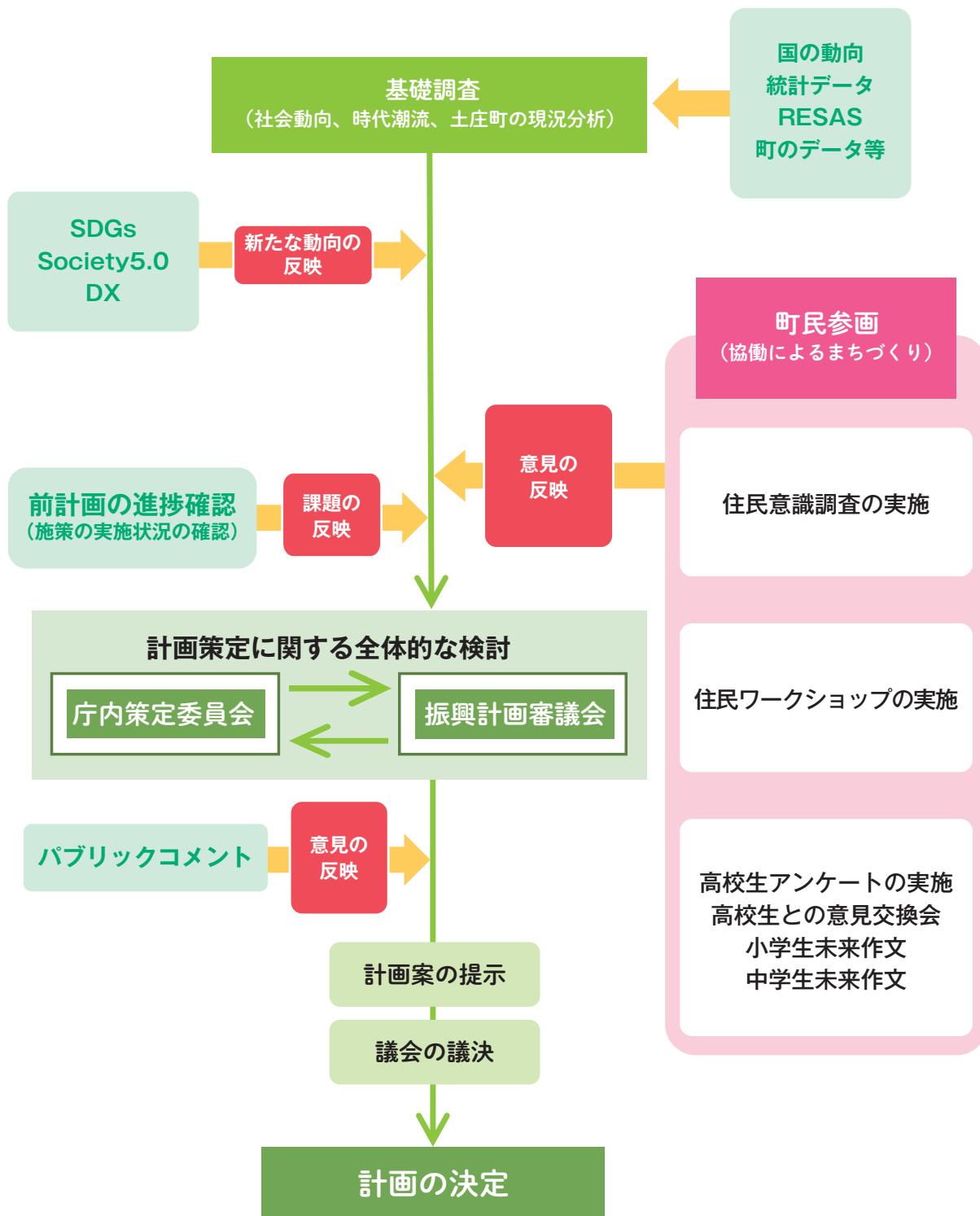
また、基本構想の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度の10年間とし、基本計画については令和9（2027）年度までの前期5年分を策定し、5年後に後期基本計画分を策定することとします。



|            |             |      |      |      |      |             |      |      |      |      |
|------------|-------------|------|------|------|------|-------------|------|------|------|------|
| 和暦(年度)     | 令和5         | 令和6  | 令和7  | 令和8  | 令和9  | 令和10        | 令和11 | 令和12 | 令和13 | 令和14 |
| 西暦(年度)     | 2023        | 2024 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028        | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 |
| 基本構想（10年間） |             |      |      |      |      |             |      |      |      |      |
| 総合計画       | 前期基本計画（5年間） |      |      |      |      | 後期基本計画（5年間） |      |      |      |      |

# 計画策定の流れ

本計画の策定にあたっては、住民と行政の協働・連携により、今後のまちの将来像の実現のための計画として検討を重ね、実効性の高い計画とすることを目指して策定しました。



## 4

## 時代の潮流と国の動向

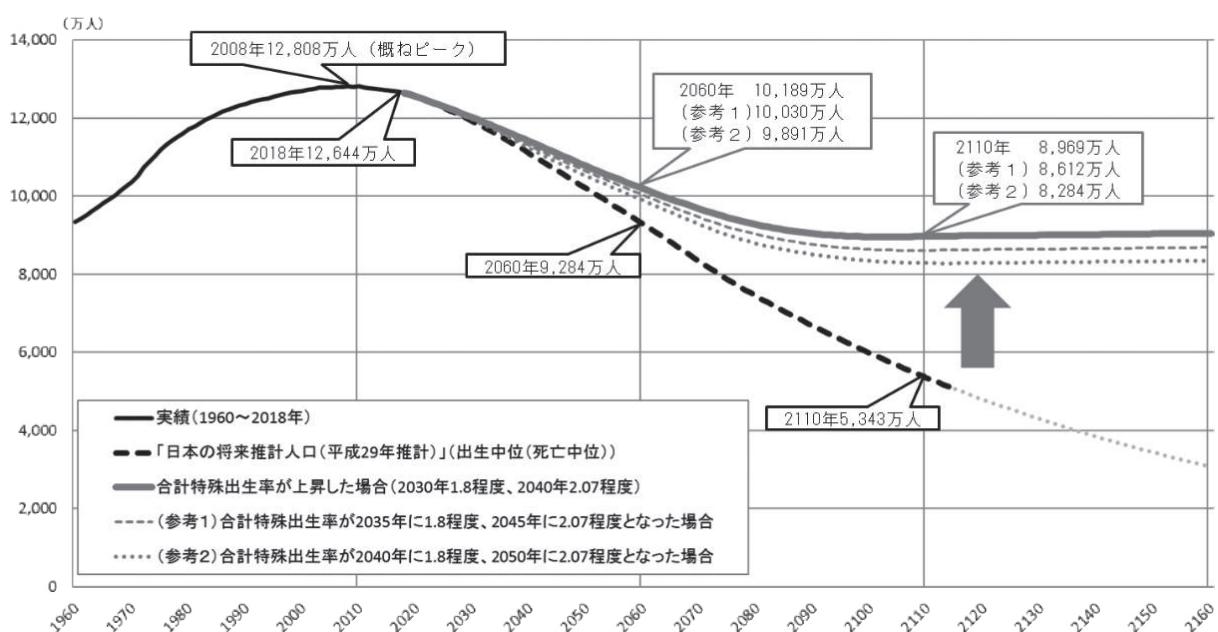
## (1)少子高齢化と人口減少社会

我が国の総人口は、平成20（2008）年の約1億2,808万人をピークに人口減少社会に入っており、令和4（2022）年3月1日時点で約1億2,510万人となっています。また、高齢者人口（65歳以上）は、令和4（2022）年3月1日時点で約3,623万人となり、総人口に占める割合（高齢化率）は29.0%となっており、今後も高齢者人口は増え続ける見込みです。

超高齢社会は、高齢者、特に後期高齢者（75歳以上）の増加によって、年金や医療費などの社会保障費の増加など社会の様々な面での影響が懸念されます。さらに、令和7（2025）年には国民の5人に1人が後期高齢者になると予測されており、医療・介護・福祉サービス需要の急激な増加が見込まれています。

一方、合計特殊出生率は下げ止まつたものの出生数の減少から少子化は進行しており、こうした人口減少や少子高齢化は労働力や地域活力の低下を招くとともに内需を縮小させるため、経済の低迷・空洞化につながることが懸念されます。

## ◆国的人口の推移と長期的な見通し◆



出典：「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」（内閣府）

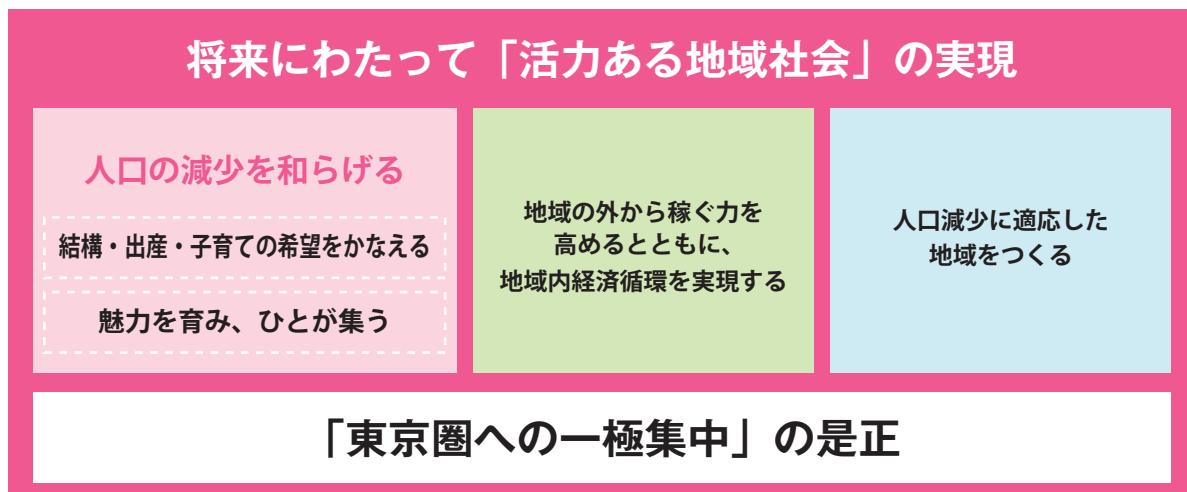
## (2) 国を挙げた地方創生の取組

世界に類を見ないほど急速に少子高齢化が進む我が国において、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくためには、地方創生と東京圏への一極集中の是正が不可欠として、国は平成26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、地方創生に資する施策や取組を進めてきました。

地方自治体においても、地方版の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとともに、ふるさと納税や地域おこし協力隊などの制度も活用しながら地方の人口減少に歯止めをかけ、地域社会を維持するための施策が模索されています。若い世代が地方に移住して就業・起業することで人生の新たな可能性を探る動きが芽生えたり、副業・兼業やサテライトオフィスなどの多様な働き方、ブランド化による農林水産業の振興などを通じて、継続して地域との関わりを持つ動きも全国の各所で見られるようになってきました。

今後は、ICT（情報通信技術）を利活用した情報発信や経済活動、テレワークの普及、業務効率化などにより、IoT（アイオーティー：Internet of Things）で全ての人とモノがつながり、様々な知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出す「Society 5.0（ソサイティ5.0）」の社会の実現に向けた動きが進められようとしています。

### ◆地方創生の目指すべき将来◆



資料：第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（内閣府）

## (3) 災害への備えと感染症対策の取組

平成23（2011）年3月11日に発生した東日本大震災は、被災地をはじめ、わが国全体に甚大な被害をもたらし、人々の意識に大きな衝撃を与えました。国においては、近い将来に発生する可能性が高い「南海トラフ巨大地震」について常に検討を行うとともに「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」を令和元（2019）年5月に策定するなど、東日本大震災の教訓を踏まえた想定と対策を関係自治体と連携しながら進めています。また、近年の大型台風や前線による線状降水帯、積乱雲の突然の発達によるゲリラ豪雨などは、各地に大きな被害をもたらしていることから、こうした天災に対する人々の防災意識は急速に高まっています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の流行による感染症対策と経済活動の両立に向けた様々な対策を講

じる中で、基本的な感染症対策の普及啓発とウィズコロナ時代の困難な状況を打破する取組が進められており、アフターコロナを見据えた取組も検討されています。

## (4)産業構造の変化

農林水産業においては、全国的に生産者などの高齢化や後継者不足などが続いている。このような中、平成27（2015）年10月には環太平洋パートナーシップ協定（TPP）が大筋合意され、自由貿易の進展が期待されます。

製造業においては、2000年代に、経済のグローバル化や円高などが進み、製造業の海外移転などが進みました。近年は、コロナ禍により工場の国内回帰などもありましたが、令和4年に入り急速に進む円安による原材料の高騰やロシア・ウクライナ間での戦争による世界のサプライチェーンの寸断により、製造業の厳しい状況は続いています。

観光業においては、訪日観光客が令和元（2019）年に約3,188万に達しましたが、コロナ禍により訪日観光客は急減し、観光関連の産業は大打撃を受けました。しかし、ワクチンの普及や医薬品の開発などにより、ようやくウィズコロナの状況における観光需要の拡大も見込まれるようになってきたことから、国は今後、外国人旅行者の受け入れを含めた国内での観光振興対策を行っていく方針です。

## (5)価値観やライフスタイルの多様化

近年では、個人的な豊かさの追求から持続可能な地球環境の保全といった、個人から社会全体にわたる多様な価値観が混在しています。また、経済情勢や雇用者の都合を理由とした非正規雇用による就労形態の増加や核家族化・少子高齢化に伴う家族形態、インターネットやスマートフォンなどの普及や利便性の向上による生活形態の変化などにより、個人のライフスタイルは年々変容しています。その一方で、便利さや経済的な豊かさを追求するよりも、癒し、健康、余暇など、心身の健康づくりを重視する傾向も強くなっています。

そのため、生涯にわたる教育・文化活動やスポーツ・レクリエーション活動に一層取り組むことにより、個性や能力が最大限発揮されるまちづくりを推進するとともに、男女共同参画や障がいのある人も活躍できる社会の実現や、諸外国への理解と多文化共生など、多様な価値観や個性を尊重することにより、お互いの存在を認め合い支え合える社会を構築することが求められています。

## (6) 環境問題に関する意識

二酸化炭素などの温室効果ガスによる地球温暖化の影響は年々顕在化し、洪水や干ばつ、超大型台風の発生などの異常気象が世界各地で見られ、被害も至るところで発生するようになっています。地球環境への負荷低減が世界共通の課題として掲げられており、全世界で化石燃料依存からの脱却・転換が進みつつあります。

温室効果ガスを排出しない「再生可能エネルギー」については、我が国において太陽光・風力・地熱・中小水力・バイオマスなどの取組が広がっています。また、地球温暖化対策の推進に関する法律で、都道府県及び市町村は、温室効果ガスの排出の抑制などに努めるものとされており、地方公共団体は「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」のため脱炭素社会に向けた取組を進めることが求められます。

個人レベルにおいても、蓄電池の高性能化による電気自動車やハイブリッド車の普及、ゴミ削減やリサイクルへの取組などにより、環境に優しいライフスタイルを実践する人々の割合が増えています。

## (7) 地方自治に関する取組

地方分権改革は、平成5（1993）年の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」に始まり、個性を生かして自立した地方をつくるため、国から地方、都道府県から市町村への権限移譲や地方に対する規制緩和などが行われました。地方分権が進む中、自治体の裁量が拡大され、自らの判断と責任のもとに、地域の実情に沿った行政運営が求められています。

自治体が自己決定と自己責任による行政を進めるためには、住民参画と協働によるまちづくりの視点は不可欠であるため、「自助・互助・共助・公助」の概念が再認識されています。また、近年は家庭や地域コミュニティの機能低下が見られることから、助け合い・支え合いながら住み慣れた地域で暮らしていくことの重要性が高まっており、家族や地域の絆を再生・活性化する取組も盛んになってきています。

## (8) 公共施設などの維持管理

自治体の財政事情が厳しさを増す中、道路・橋梁・上下水道や公共施設などの老朽化とその更新費用の財政負担が大きな問題となっています。また、人口減少などにより公共施設などの需要が減少していくことも予想されています。

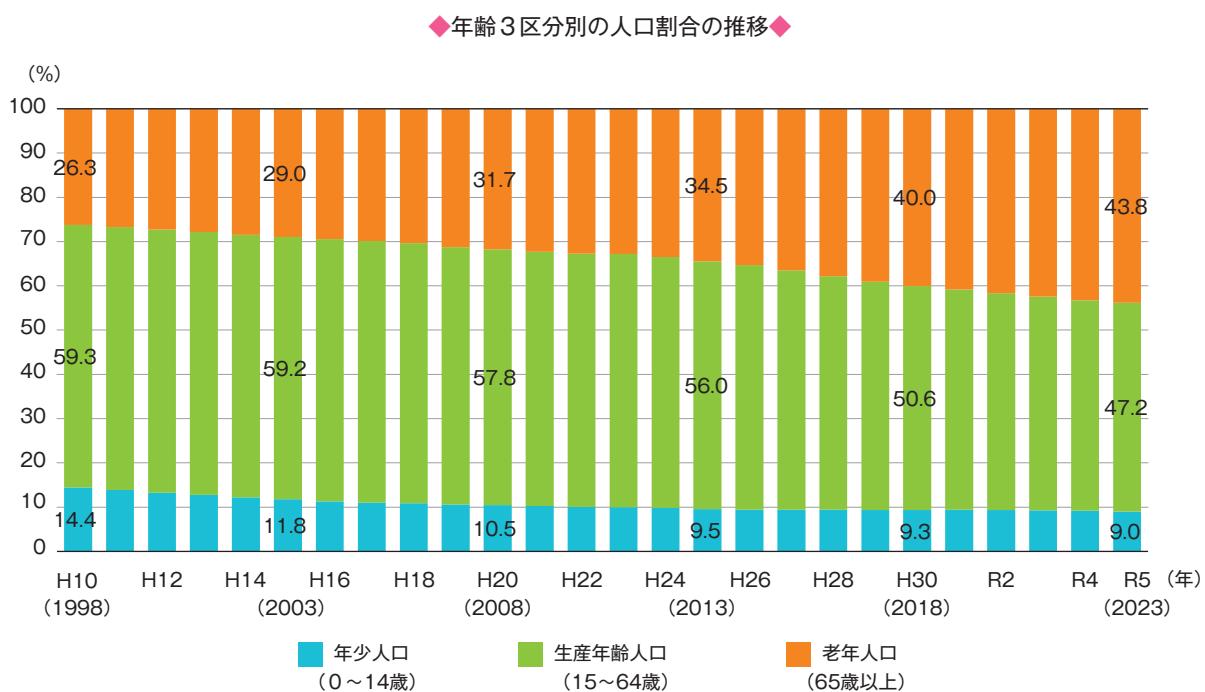
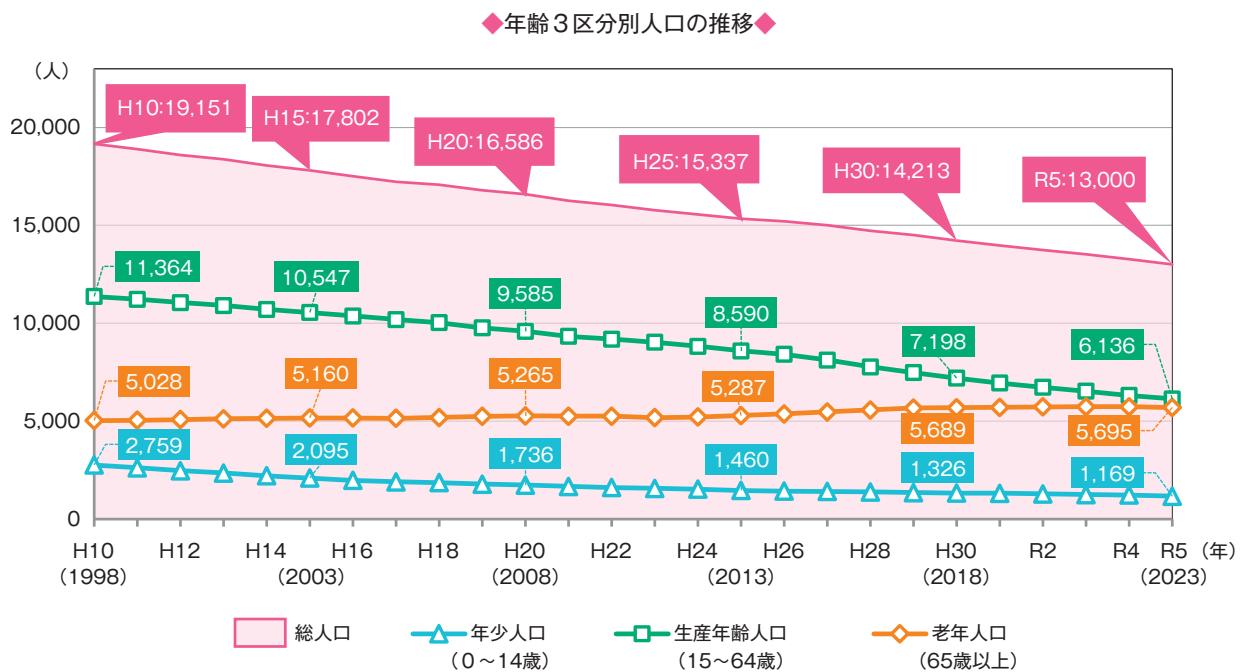
これらを踏まえ、国では「インフラ長寿命化基本計画」を平成25（2013）年11月に策定するとともに、地方においても各自治体で「公共施設等総合管理計画」を策定し、国と自治体が一丸となってインフラの維持管理を推進しています。

## 5

## 本町の現状

## (1) 人口の推移

「年齢3区分別人口の推移」を見ると、近年は、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上～65歳未満）は減少、老人人口（65歳以上）は増加で推移しており、少子高齢化が顕著となっています。また、「年齢3区分別の人口割合の推移」では、高齢化率は令和5年1月1日時点で43.8%となっています。



資料：総務省「住民基本台帳」 ※ H10～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

「5歳階級別人口の推移」を見ると、過去10年間の増減数では15歳～64歳の生産年齢人口の減少が顕著である一方で、70歳～79歳の老齢人口が増加しており、将来の労働力の不足に伴う経済規模の縮小など様々な社会的・経済的課題が深刻化する可能性があります。

#### ◆ 5歳階級別人口の推移◆

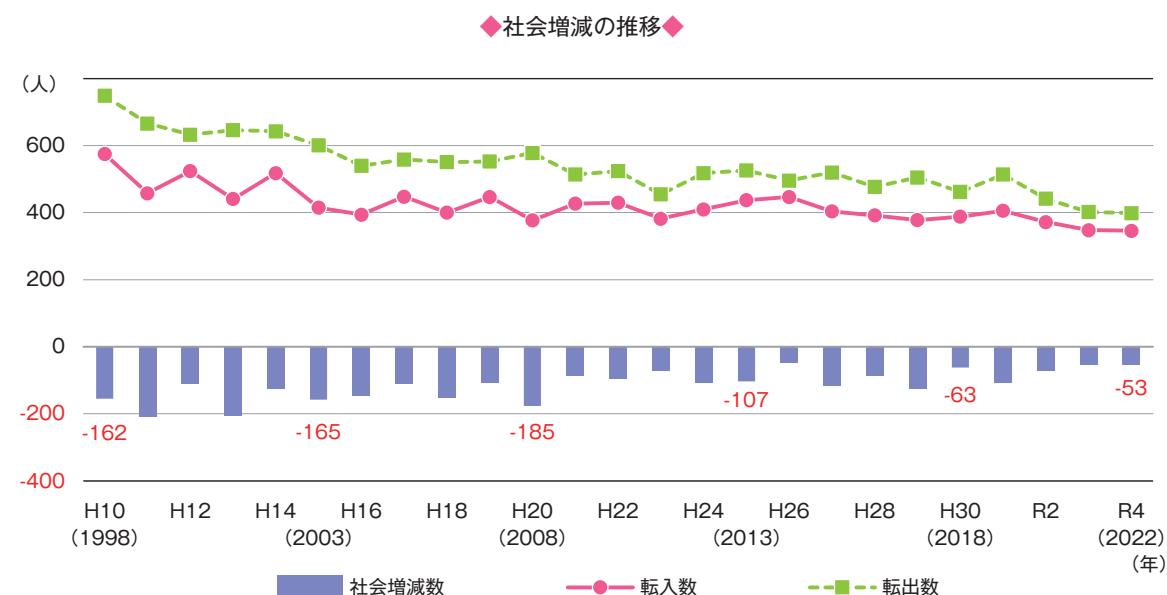
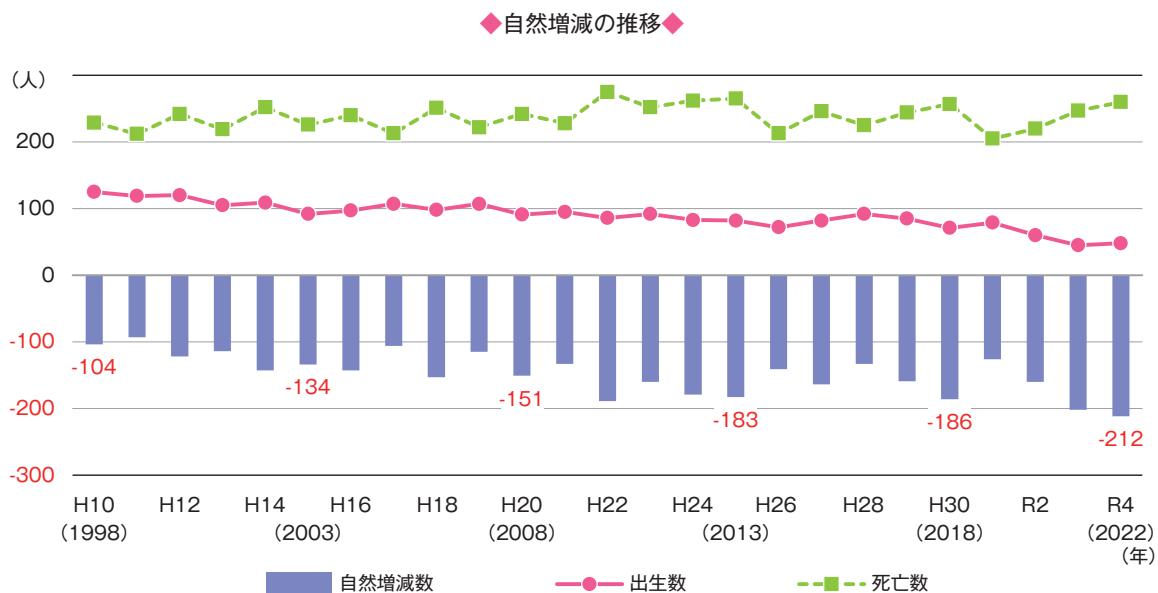
|        | 平成10年<br>1998年 | 平成15年<br>2003年 | 平成20年<br>2008年 | 平成25年<br>2013年 | 平成30年<br>2018年 | 令和5年<br>2023年 | 増減数<br>2013年→<br>2023年 | 増減率<br>2013年→<br>2023年 |
|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|---------------|------------------------|------------------------|
| 0～4歳   | 756            | 558            | 495            | 436            | 395            | 320           | -116                   | 73.4%                  |
| 5～9歳   | 872            | 703            | 545            | 474            | 452            | 398           | -76                    | 84.0%                  |
| 10～14歳 | 1,132          | 835            | 693            | 543            | 479            | 451           | -92                    | 83.1%                  |
| 15～19歳 | 1,245          | 1,065          | 781            | 661            | 517            | 455           | -206                   | 68.8%                  |
| 20～24歳 | 969            | 841            | 735            | 565            | 474            | 369           | -196                   | 65.3%                  |
| 25～29歳 | 895            | 851            | 738            | 612            | 434            | 369           | -243                   | 60.3%                  |
| 30～34歳 | 882            | 814            | 807            | 707            | 606            | 419           | -288                   | 59.3%                  |
| 35～39歳 | 945            | 845            | 772            | 775            | 712            | 569           | -206                   | 73.4%                  |
| 40～44歳 | 1,236          | 936            | 822            | 776            | 803            | 712           | -64                    | 91.8%                  |
| 45～49歳 | 1,620          | 1,228          | 909            | 811            | 792            | 790           | -21                    | 97.4%                  |
| 50～54歳 | 1,268          | 1,605          | 1,207          | 901            | 781            | 792           | -109                   | 87.9%                  |
| 55～59歳 | 1,128          | 1,260          | 1,578          | 1,180          | 900            | 786           | -394                   | 66.6%                  |
| 60～64歳 | 1,201          | 1,138          | 1,252          | 1,572          | 1,178          | 875           | -697                   | 55.7%                  |
| 65～69歳 | 1,418          | 1,146          | 1,124          | 1,232          | 1,545          | 1,144         | -88                    | 92.9%                  |
| 70～74歳 | 1,308          | 1,300          | 1,075          | 1,055          | 1,140          | 1,480         | 425                    | 140.3%                 |
| 75～79歳 | 1,015          | 1,153          | 1,154          | 967            | 971            | 1,047         | 80                     | 108.3%                 |
| 80～84歳 | 730            | 806            | 962            | 937            | 840            | 838           | -99                    | 89.4%                  |
| 85～89歳 | 385            | 496            | 582            | 662            | 670            | 615           | -47                    | 92.9%                  |
| 90歳以上  | 173            | 259            | 366            | 433            | 523            | 571           | 138                    | 131.9%                 |
| 総計     | 19,178         | 17,839         | 16,597         | 15,299         | 14,212         | 13,000        | -2,299                 | 85.0%                  |

資料：総務省「住民基本台帳」 ※ H7～H25は各年3月31日時点、H26～は各年1月1日時点

## (2) 自然増減、社会増減の推移

「自然増減の推移」を見ると、出生数と死亡数の差は自然減で推移しています。また、出生数は減少傾向で死亡数はほぼ横ばいで推移していることから、自然減はいわゆる「ワニの口（出生数と死亡数の差が拡大）」の状況となっています。

また、「社会増減の推移」では、転入数と転出数の差は、社会減で推移していますが、近年はその差が縮まりつつあります。



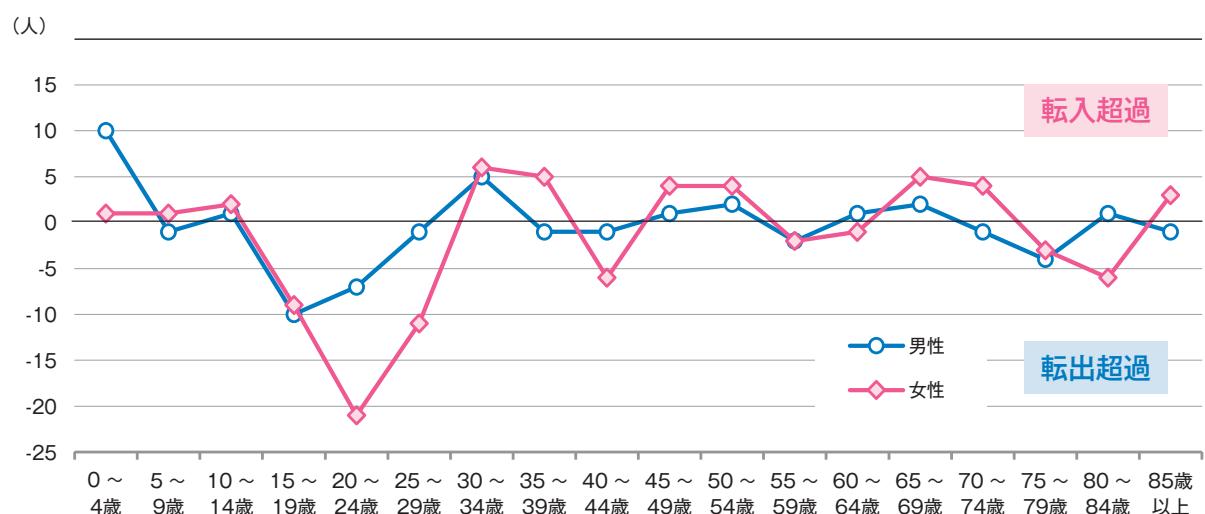
資料：総務省「住民基本台帳」

※ H10～H24は各年4月1日～翌年3月31日、H25～は各年1月1日～12月31日

### (3) 転入・転出の状況

「転入・転出超過数（男女別・5歳階級別）」を見ると、男女ともに、近年は進学・就職などによる15～29歳の転出が顕著です。その一方で、子ども・子育て世代（0～14歳の子どもと30歳台）や40～60歳台の転入超過が見られます。

◆転入・転出超過数（男女別・5歳階級別）◆

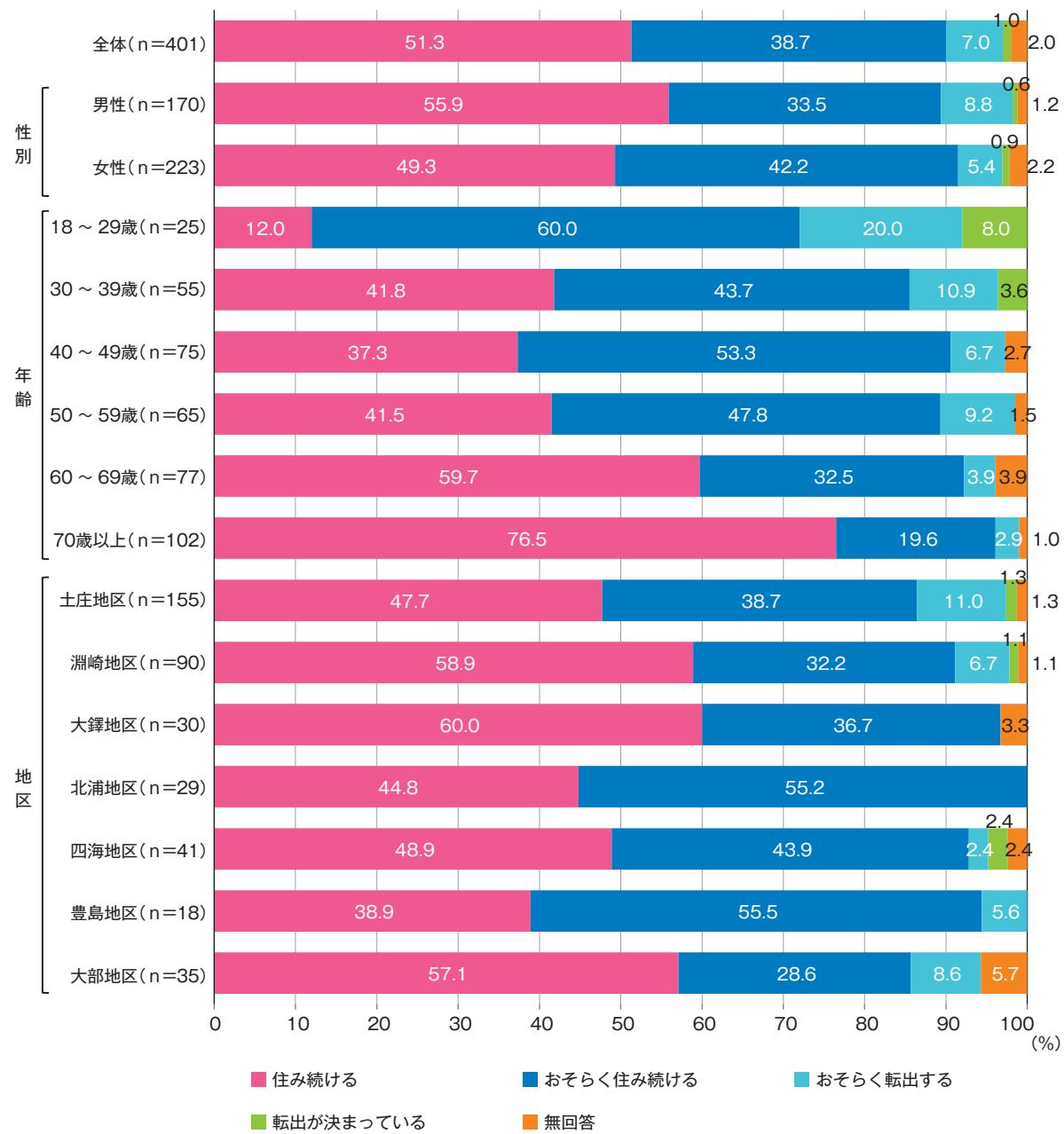


| 年齢     | 転入  |     |     | 転出  |     |     | 転入超過数 |     |     |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|-----|
|        | 男性  | 女性  | 合計  | 男性  | 女性  | 合計  | 男性    | 女性  | 合計  |
| 0～4歳   | 16  | 9   | 25  | 6   | 8   | 14  | 10    | 1   | 11  |
| 5～9歳   | 2   | 3   | 5   | 3   | 2   | 5   | -1    | 1   | 0   |
| 10～14歳 | 6   | 4   | 10  | 5   | 2   | 7   | 1     | 2   | 3   |
| 15～19歳 | 3   | 3   | 6   | 13  | 12  | 25  | -10   | -9  | -19 |
| 20～24歳 | 29  | 32  | 61  | 36  | 53  | 89  | -7    | -21 | -28 |
| 25～29歳 | 30  | 21  | 51  | 31  | 32  | 63  | -1    | -11 | -12 |
| 30～34歳 | 23  | 26  | 49  | 18  | 20  | 38  | 5     | 6   | 11  |
| 35～39歳 | 14  | 18  | 32  | 15  | 13  | 28  | -1    | 5   | 4   |
| 40～44歳 | 11  | 7   | 18  | 12  | 13  | 25  | -1    | -6  | -7  |
| 45～49歳 | 8   | 10  | 18  | 7   | 6   | 13  | 1     | 4   | 5   |
| 50～54歳 | 12  | 9   | 21  | 10  | 5   | 15  | 2     | 4   | 6   |
| 55～59歳 | 6   | 4   | 10  | 8   | 6   | 14  | -2    | -2  | -4  |
| 60～64歳 | 5   | 2   | 7   | 4   | 3   | 7   | 1     | -1  | 0   |
| 65～69歳 | 2   | 5   | 7   | 0   | 0   | 0   | 2     | 5   | 7   |
| 70～74歳 | 2   | 7   | 9   | 3   | 3   | 6   | -1    | 4   | 3   |
| 75～79歳 | 0   | 1   | 1   | 4   | 4   | 8   | -4    | -3  | -7  |
| 80～84歳 | 1   | 0   | 1   | 0   | 6   | 6   | 1     | -6  | -5  |
| 85歳以上  | 1   | 10  | 11  | 2   | 7   | 9   | -1    | 3   | 2   |
| 計      | 171 | 171 | 342 | 177 | 195 | 372 | -6    | -24 | -30 |

資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」令和3（2021）年

## (4)住み続けることへの住民意識

「まちづくりに関するアンケート調査」から見ると、人口減少が深刻化している状況においても住民の意識としては、ずっと住み続けたいという気持ちが強く、アンケート結果全体では、「住み続ける」と「おそらく住み続ける」を合わせた“住み続ける”は90.0%となっています。また、「おそらく転出する」は、7.0%となっており、年齢層別に見ると、年齢が高くなるにつれて“住み続ける”的割合が高くなっています。



資料：まちづくりに関するアンケート調査（令和4年）

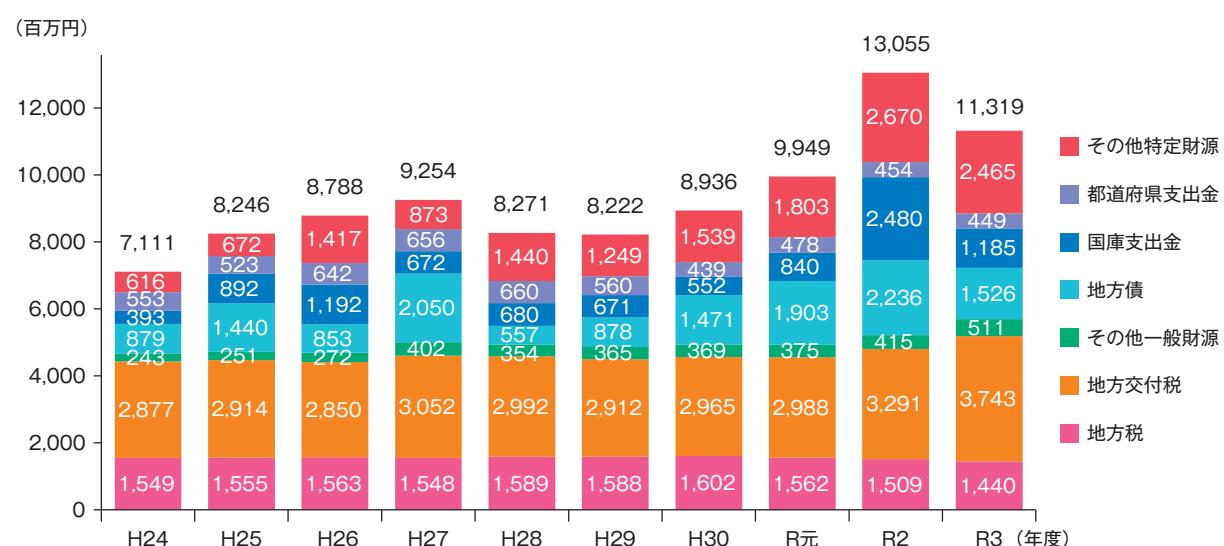
## (5)財政

「歳入決算額及び歳出決算額の推移」を見ると、令和3（2021）年度の普通会計における歳入総額は11,319百万円、歳出総額は9,999百万円となっています。

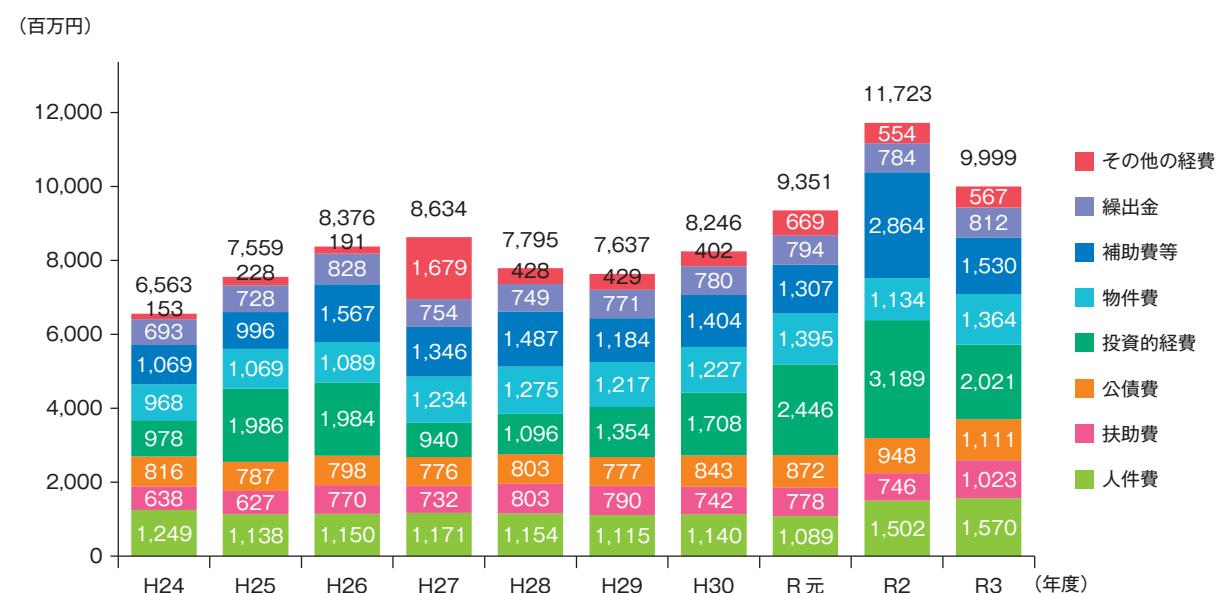
令和2（2020）年度から令和3（2021）年度にかけて、新型コロナウイルス感染症対策として、歳入では国庫支出金、歳出では補助費等や人件費が増加しています。

また公債費について、沖之島架橋の整備、役場庁舎の建替えなど、建設事業を順次進めているため、地方債の発行額が増加しています。

◆歳入決算額の推移◆

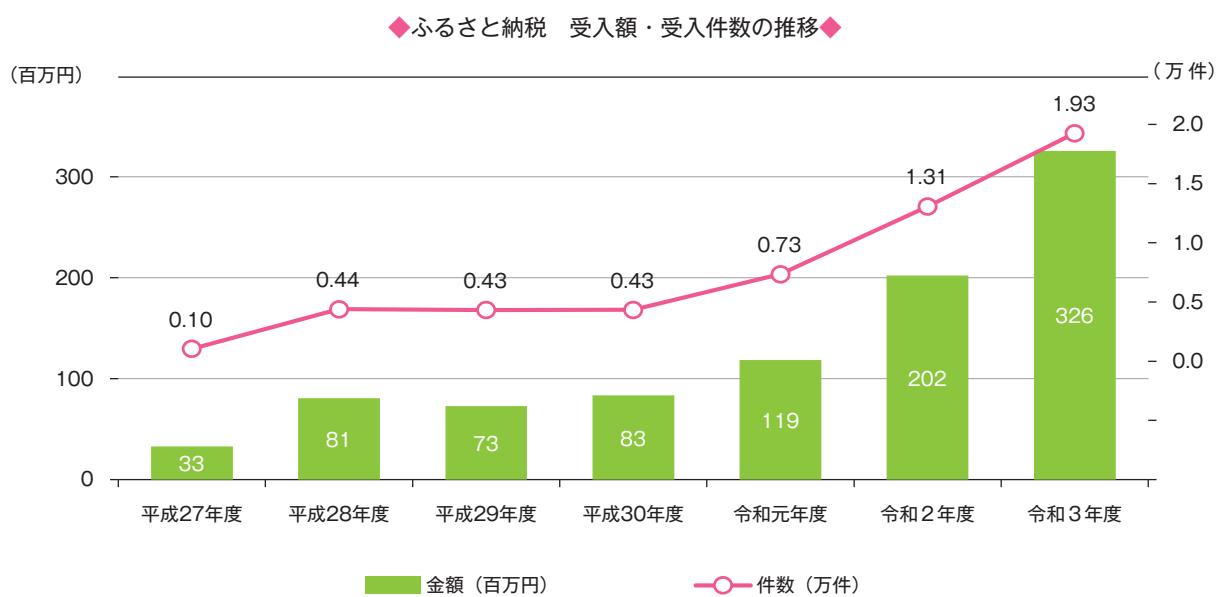


◆歳出決算額の推移◆

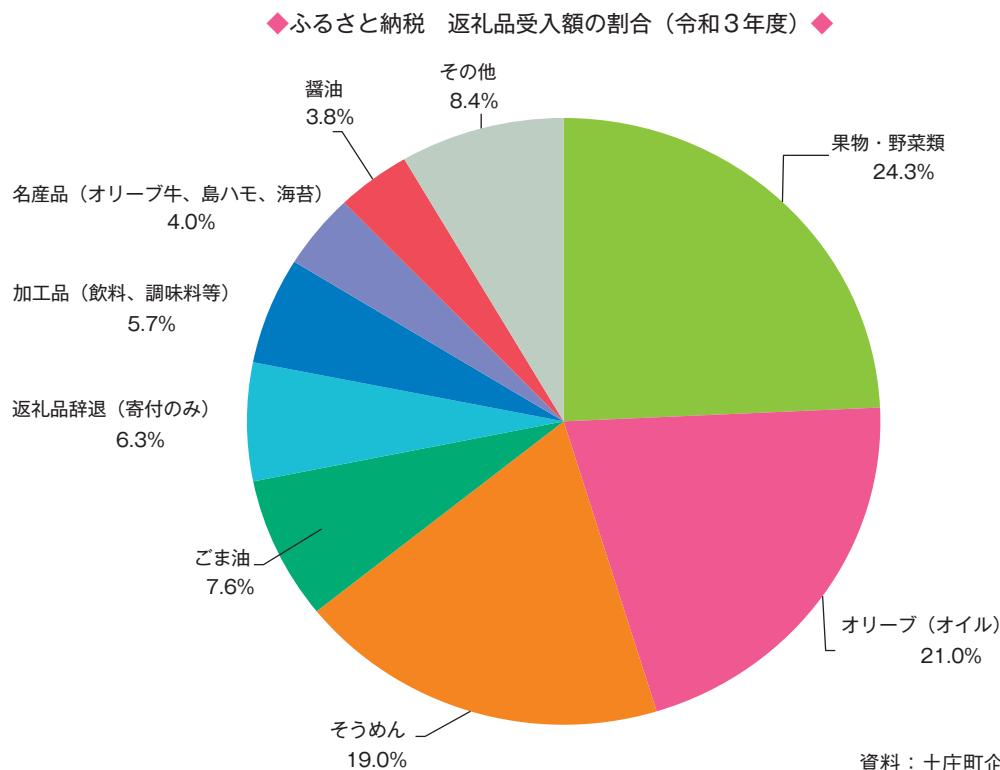


資料：総務省「地方財政状況調査」

「ふるさと納税 受入額・受入件数の推移」を見ると、町の新たな財源として期待されるふるさと納税額は毎年増加傾向です。令和3（2021）年は前年と比較して大幅に増加しており、約19,300件（326百万円）となっています。

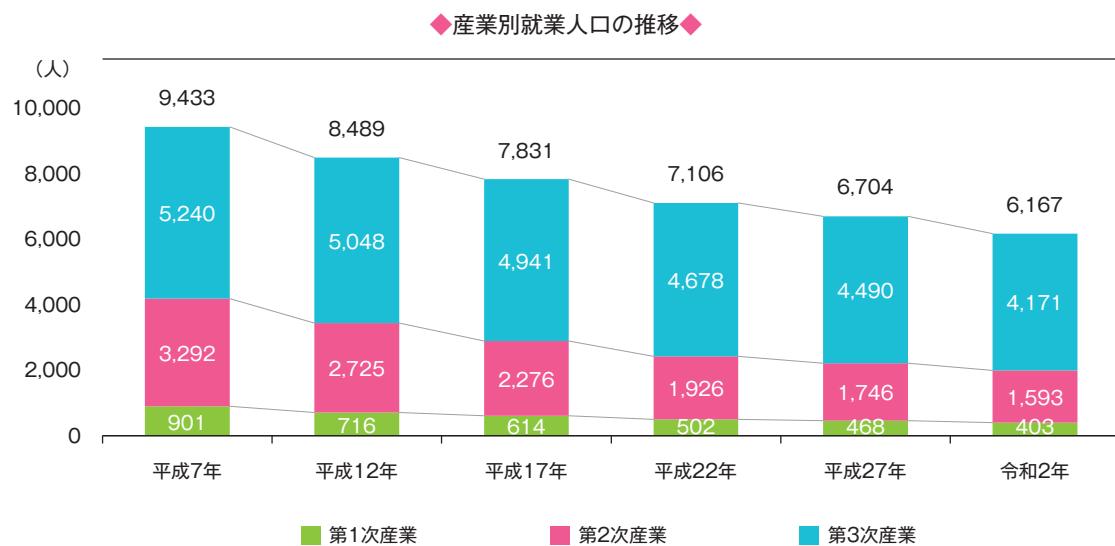


資料：総務省「ふるさと納税に関する現況調査」  
備考：他自治体へのふるさと納税による町税減収額716万円（令和3年度）

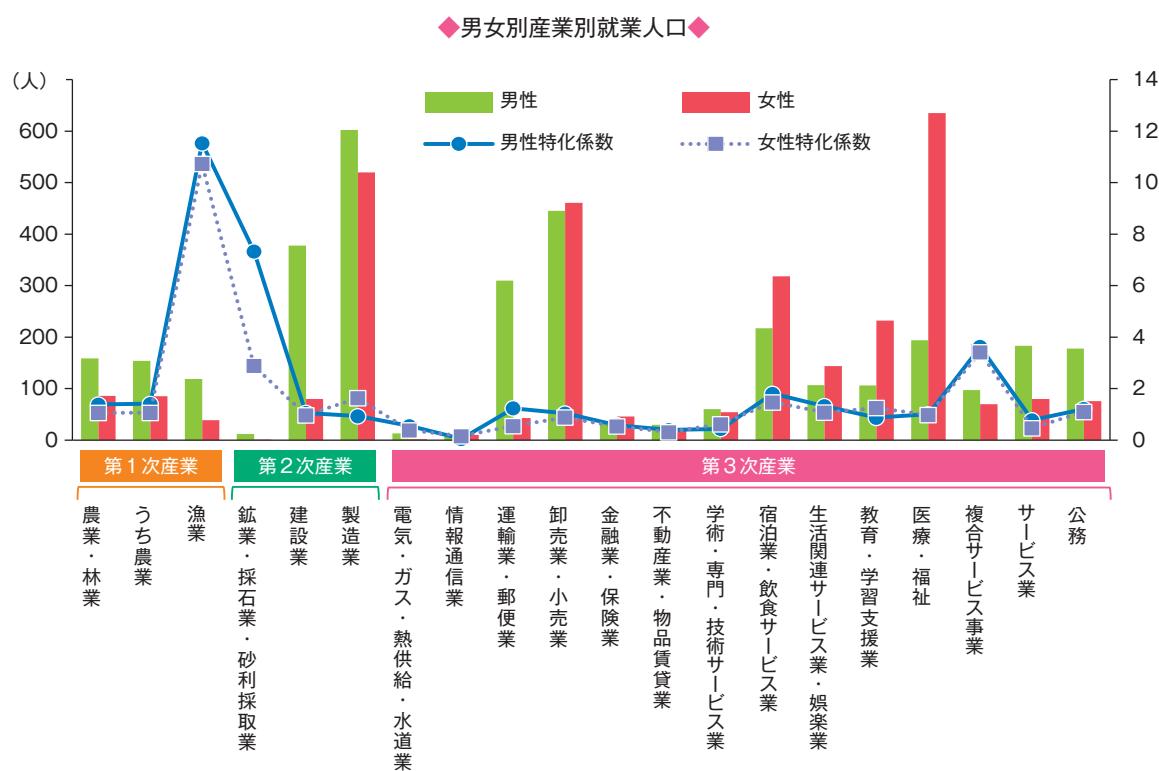


## (6)産業

「産業別就業人口の推移」を見ると、第3次産業が最も多く、第1次産業が最も少なくなっています。男女別産業別就業人口を見ると、男性では「製造業」が最も多く、次いで、「卸売業・小売業」、「建設業」の順となっており、女性では「医療・福祉」が最も多く、次いで、「製造業」、「卸売業・小売業」の順となっています。



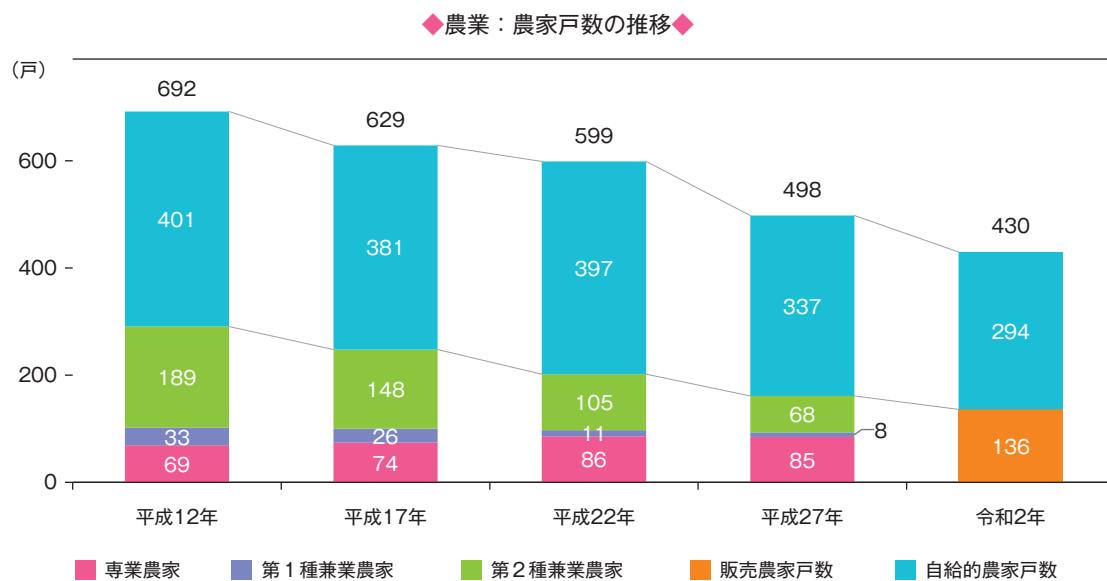
資料：総務省「国勢調査」



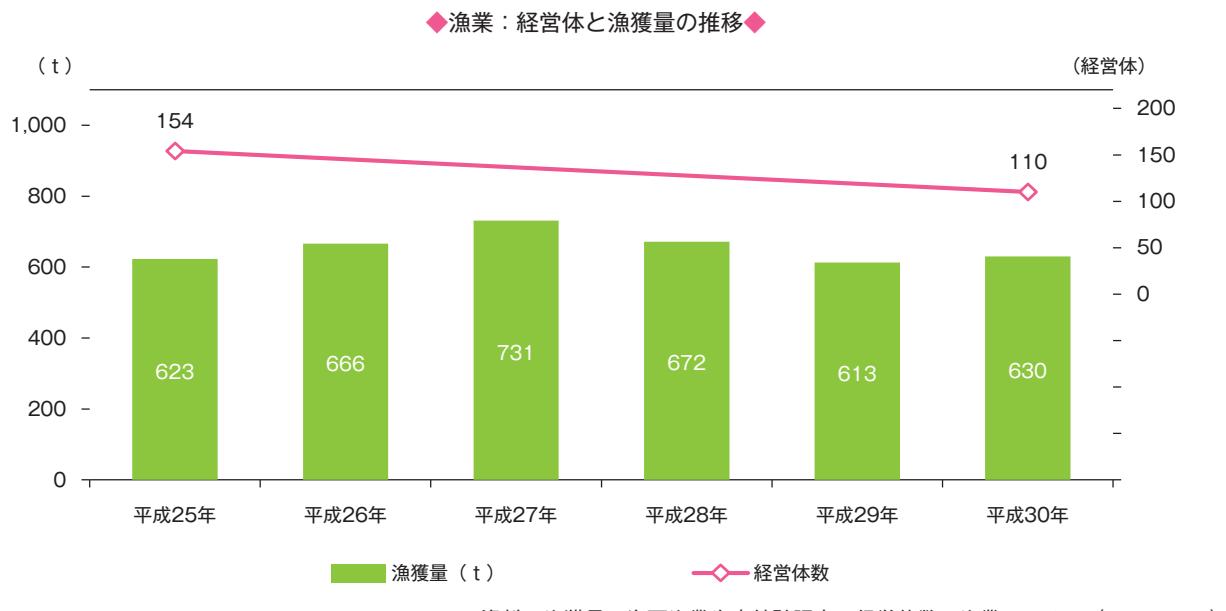
資料：国勢調査（総務省）令和2年

「農業：農家戸数の推移」を見ると、平成27（2015）年までの専業農家の戸数は増加傾向ですが、農家戸数全体は減少傾向となっており、依然として農業の担い手不足が深刻化している状況です。

また、漁業：経営体と漁獲量の推移については、経営体数は減少傾向ですが、漁獲量については、平成30（2018）年時点で平成25（2013）年と同程度となっています。



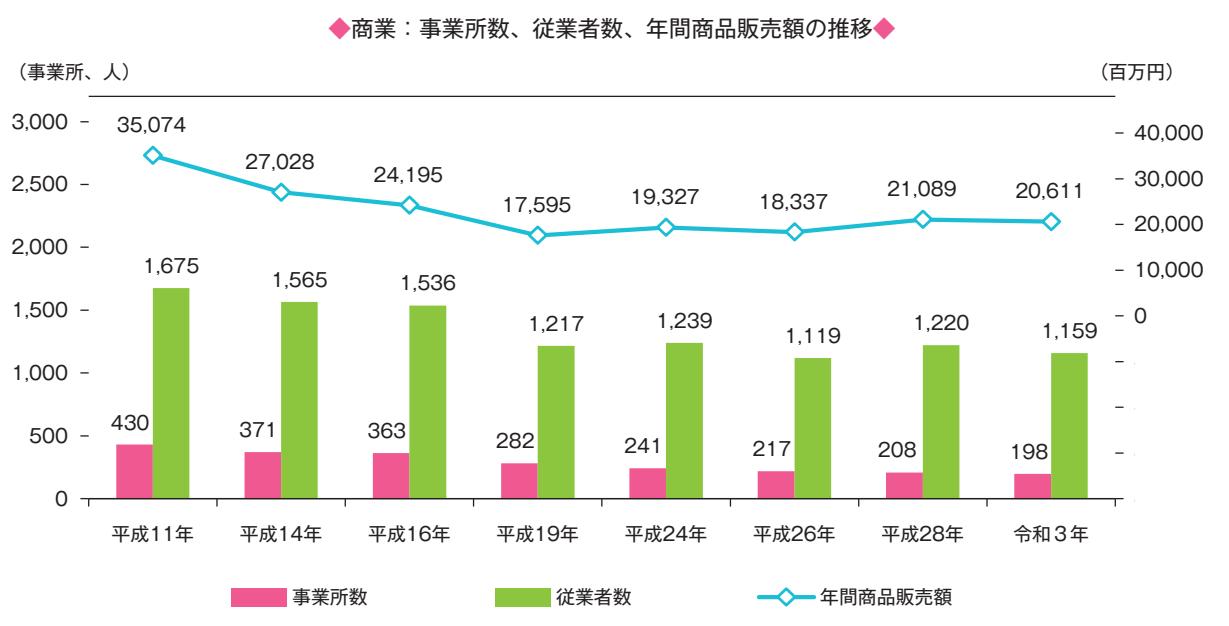
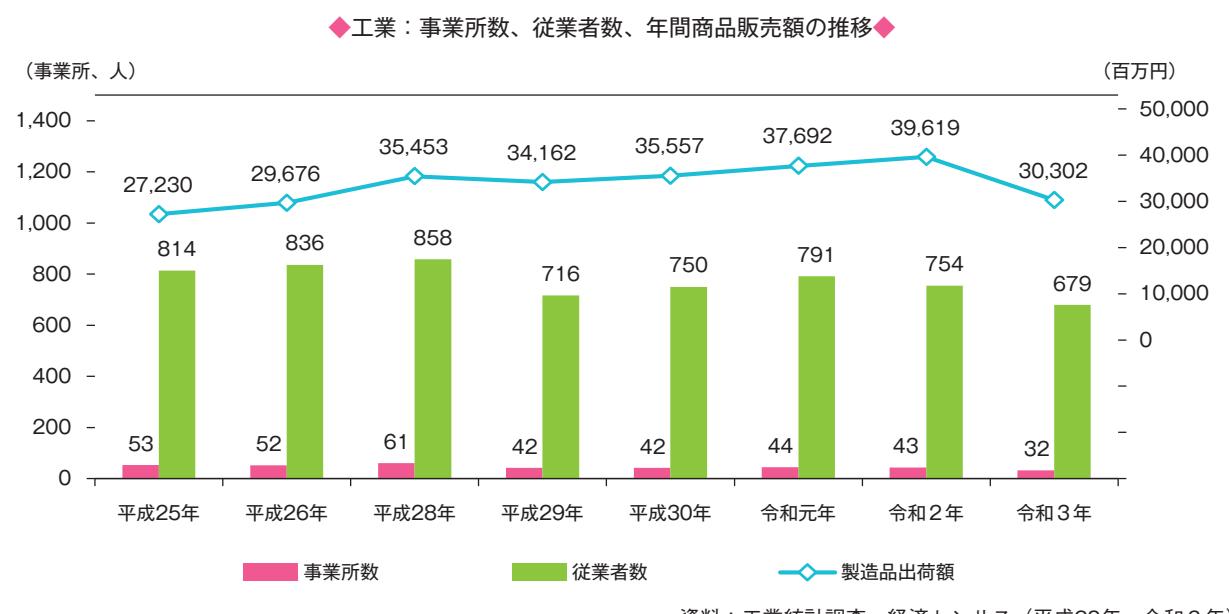
資料：世界農林業センサス（平成12年、22年） 農業センサス（平成17年、27年、令和2年）  
※令和2年農林業センサスでは、販売農家の専業別農家数が不明。



資料：漁獲量：海面漁業生産統計調査、経営体数：漁業センサス（H25、H30）

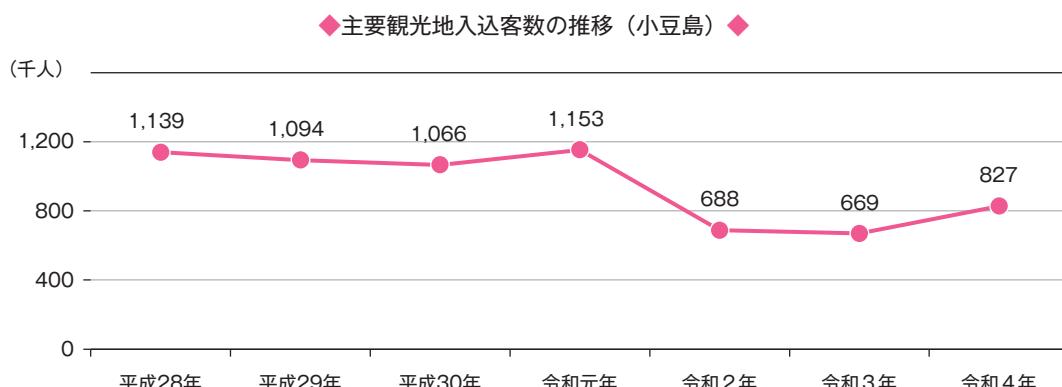
「工業：事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移」を見ると、事業所数・従業者数は、平成29（2017）年に急減しましたが、製造品出荷額は令和2（2020）年まで増加傾向にありました。ただし、令和3（2021）年は事業所数の減少と従業者数のさらなる減少により製造品出荷額も減少しました。

また、「商業：事業所数、従業者数、年間商品販売額の推移」を見ると、事業所数は減少で推移していますが、従業者数は平成19（2007）年以降は横ばいで、年間商品販売額は平成19（2007）年以降増加傾向にあります。



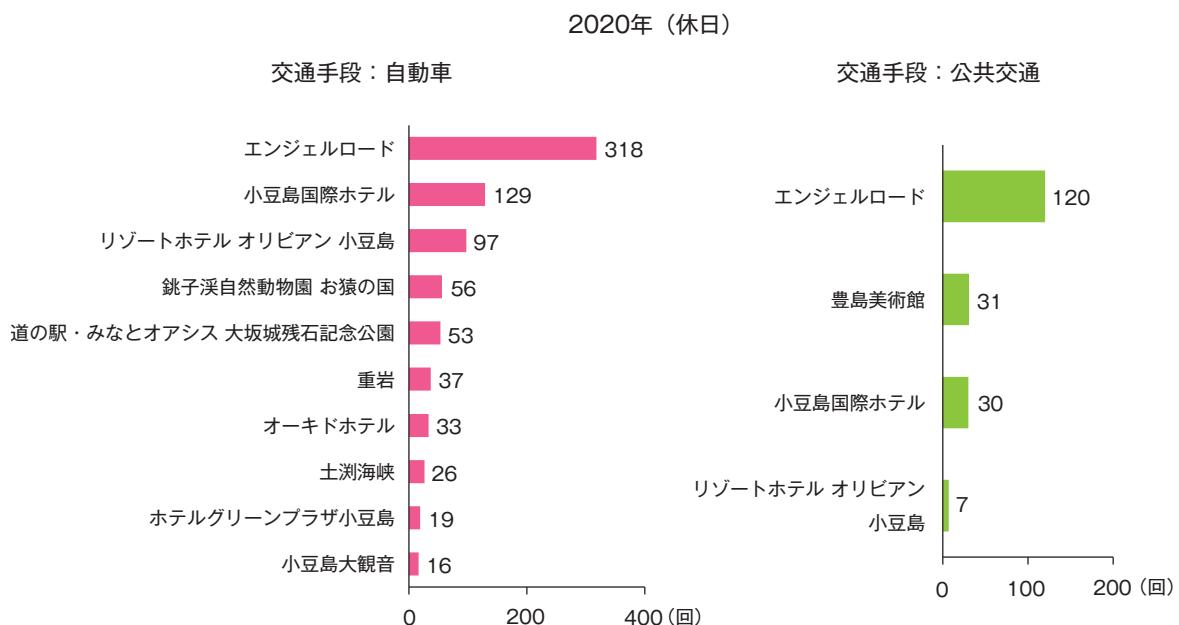
## (7)観光

「主要観光地入込客数の推移」を見ると、小豆島全体の観光入込客数は、令和元（2019）年までは100万人を超えていましたが、コロナ禍の影響により令和3（2021）年は約669,000人と大幅に減少しています。



資料：香川県「観光客動態調査報告」

### 【参考】観光施設などを目的地とした検索回数ランキング



資料：地域経済分析システム（RESAS）

【出典】株式会社ナビタイムジャパン「経路検索条件データ」

【注記】検索回数は、同一ユーザーの重複を除いた月間のユニークユーザー数。下記条件に全て該当した場合にのみ表示。

- 施設分類が、観光資源、宿泊施設や温泉、広域からの集客が見込まれるレジャー施設や商業施設に該当
- 年間検索回数が自動車は50回、公共交通は30回以上
- 年間検索回数が全国1000位以内または都道府県別50位以内または市区町村別10位以内

# 町の特色

本町には、離島としての美しく豊かな自然や人の良さのほかに、他の市町村にないさまざまな特色があります。

町の特色を強みとして生かし、「住んでよし、訪れてよし」の地域づくりを実現するため、本町では国際基準に準拠した持続可能な観光指標「日本版持続可能な観光ガイドライン」（観光庁）に基づいた取組を推進し、持続可能な観光の町を目指すこととします。



「日本版持続可能な観光ガイドライン  
(JSTS-D)」ロゴマーク

## ■本町が誇る「地域資源」



- ① エンジェルロード
- ② 土庄港ターミナルビル（アートノショーターミナル）
- ③ 重岩
- ④ 屋形崎夕陽の丘
- ⑤ 豊島の棚田
- ⑥ 大坂城残石記念公園
- ⑦ 美しの原高原

- ⑧ 『二十四の瞳』一平和の群像
  - ⑨ 小豆島尾崎放哉記念館
  - ⑩ 迷路のまち
  - ⑪ 若潮部隊跡地
  - ⑫ 士渉海峡一世界で一番狭い海峡
  - ⑬ 宝生院のシンパク（国の特別天然記念物）  
推定樹齢は 1600 年以上とされる
  - ⑭ 肥土山の舞台（国の重要有形民俗文化財）・  
肥土山農村歌舞伎
  - ⑮ 太鼓まつり
  - ⑯ 肥土山の虫送り
- <町内各地>
- アニメ『からかい上手の高木さん』の舞台
  - 瀬戸内国際芸術祭一現代アート作品
  - 日本遺産一悠久の時が流れる石の島
  - 小豆島八十八箇所靈場一弘法大師空海ゆかりといわれる靈場



① エンジェルロード



② 土庄港ターミナルビル  
(アートノショーターミナル)



③ 重岩



④ 屋形崎夕陽の丘



⑤ 豊島の棚田



⑥ 大坂城残石記念公園



⑦ 美しの原高原



⑧ 『二十四の瞳』—平和の群像



⑨ 小豆島尾崎放哉記念館



⑩ 迷路のまち



⑪ 若潮部隊跡地



⑫ 土渦海峡一世界で一番狭い海峡

⑬ 宝生院のシンパク  
(国の特別天然記念物)

⑭ 肥土山の舞台・肥土山農村歌舞伎



⑮ 太鼓まつり



⑯ 肥土山の虫送り

<町内各地>



● アニメ『からかい上手の高木さん』の舞台



● 濑戸内国際芸術祭作品  
ヘザー・B・スワン+ノンダ・カサリディス  
「海を夢見る人々の場所」



● 日本遺産—悠久の時が流れる石の島



● 小豆島八十八箇所霊場

■ 本町が誇る「関係人口拡大の取組」



● 濑戸内海タートル・フルマラソン



● 濑戸内国際芸術祭作品  
チエ・ジョンファ「太陽の贈り物」



● 域学連携交流事業  
「域学連携交流施設：夢すび館」



● 域学連携交流事業  
ワークショップの様子

## ■本町が誇る「特産品」



● オリーブ（オイル）



● 手延素麵



● 柑橘類



● いちご



● 小豆島オリーブ牛



● 小豆島島鰐



● ごま油



● のり

# まちづくりに向けた住民意識

## (1) 住民意識調査結果より

### 1 移住・定住や人口増につながる取組について

- 「町で暮らし続けたい理由」では、「住み慣れていて愛着がある」の次に、「自然環境が良い」、「安全である」が上位となっている。このことから、自然環境や住環境の良さなど、本町の地域特性を生かしたPRによる移住・定住の促進を図る必要がある。

### 2 住みやすい生活環境の形成について

- 「町で暮らし続けたいと思わない理由」を見ると、「買い物や通院が不便」、「交通の便が良くない」が最も割合が高くなっている。住民には、買い物、通院、交通の便に不足を感じている方が多く、町と民間事業者が協働して住民満足度の向上を図る必要がある。

### 3 地域を担う人材育成について

- 「今後も町に住み続ける予定」については、全体で90.0%の方が“住み続ける”と回答。一方で、年齢層別に見ると、特に18～29歳において“転出する”が28.0%となっていることから、若者が定住し続けられる施策の充実や、若者が移住できる環境整備が求められる。
- 「地域活動への参加」について、“企画・運営側として参加したい”は30～50代の方の割合が高い。30～50代の方が地域活動に積極的に関われるような仕掛けづくりが求められる。

### 4 まちの将来像と町の自慢について

- 「まちの将来像」について、全体としては、「福祉や保健・医療サービスが充実したまち」を望む割合が最も高い。ただし、年齢区分別に見ると、10～30代及び40～50代では「子どもが健やかに育つ、子育てしやすいまち」の割合が最も高くなっていることから、年齢層によるニーズを見極め、総合的な施策を推進していく必要がある。
- 「町の自慢」について、住民は自然環境を最も誇りと感じており、次いで、住環境の良さや地域・人の繋がり、観光地を自慢と感じている。

### 5 施策の実施に向けた留意点

- 「現状に対する満足度」と「施策・事業の重要度」からは、次の点での要望が高かった。
  - 地域経営の分野では、行政事務の改善か効率化による行政サービスの向上。
  - 産業の分野では、女性や子育て世代の就労環境の充実。
  - 生活・安全・人権の分野では、インターネットなど情報通信基盤の整備。
  - 健康・福祉・医療の分野では、医療体制の充実。
  - 環境・自然の分野では、自然環境を守る住民意識の向上。
  - 生活の基盤の分野では、津波・浸水対策、交通機関などの整備、バリアフリーなどの推進。

## (2)住民ワークショップ(今後の町づくりについて)結果より

### 1 住みやすい生活環境の形成について

- 介護施設が十分でなく、高齢者が地域で生活がしづらくなり、住み続けられないという問題があるため、少しでも改善してほしい。
- 小豆島の自然環境について、少なくとも現状を維持し、悪化しないために環境意識を高める必要があるのではないか。
- 自然景観の維持や道路の整備を町にお願いしたい。
- 島内で遊べる場所が少ないことが、若者が小豆島にとどまりにくいということにつながっているのではと思う。

### 2 地域資源の活用や産業・観光の振興について

- 沖之島をキャンプ地にする、元々ある公園を子どもから大人までが楽しめるものに整備するなど、今ある資源を活かす。
- 今ある産業や資源（農地や耕作放棄地、林業など）をうまく活用したい。
- 働く環境が整えば若い人が増え、子どもが増え、学校や病院といった施設も整備されるなど、町の発展につながる。
- 観光が盛り上がりがあれば、ホテルや飲食店が増えて雇用が生まれる。
- 小豆島八十八ヶ所霊場を起点とした観光の形づくり。
- 町の強み（アニメ『からかい上手の高木さん』の舞台やエンジェルロードなどの観光地、自然の多さ）やワーケーションのPR。

### 3 遊休地や空き家の活用について

- 豊島では、空き家バンクの使い方がよくわからないという声があるため、わかりやすいシステムにするなど、サポートしていただきたい。
- 遊休地や空き家を活用して若者に使ってもらえるような案があればよいと思う。
- 空地・空き家、農地が多数あるため、それを利用（民間企業や教育の設備など）し、若者の力で土庄町に儲けてもらいたいと思う。

### 4 移住・定住や人口増につながる取組について

- 移住者と居住者が垣根なくつながって、話し合いの場をつくっていくことが必要。
- 小豆島中央高校について、昨年の中学3年生は、30人以上が島外へ進学してしまったので、農業科や観光科など、突出した何かをつくっていただけたらと思う。
- 空き家バンクの充実や空地の整備、住宅や収入面、子育て環境など、若者が帰ってきやすい体制づくり。
- 現在7名の地域おこし協力隊をもっと増やす。
- Youtubeなどで積極的に情報発信をしたらどうか。

## (3)高校生アンケート結果より

### 1 町の自慢・魅力について

- 「海や緑など自然豊かなまち」を選択した生徒が87.9%で最も多く、自然環境の良さを自慢と感じている一方で、通学などの面で「公共交通機関（バス・船）の便利なまち」についてそうは思わない生徒が35.8%となっており、公共交通の充実を図る必要がある。
- 住民が温かく、地域のつながりを魅力として捉える回答が多くみられた。

### 2 若い人が住み続けるには何が必要かについて

- 「将来どこに住みたいか」については、44.8%が分からないと回答したものの、27.3%の生徒は「別の地域で住みたい」と回答しており、進学・就職で地元を離れた若者が戻りたくなるまちづくりが必要とされている。
- 若い人が土庄町に住み続けるためには、「働く場所の確保」、「交通機関の整備」、「子育て支援の充実」が主に挙げられ、移住施策にもつながる取組を推進する必要がある。

### 3 将来どのような町になってほしいかについて

- 「子どもが健やかに育つ、子育てしやすいまち」、「多くの観光客が訪れて人々との活発な交流が行われる観光のまち」が多く挙げられ、“若い人が住み続けるまち”として必要とされる施策の重要性が改めて表れる結果となった。

## (4)高校生意見交換会結果より

### 1 小豆島の将来の理想形について（生活環境の整備、まちの活性化）

- 路線バスの便数が少なく通学や通院などに不便である。コストを抑えたデマンドバスの運行などを検討してみてもいいと思う。自転車での通学では夜間が暗く不安な場所も多いので街灯の整備を進めてほしい。
- 学校跡地などの遊休施設を活用して子どもの遊び場などを整備してほしい。子どものゲーム依存の減少にもつながると思う。
- SNSを活用して地場産業や特産品の情報発信の強化することで小豆島の魅力を活かした取り組みを推進し、観光客の増加や若者が増える賑わいのある島になってほしい。
- 島の子どもたちに地元にどんな仕事があるかもっと知ってもらう必要がある。また一次産業の活性化により移住者の雇用を確保するなど、雇用環境の充実を図る必要がある。

### 2 小豆島の将来の理想形について（福祉の充実）

- 子育て支援を中心に予算を配分し、子育て世代の移住者が増えるような施策を推進する必要がある。また全国の先進事例を参考に、医療費や保育料の支援などの子育て支援の充実を図るなど移住者に向けた施策推進とともに、地元住民を大切するまちであってほしい。
- 奨学金制度の違いなど、小豆2町での支援制度の差をなくしてほしい。
- 子どもの遊び場のほか、自主学習できるような場所がもっと充実してほしい。

## (5)小学生未来作文より

### 1 町の自慢・魅力について

- 豊かできれいな自然が自慢であり、将来的にも自然を多く残してほしい。
- 地域の人がやさしいので、これからも支え合える平和な町になってほしい。

### 2 どんな町に発展してほしいかについて

- 道路のごみや海ごみの回収をみんなが意識をもって行い、きれいな町にしたい。また、町をきれいにすることで観光客にも喜んでもらえる。
- 町の人がみんな笑顔であふれ、安全で楽しく過ごせる町になってほしい。
- たくさんの観光スポットを作つて多くの人に知つてもらい、にぎわう町になってほしい。

### 3 発展するために必要なものについて

- 観光スポットの増加や交通の便をよくすることでたくさんの観光客を呼び込む。
- 高松との間に橋を架けることで住民の生活が便利になる。
- 娯楽施設（遊園地、動物園、水族館、映画館など）や商業施設（ショッピングモール、ファーストフードなどの飲食店）が充実してほしい。

## (6)中学生未来作文より

### 1 町の自慢・魅力について

- 豊かできれいな自然が多く、田舎ならではの風景が魅力になっている。
- 地域の人が温かく、つながりからお互いを支え合う町になっている。また、秋祭りなどそれぞれの地域の魅力ある伝統文化や行事が住民の協力で受け継がれている。
- 観光地として多くの特産品や観光スポットで賑わっている。

### 2 どんな町に発展してほしいかについて

- いろんな世代の人が自由に楽しめる公園や施設があつて、交流できる町になってほしい。
- 若い人が活躍できたり、高齢者や障がい者が生活しやすいバリアフリーなどの環境が整つた町になつてほしい。
- 自然を活かしたイベントやアニメ活用、アートの充実など様々な方法で賑やかな観光地を促進し、活気ある町になつてほしい。

### 3 発展するために必要なものについて

- 都会と同じようにするのではなく、今の自然を残しつつ豊かな自然を活かした観光のまちへの取組が大切だと思う。
- 高松や岡山と橋でつながつて買い物が自由にできたり、公共交通の充実や料金の引き下げで移動がしやすい町になることで、観光客や人口の増加にもつながると思う。

# 今後のまちづくりに向けた課題

住民意識調査や住民ワークショップなどの結果を踏まえ、町全域を見渡した視点からまちづくりの課題を整理すると、大別して次の6つの課題が挙げられます。また、この6つの課題は、2つの視点からも見ることができます。

なお、これらの課題の解決を達成するためには、行政と関係機関、各種団体、地域住民が協働して町の将来を考え、積極的に取り組んでいく必要があります。

## 視点1

### 【賑わい・活力の創出】

#### 課題1

移住・定住の促進に向けての対応

#### 課題2

産業・観光の振興に向けての対応

#### 課題3

地域資源・遊休資源の活用への対応

## 視点2

### 【安全・安心なくらし】

#### 課題4

生活環境（交通、雇用、防災）の充実に向けての対応

#### 課題5

保健・福祉・医療サービスの充実に向けての対応

#### 課題6

子育て環境・教育環境の充実に向けての対応

# 基本構想

*Basic concept*

- 
- 1 人口の将来展望 33
- 

- 2 土地利用の構想 34
- 

- 3 まちの将来像 37
- 

- 4 まちづくりの“好循環”について 38
- 

- 5 施策の基本方針 40
- 

- 6 計画の施策体系 41
- 

- 7 10年間の重点目標 42
- 

- 8 SDGsについて 44
- 

- 9 計画の推進に向けて 47

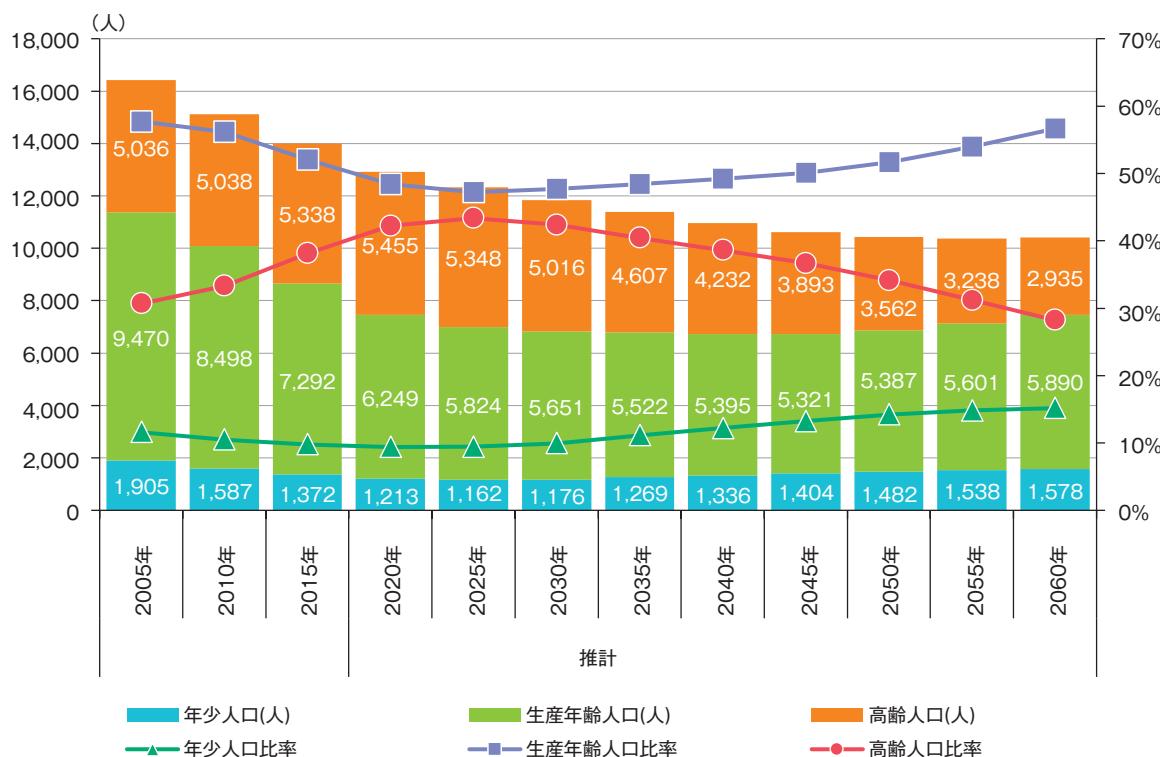


## 目標人口

令和42(2060)年時点で  
10,000人程度を維持する

- 「土庄町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、若者の流出抑制及び流入促進を行うことにより、令和2（2020）年～令和22（2040）年に社会移動が微増し、その後も増加傾向が続くと、令和42（2060）年に10,403人になると推計されています。
- 本計画においても、人口維持を目指す施策を展開することで、令和42（2060）年においても総人口10,000人程度を維持することに努めます。

◆町の人口の将来展望◆



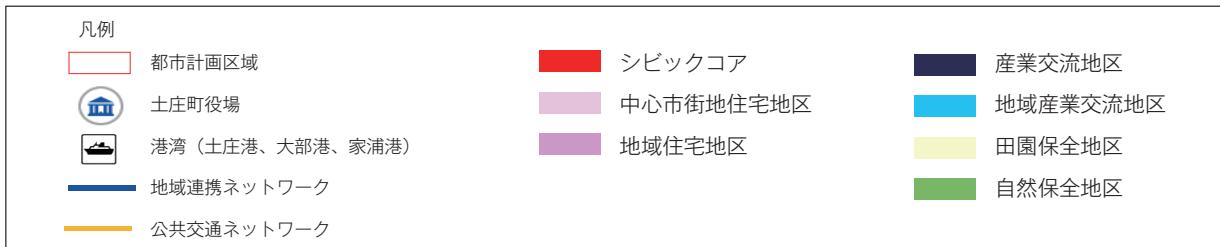
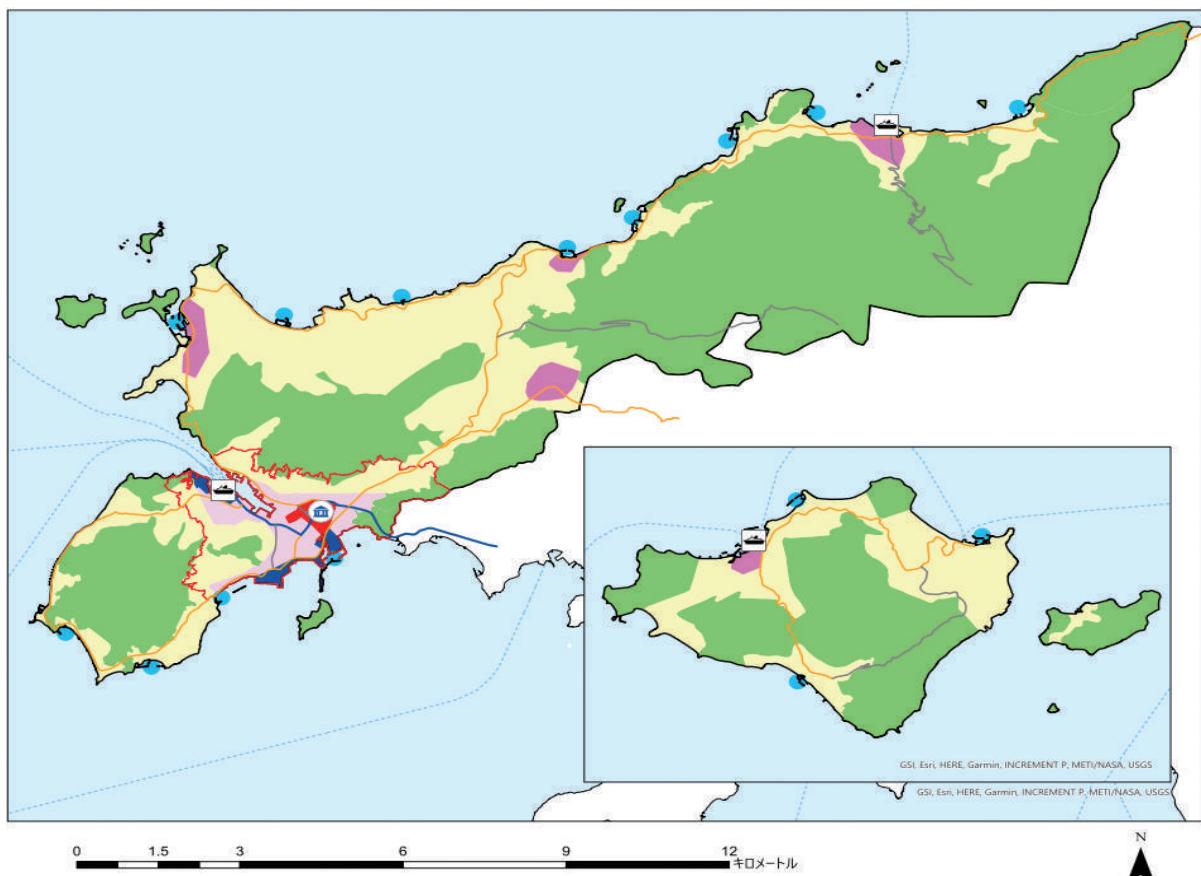
|         | 2020年<br>(R2) | 2030年<br>(R12) | 2040年<br>(R22) | 2050年<br>(R32) | 2060年<br>(R42) |
|---------|---------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 社人研推計   | 12,917        | 10,854         | 8,774          | 7,016          | 5,704          |
| 町が目指す推計 | 12,917        | 11,843         | 10,963         | 10,431         | 10,403         |

資料：土庄町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン（令和2年3月）

## (1) 土地利用の方針

- 本町の土地利用は、山林や農地、河川などの自然的土地利用が85%以上を占め、豊かな地域資源を基盤とした農林水産業や観光産業が営まれており、これら自然的土地利用を保全するとともに、関連する産業の維持・育成を図ることが必要です。
- 「土庄町都市計画マスタープラン」の中の「土地利用の方針図」に基づき、目指す将来都市構造「多核連携型コンパクトシティ」の実現に向け、公共施設、遊休施設や遊休地、道路などの都市基盤の有効活用や都市的土地区画整理事業の拡大抑制に配慮しながら、都市機能の集積や自然環境の保全による調和のとれた土地利用を図り、持続可能なまちづくりを推進します。

◆ 土地利用の方針図 ◆

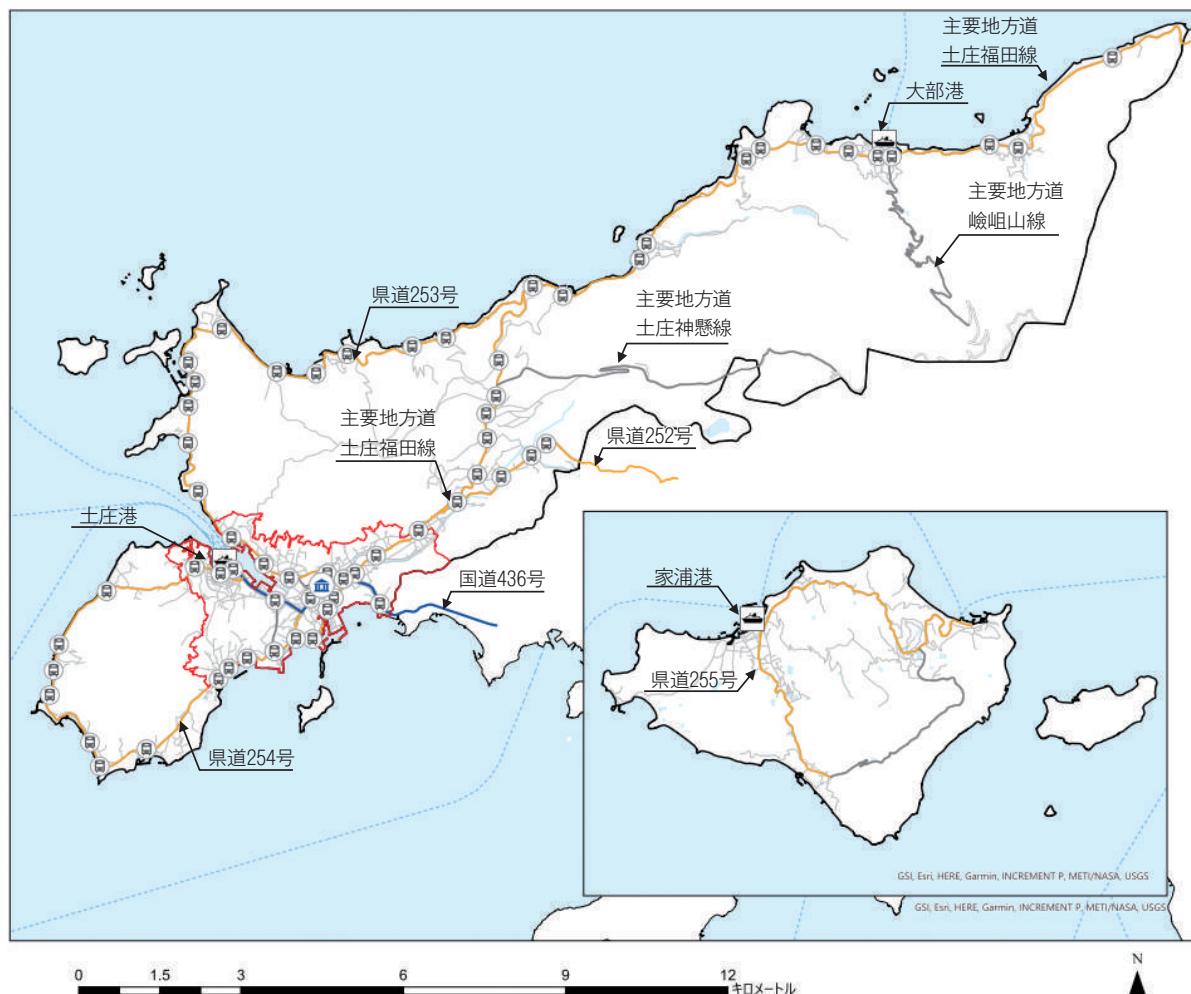


資料：土庄町都市計画マスタープラン（令和4年3月策定）

## (2) 都市交通の整備方針

- 「土庄町都市計画マスタープラン」の中の「都市交通の整備方針」に基づき、日常生活を支える都市交通の充実に向けて、安全で安心な交通環境の形成、歩行者や自転車利用空間の形成に取り組むとともに、公共交通の利用促進を図るなど、総合的な都市交通の整備を進めます。
- 町内の円滑かつ安心・安全な交通環境の形成のため、中心市街地の交通機能の向上、主要幹線道路の改良、生活道路の整備、歩道・自転車道の整備などに努めます。
- 公共交通の利用促進のため、バスネットワークの充実、航路との接続などの利便性向上に努めます。

◆都市交通の整備方針図◆



### 凡例

- 都市計画区域
- 地域連携ネットワーク
- 公共交通ネットワーク

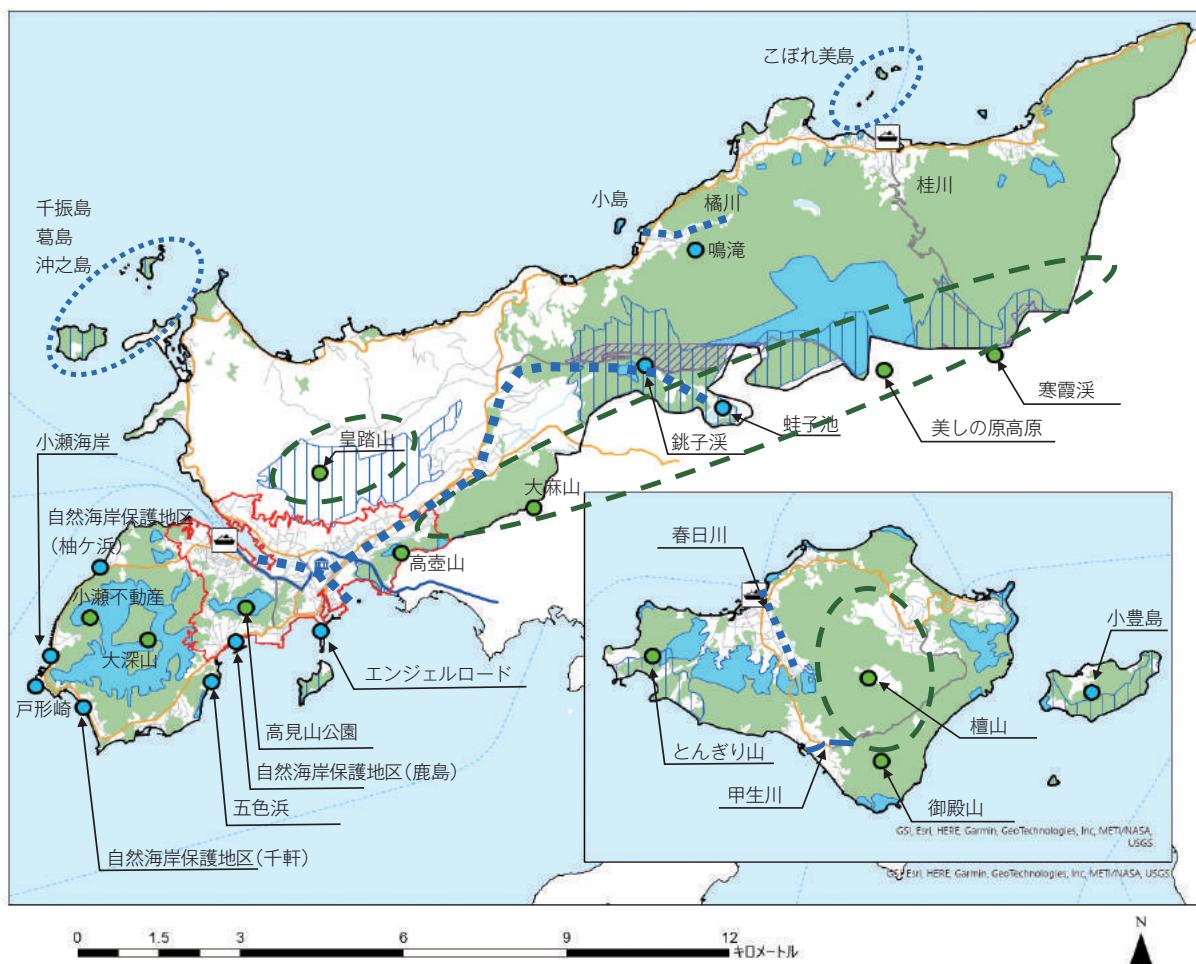
- 土庄町役場
- 港湾（土庄港、大部港、家浦港）
- バス停留所（H22）

資料：土庄町都市計画マスタープラン（令和4年3月策定）

### (3) 自然環境の保全の整備方針

- 本町は、小豆島の北西部に位置し、小豆島、豊島、小豊島、沖之島など瀬戸内海の多島美を形成する多くの島をはじめ、銚子渓や皇踏山などの山並み、山から流れ田畠をうるおす川、エンジェルロードや双子浦などの浜辺など豊かな自然環境を有し、都市を形づくる背景となるとともに、水と緑に恵まれた都市環境や自然生態系を形成しています。
- 「土庄町都市計画マスタープラン」では、このような本町の特性を活かした豊かな水と緑のネットワークの形成により、住民のふれあい交流の場の創出、うるおいとやすらぎの空間整備、自然環境の保全を推進します。

◆自然環境の保全の整備方針図◆



| 凡例   |                 |
|--|-----------------|
| <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> </span>  | 都市計画区域          |
| <span style="color: blue;">—</span>  | 地域連携ネットワーク      |
| <span style="color: orange;">—</span>  | 公共交通ネットワーク      |
| <span style="font-size: 2em;">■</span>   | 土庄町役場           |
| <span style="font-size: 1.5em;">■</span>   | 港湾（土庄港、大部港、家浦港） |
| <span style="background-color: green; width: 20px; height: 10px;"></span>  | 森林地域            |
| <span style="background-color: cyan; width: 20px; height: 10px;"></span>   | 保安林             |
| <span style="background-color: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); width: 20px; height: 10px;"></span> | 自然公園特別地域        |
| <span style="background-color: repeating-linear-gradient(45deg, transparent, transparent 2px, black 2px, black 4px); width: 20px; height: 10px;"></span> | 鳥獣保護区           |
| <span style="color: blue;">●</span>  | 水辺の拠点           |
| <span style="color: blue;">···</span>  | 水の軸             |
| <span style="color: green;">●</span>   | 緑の拠点            |
| <span style="color: green;">···</span>   | 緑の軸             |

資料：土庄町都市計画マスタープラン（令和4年3月策定）

本計画では、これまで育んできた本町の豊かな自然と人の温もりを大切にしつつ、町の特色や良さを生かしながら更なる飛躍・発展を目指して、次のとおり将来像を定めます。

## 人と自然が輝く　みんなで創るアイランドタウン とのしよう

良い面も悪い面もある島のまち（アイランドタウン）。それが私たちのふるさと土庄町。

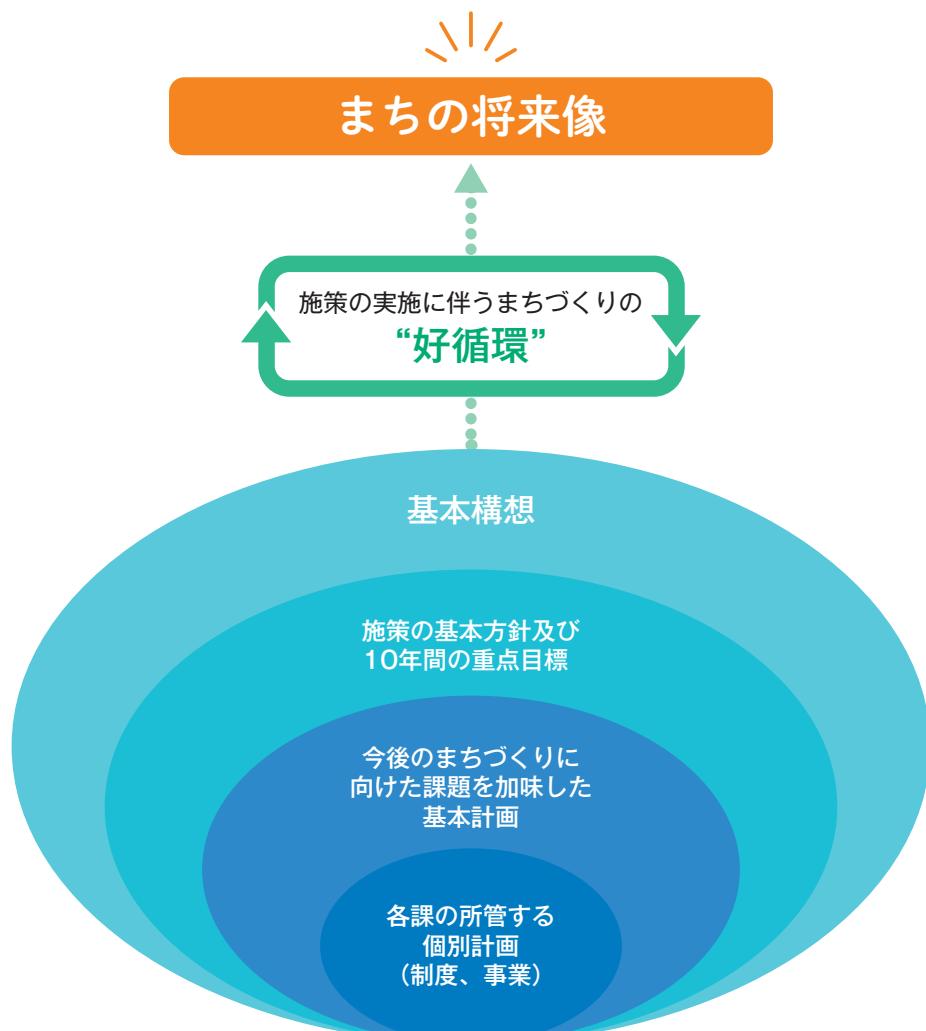
私たちの宝は、海や山など土庄町ならではの自然とそこに住む人々。

自然が美しく輝き、人々もいきいきと活力に満ち、夢や希望や誇りできらきらと輝いている。

そんなまちを、行政も民間も住民も、一緒になって創り上げていきましょう。

…との思いを込めています。

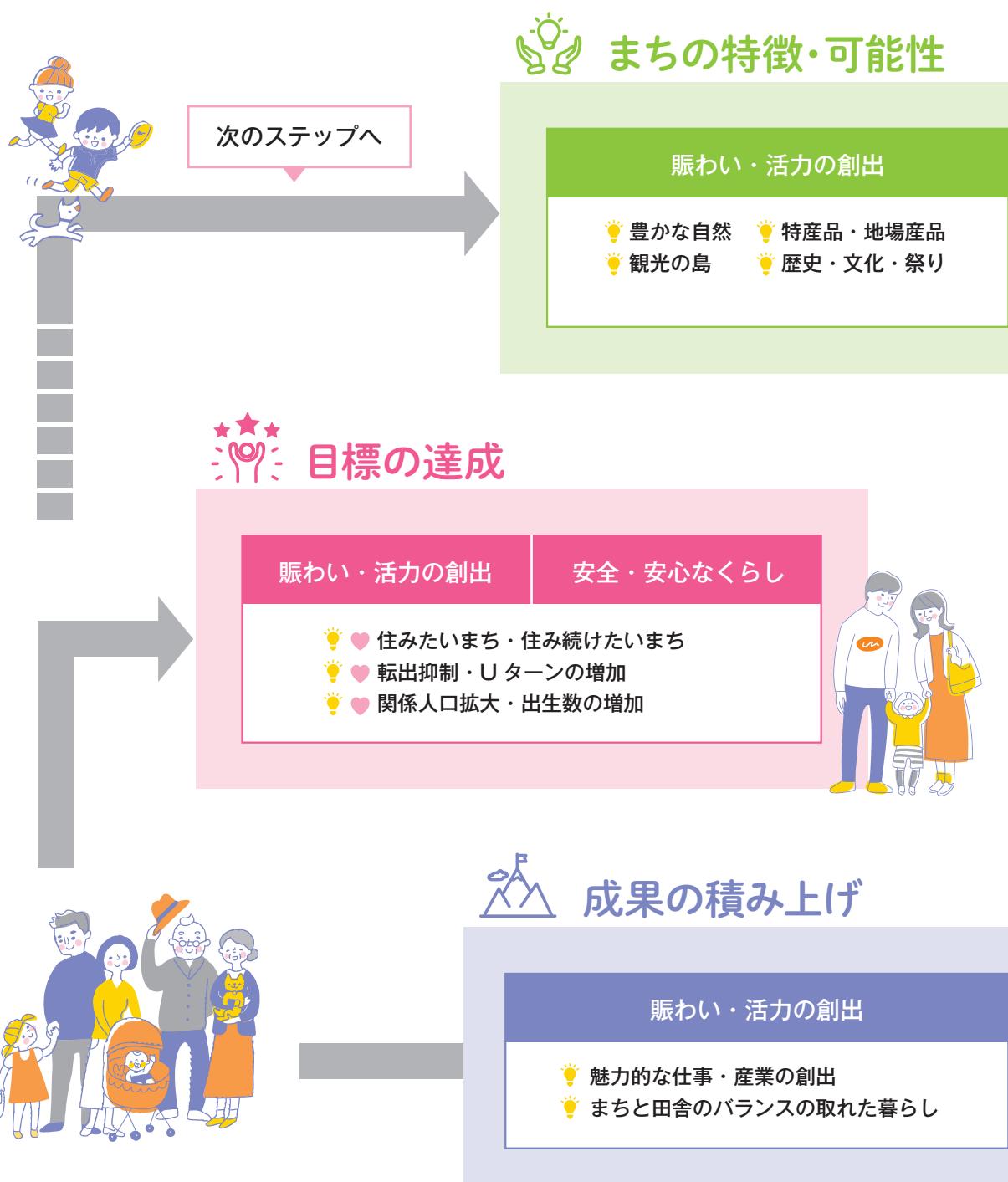
【「まちの将来像」イメージ図】



# まちづくりの“好循環”について

住民意識調査や住民ワークショップを踏まえ、「今後のまちづくりに向けた課題」を整理し、目標とすべき「まちの将来像」に近づけていくためには、次のようなまちづくりの手法が必要と考えます。

まず初めに【賑わい・活力の創出】と【安全・安心なくらし】の2つの視点から、町の地域資源や遊休資源を中心に、町の特徴や可能性を洗い出します。



次に様々な制度を整え、各施策の取組を行います。さらにその後、その効果を検証し、成果を積み上げ、最後に目標の達成度合いを測ります。

これを継続的に繰り返すことにより、その流れが繋がって、町づくりの好循環が生まれると考えます。

なお、この好循環を支えるためには、行政と関係機関、各種団体、地域住民が協働して町の将来を考え、積極的に取り組んでいく必要があります。

### 安全・安心なくらし

- ♥ あつい人情・やさしい住民
- ♥ 地域のつながり
- ♥ 多様性への理解・受容

 賑わい・活力の創出のための好循環

 安全・安心なくらしのための好循環



## とりくみ

### 賑わい・活力の創出

- 💡 観光振興
- 💡 起業支援・企業誘致
- 💡 先進技術の導入
- 💡 移住・定住の促進

### 安全・安心なくらし

- ♥ 福祉・医療の充実
- ♥ 子育て支援
- ♥ 移住・定住の促進
- ♥ 共助の推進

### 安全・安心なくらし

- ♥ 助け合い支え合いの仕組み
- ♥ 生活しやすい環境の実現



# 施策の基本方針

## 《基本方針Ⅰ》 地域資源と人との築く、産業振興とにぎわいのまちづくり

小豆島ブランドの確立・強化のため、見てみたい自然、体験してみたいアクティビティ、手にしてみたい特産品などの充実から産業の活性化を図り、交流人口の拡大を推進するとともに、移住・定住施策の展開による人口減少の抑制につなげます。また、ICTを活用したデジタル技術の導入や企業や大学との協働による各種産業の活性化を図るなど、つながりから産業の広がりを促進し賑わいのあるまちづくりを目指します。

## 《基本方針Ⅱ》 福祉・医療が充実し、互いを認め合うまちづくり

あらゆる世代が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、妊娠期からのケアや子育て支援などのほか、健康寿命の延伸への取組を推進するとともに、離島という立地においても地域医療を維持し、高齢者福祉、障がい者福祉の充実を図ります。また、誰もが互いを認め合い支え合うことで生まれる、地域が一体となったまちづくりを目指します。

## 《基本方針Ⅲ》 自然と調和し、安全・安心に暮らせるまちづくり

道路や都市下水路などの公共インフラの充実と公共交通ネットワークの維持確保を図り、町民が快適な生活を送ることができるよう住環境の整備に努めます。また、安全・安心な暮らしのため、新庁舎を拠点とする防災体制の強化と南海トラフ大地震に備えた各種対策事業を推進するほか、公共施設の既存ストックを有効活用したまちづくりを目指します。

## 《基本方針Ⅳ》 豊かな心と体を育み、歴史と文化を大切にするまちづくり

まちの未来を担う子どもたちの健やかな成長を支える学校教育の充実と地域が一体になった環境の整備を推進することで健全育成体制の充実を図ります。また、あらゆる世代の住民の主体的な生涯学習や生涯スポーツ活動を推進するため、既存の公共施設を有効に活用するとともに、地域文化の継承など、歴史と文化を大切にするまちづくりを目指します。

## 《基本方針Ⅴ》 共に創る、持続可能なまちづくり

地域と行政が一体となったまちづくりを推進するため、地域活動の核となる自治会活動を支援し、人口減少時代において世代を超えた担い手の育成を図るとともに、積極的な行政情報の発信や住民意見の反映に努めます。また、小豆島地域として、小豆島町との連携を強化するとともに、周辺自治体との事業連携を促進し、行政サービスの安定を図ります。あらゆる分野でICT（情報通信技術）の活用を推進し、产学研官連携による地域活性化と健全な行財政運営に基づく持続可能なまちづくりを目指します。

# 計画の施策体系

まちの将来像の実現に向けた施策を展開するとともに、SDGsの視点も取り入れた持続可能なまちづくりを推進します。

まちの  
将来像

人と自然が輝くみんなで創るアイランドタウンとのしよう

## 基本構想

## 基本計画

**基本方針 I**  
地域資源と人とので築く、  
産業振興とにぎわいの  
まちづくり

- 1-1 観光の振興
- 1-2 農林業の振興
- 1-3 水産業の振興
- 1-4 商業・工業・サービス業の振興
- 1-5 雇用対策・勤労者福祉の充実
- 1-6 移住・定住の推進と関係人口の獲得

**基本方針 II**  
福祉・医療が充実し、  
互いを認め合う  
まちづくり

- 2-1 地域福祉の充実
- 2-2 健康づくり・保健・医療の充実
- 2-3 子育て環境の充実
- 2-4 高齢者福祉の充実
- 2-5 障がい者福祉の充実
- 2-6 社会保障の充実
- 2-7 人権尊重・男女共同参画のまちづくり

**基本方針 III**  
自然と調和し、  
安全・安心に暮らせる  
まちづくり

- 3-1 道路環境の整備
- 3-2 公共交通の確保
- 3-3 生活基盤の整備
- 3-4 環境衛生の充実
- 3-5 港湾・海岸の整備
- 3-6 都市景観の形成
- 3-7 生活安全の確保
- 3-8 防災・消防体制の充実
- 3-9 危機管理体制の充実
- 3-10 計画的な土地利用の推進と遊休施設の活用

**基本方針 IV**  
豊かな心と体を育み、  
歴史と文化を大切にする  
まちづくり

- 4-1 教育環境の充実
- 4-2 青少年の健全育成
- 4-3 生涯学習活動の充実
- 4-4 生涯スポーツ・レクリエーション活動の振興
- 4-5 地域文化の継承と振興

**基本方針 V**  
共に創る、持続可能な  
まちづくり

- 5-1 協働のまちづくりの推進
- 5-2 地域コミュニティ活動の推進
- 5-3 地域間交流と広域連携の推進
- 5-4 デジタル化の推進
- 5-5 健全な行財政運営

# 10年間の重点目標

本町にとって喫緊の課題は、人口減少を少しでもくい止めることです。「人」が地域コミュニティを形成する原資であり、「人」のためにこそ町があるからです。

人々が定住するには、生活の糧を得るために人の営みが行わなければならず、そうした営みの素地をつくり、活発にするためには、地域で経済が回っていくようになります。地域の強みを生かして経済を活性化し、産業を興していくかねばなりません。例えば、観光はその基軸の一つです。

しかしながら、人口減少をくい止めるのは容易なことではなく、現実的には今後も減っていくので、人口減に対応したまちづくりを行っていくことも重要になってきます。

人口減少対策に取り組むと同時に人口減に対応したまちづくりをしていくために、誰にも分かりやすい重点目標を掲げます。行政だけでは達成できないものや、高い目標もあえて掲げています。5つの基本方針に基づく施策を駆使して、重点目標に向かって邁進します。重点目標の達成度合いは、毎年検証していきます。

## 《喫緊の課題》 人口減少をくい止めるとともに、 人口減少を見据えたまちづくりを進める

| 【重点目標】  | 基本方針<br>I                  | 基本方針<br>II             | 基本方針<br>III            | 基本方針<br>IV                 | 基本方針<br>V       |
|---|----------------------------|------------------------|------------------------|----------------------------|-----------------|
| この目標の達成には、町の力だけでなく、民間や住民の力を結集する必要があるものも含まれています。 | 地域資源と人とで築く、産業振興とにぎわいのまちづくり | 福祉・医療が充実し、互いに認め合うまちづくり | 自然と調和し、安全・安心に暮らせるまちづくり | 豊かな心と体を育み、歴史と文化を大切にするまちづくり | 共に創る、持続可能なまちづくり |
| 宿泊施設を増やす  | ○                          |                        |                        |                            |                 |
| 飲食店を増やす   | ○                          |                        |                        |                            |                 |
| 事業の後継者獲得を支援する                                   | ○                          |                        |                        |                            |                 |
| 町民の所得を増やす                                       | ○                          |                        |                        |                            |                 |
| 島外からの参入事業者を獲得する                                 | ○                          |                        |                        |                            |                 |
| 新たな土庄町ブランド商品を開発する                               | ○                          |                        |                        |                            |                 |
| 町内の就労者を増やす                                      | ○                          |                        |                        |                            |                 |
| 雇用環境を改善する                                       | ○                          | ○                      |                        |                            |                 |

| 【重点目標】                         | 基本方針<br>I | 基本方針<br>II | 基本方針<br>III | 基本方針<br>IV | 基本方針<br>V |
|--------------------------------|-----------|------------|-------------|------------|-----------|
| 移住者・Uターンを増やす                   | ○         | ○          |             |            |           |
| 出生数を増やす                        |           | ○          |             |            |           |
| 小豆保健医療圏の医療を守る                  |           | ○          |             |            |           |
| 健康寿命を延ばす                       |           | ○          | ○           |            |           |
| 都市機能を集約したまちづくりを進める             |           |            |             | ○          |           |
| 公共交通を維持・確保する                   |           |            | ○           |            |           |
| ゼロカーボンシティ宣言をする                 |           |            | ○           |            |           |
| ごみの減量化を進める                     |           |            | ○           |            |           |
| さくら公園を拡大整備する                   |           | ○          | ○           | ○          |           |
| 子どもたちの自主学習の場を確保する              |           |            | ○           | ○          |           |
| 島の将来を担い、世界で活躍する人間教育を行う         |           |            |             | ○          |           |
| ボランティア活動への支援を行う                |           | ○          |             |            | ○         |
| 障がい者や高齢者の「居場所」・「活躍する場所」づくりに努める |           | ○          |             |            | ○         |
| 地域の防災力を高める・防災士を増やす             |           |            | ○           |            | ○         |
| 行政・施策面での2町の連携・協調・共同を促進する       |           |            |             |            | ○         |
| デジタル化を推進し、行政サービスの向上を図る         |           |            |             |            | ○         |
| 老朽施設の整理・統合計画をつくる               |           |            |             |            | ○         |
| 社会資本整備のための新しい手法を取り入れる          |           |            |             |            | ○         |
| ふるさと納税の受入れ額を増やす                | ○         |            |             |            | ○         |

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本町においても SDGs に参画できる取組を推進することとします。



### 《SDGsにおける2030年までの17のゴール》

1. あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2. 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4. すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7. すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
8. 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
9. 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10. 各国内及び各国間の不平等を是正する
11. 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12. 持続可能な消費と生産のパターンを確保する
13. 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14. 持続可能な開発のために海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15. 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16. 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17. 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

## ■ SDGs の視点を取り入れた施策の推進

国連で採択されたSDGsに対し、本計画でどのような考え方を視野に入れて施策と関連づけているかを以下に示します。

|                          | SDGsにおけるゴール        | 取組方針   |
|--------------------------|--------------------|--|
| 1 貧困をなくそう<br>            | 貧困をなくそう            | 貧困に限らず、高齢者・障がい者・子どもなどへの経済的支援にも取り組みます。                                |
| 2 飢餓をゼロに<br>             | 飢餓をゼロに             | 食・栄養に限ることなく、妊娠期から出産、育児までのケア、乳幼児の保育や子育て家庭への経済的支援にも取り組みます。             |
| 3 すべての人に健康と福祉を<br>       | すべての人に健康と福祉を       | 保健・医療・福祉全般において、社会的な制度に限らず、住民の主体的な健康づくりや社会参加への支援にも取り組みます。             |
| 4 質の高い教育をみんなに<br>        | 質の高い教育をみんなに        | 義務教育の提供はもとより、乳幼児期、青少年の育成や、高齢期までの人生にわたる生涯学習の取組などにも取り組みます。             |
| 5 ジェンダー平等を実現しよう<br>      | ジェンダー平等を実現しよう      | 男女共同参画社会の実現に向けた取組のほか、基本的人権の尊重にも取り組みます。                               |
| 6 安全な水とトイレを世界中に<br>      | 安全な水とトイレを世界中に      | 上下水道の事業はもとより、ごみ・し尿処理、不法投棄対策、水質保全といった環境衛生対策にも取り組みます。                  |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに<br> | エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 生活に必要な電気・ガスなどのエネルギーについて、国・県及び民間事業者などと連携しながら、必要量を確保するよう努めます。          |
| 8 働きがいも経済成長も<br>         | 働きがいも経済成長も         | 産業振興や雇用対策のほか、雇用環境の改善や障がい者や高齢者の就労・社会参加などにも取り組みます。                     |
| 9 産業と技術革新の基盤をつくろう<br>    | 産業と技術革新の基盤をつくろう    | 1次～3次産業の環境整備はもとより、6次産業化への支援、人材育成、技術向上、商品開発、販路の開拓など、本町の産業振興全般に取り組みます。 |

|  | SDGsにおけるゴール       | 取組方針  |
|--|-------------------|---|
| 10<br>人や国の不平等をなくそう<br>        | 人や国の不平等をなくそう      | 年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などにかかわらず、すべての人が、能力を高め、社会的、経済的、政治的に取り残されないように取り組みます。  |
| 11<br>住み続けられるまちづくりを<br>       | 住み続けられるまちづくりを     | 自然環境、土地利用、インフラ整備、環境衛生、生活環境、防災、消防、交通安全、防犯など、安全・安心に暮らせるまちづくり全般に取り組みます。            |
| 12<br>つくる責任 つかう責任<br>         | つくる責任 つかう責任       | 生産者は限りある資源の有効利用、小売業や消費者はごみの減量や食品ロス対策、リサイクル向上など、環境への負荷を減らす循環パターンの確立に取り組みます。      |
| 13<br>気候変動に具体的な対策を<br>        | 気候変動に具体的な対策を      | 温室効果ガス排出量の削減につながる太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用促進、森林の保全など、カーボンニュートラル達成に向けた対策に取り組みます。      |
| 14<br>海の豊かさを守ろう<br>          | 海の豊かさを守ろう         | 海・山・川の自然はつながっており、海洋と海洋資源を保全するためにも、あらゆる自然環境の保全に努めます。また、海洋資源の乱獲を防ぎ、資源管理型漁業を推進します。 |
| 15<br>陸の豊かさも守ろう<br>         | 陸の豊かさも守ろう         | 14の「海の豊かさを守ろう」と同じ視点から、森林をはじめ、あらゆる自然環境の保全に努めます。                                  |
| 16<br>平和と公正をすべての人に<br>      | 平和と公正をすべての人に      | 年齢、性別、障がい、人種、民族、生まれ、宗教、経済状態などによる差別、暴力、虐待を防ぐため、権利擁護に取り組みます。                      |
| 17<br>パートナーシップで目標を達成しよう<br> | パートナーシップで目標を達成しよう | 地域と行政との協働をはじめ、広域連携による業務改善やサービスの提供に努め、持続可能なまちづくりに取り組みます。                         |

## (1) 着実な計画の推進

本計画で定める基本構想に基づいて基本計画を策定します。基本計画については、担当課により毎年度の効果検証を行い、PDCAサイクルを確立することで本計画の施策・事業を着実に推進することとします。

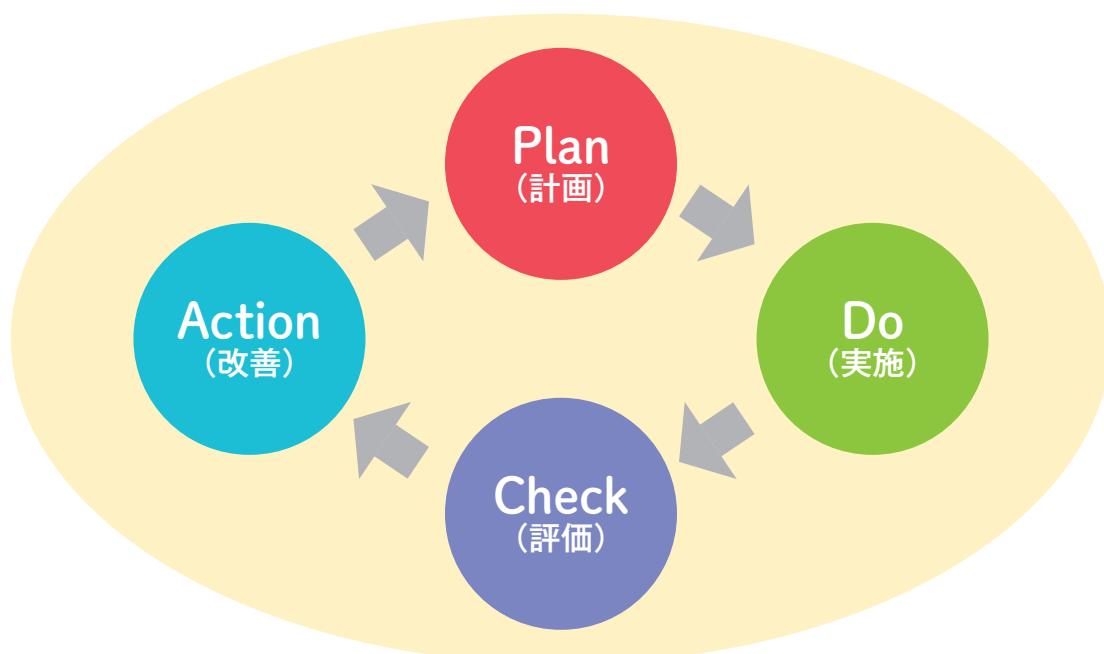
## (2) 全庁体制の構築と関係機関との連携

本町の最上位計画でありまちづくりの基本指針となる本計画を推進するため、全庁を挙げて推進する体制の構築と関係機関との連携を図っていきます。また、広域的に取り組む必要のある事項については、県及び近隣市町と連携して推進していきます。

## (3) 地域住民との協働・連携体制の構築

まちづくりの課題は、行政だけで解決できるものばかりではありません。地域住民が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、地域住民による様々な助け合い・支え合いによる支援が必要であり、住民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。

そこで、本計画においては、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブ、ボランティアグループなど、広く協力を求め、協働による施策の展開を目指します。





# 基本計画

*Basic plan*

I 地域資源と人とので築く、  
産業振興とにぎわいのまちづくり 51

II 福祉・医療が充実し、  
互いを認め合うまちづくり 64

III 自然と調和し、  
安全・安心に暮らせるまちづくり 78

IV 豊かな心と体を育み、  
歴史と文化を大切にするまちづくり 95

V 共に創る、持続可能なまちづくり 104



# | 地域資源と人とのまちづくり、 産業振興とにぎわいのまちづくり

I-1

## 観光の振興

9 索敵と技術革新の  
基盤をつくろう10 人や国の不平等  
をなくそう11 住み続けられる  
まちづくりを17 パートナーシップで  
目標を達成しよう

### 現状と課題

- 印刷物での各種マップや瀬戸内国際芸術祭のガイドブックを作成していますが、多様化するニーズに対応するため、印刷物だけでなく町ホームページやSNSなどを積極的に活用する必要があります。
- 参加・体験型観光については、モニターツアーの実施にとどまり、定着したツアーには至っていないため、農業・漁業体験など交流人口や関係人口の増加に効果的な取組を続ける必要があります。
- 素麺、オリーブ、小豆島オリーブ牛、小豆島島鱧などのブランド化に取り組んできましたが、魅力ある特産品の確立に向けた販路の新規開拓や協力飲食店の確保、担い手の育成、経営が成り立つ生産量の確保などが課題となっています。
- 外国人観光客の受け入れのため広報物の多言語化やWi-Fi環境の整備に取り組んでいますが、外国人に対応できる人材が不足しており、翻訳アプリなどのデジタル技術を積極的に活用しながら、外国人も快適に観光できる環境づくりに取り組む必要があります。
- 人気アニメとのコラボレーションやおもてなしの心による観光誘客に、一定の効果が見られることから、今後は人気アニメやアウトドアなどの地域資源を活用したSNSなどによる発信を強化する必要があります。
- 東京や大阪などの都市圏をはじめとする県外での観光PRや、JRなどと連携した四国DC、神戸市・高松市などと連携した海上航路を活用したプロモーションを実施しているほか、せとうちDMOを中心に瀬戸内海沿岸の7県での広域観光にも取り組んでいますが、十分な効果が得られているとは言えない状況です。

### ■指標

| 指標名              | 現状             | 中間目標                 | 前期計画終了時（R9） |
|------------------|----------------|----------------------|-------------|
| 観光客数<br>(小豆島・豊島) | 708千人<br>(R3年) | 1,270千人<br>(R7年：瀬戸芸) | 1,250千人     |
| 宿泊者数<br>(小豆島)    | 166千人<br>(R3年) | 200千人<br>(R7年：瀬戸芸)   | 250千人       |
| 体験型コンテンツ数        | 3件<br>(R3年度)   | 6件<br>(R7年度：瀬戸芸)     | 10件         |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組   | 担当課                     |
|---|--|-------------------------|
| <b>(1)滞在型観光の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● テーマ（目的）をもって観光する顧客に観光ルートを設定し、効率的に町内を観光できるようサポートします。</li> <li>● 歴史文化体験、地域産業体験、農業・漁業体験などの体験型コンテンツの開発と推進に努めます。</li> <li>● 地域資源を生かした食のブランド化を推進し、食による観光誘客へつなげます。</li> <li>● 日本有数のアウトドアメーカーと小豆島町との連携により、小豆島全体で「アウトドアの島」となるよう、事業者や地域と一緒にエコツーリズムを通じた活性化を推進します。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●瀬戸内国際芸術祭</li> <li>●瀬戸内海タートル・フルマラソン全国大会</li> <li>●日本遺産推進事業</li> <li>●地域資源活性化事業</li> </ul> | 商工観光課<br>農林水産課<br>生涯学習課 |
| <b>(2)おもてなしの心による受入体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 観光を契機とした関係人口・交流人口の拡大により観光誘客による好循環を確立し、自然の豊かさと人の温かみを県内外に発信することで、住民と一緒に「おもてなしの町」の確立を目指します。</li> <li>● 外国人観光客の受け入れ体制の充実のため、外国人観光客が必要とする情報提供の充実・強化を図ります。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●観光宣伝事業</li> <li>●観光案内の多言語対応</li> </ul>   | 商工観光課                   |
| <b>(3)観光客誘致の強化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● テレビ、新聞、旅行雑誌などのマスメディアに加え、インターネットやSNSによる情報発信を積極的に展開し、主要都市での観光キャンペーンの実施、アンテナショップ設置の検討、交通機関や旅行代理店とのタイアップによるPRの強化などに取り組みます。</li> <li>● 関西・中国・四国地方の各府県へ積極的に働きかけ、情報発信するとともに、連携・協力体制の強化、広域観光施策を図ります。</li> <li>● アニメ『からかい上手の高木さん』の舞台として既存ファンの満足度向上に努め、新たなファン層の拡大に繋げるとともに、シビックプライドを醸成し、本町からアニメ『からかい上手の高木さん』を世界に誇れる作品とすることを目指します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●観光宣伝事業</li> <li>●小豆島DMO</li> <li>●アニメを活用したまちづくり推進事業</li> </ul>                           | 商工観光課                   |
| <b>(4)持続可能な観光推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小豆島町との連携により持続可能な観光の島となるよう、日本版持続可能な観光ガイドライン（JSTS-D）に基づく計画を策定し、地域の観光資源を守りながら、観光客と地域住民の双方に配慮した観光地を目指します。</li> <li>● 実施体制を強化させ、環境、文化、社会経済の3つの側面で適切なバランスを図り、長期的に持続可能な観光地域づくりに努めます。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●持続可能な観光推進モデル事業</li> <li>●四国「持続可能な観光」推進ネットワーク</li> </ul>                                  | 商工観光課                   |



## 現状と課題

- 土地改良事業などに関する要望により、県と協力して農道や農業用用水路などの生産基盤整備に努めています。ため池などの改修工事も県と協力して実施しています。
- 関係機関と協力して、栽培技術や農業知識のほか農業経営に関する支援を行っています。また、農地集積については地理的な条件から課題が多く、更なる検討を進める必要があります。
- 戦略產品として、イチゴやアスパラガス、中晩柑、花きなどの農産物について輸送費支援を行っていますが、令和5年度で終了する予定であり、終了後の費用負担が懸念材料です。
- 小学生を対象とする農業体験や収穫した農産物による給食の提供など地産地消の意識高揚を図っています。
- 各種制度や事業を活用し、遊休農地などの再生利用活動により経営耕地の拡大を進める農業者の農地を保全する共同活動などへの支援を行っています。
- 農業産出額は上がっているものの、農業従事者が減少していることが課題です。農産物のブランド化と農業の魅力を発信して、新規就農者の確保に取り組んでいます。
- 鳥獣害対策により農作物の被害は減少傾向にありますが、被害を受けた農業者の意欲低減が見られます。鳥獣を捕獲する実施隊員の高齢化や人員の増強への対応が必要です。
- 松くい虫防除や町有林の間伐を実施することにより、森林環境の維持・増進を図っています。今後、間伐材の更なる利用促進を実施していく必要があります。
- 林道や架橋の整備を計画的に行っていますが、現状維持にとどまっています。
- 県や森林組合などと連携して林業の担い手確保に取り組んでおり、地域おこし協力隊制度の活用を含め、若手労働者の育成と林業振興に努める必要があります。
- 町産木材の需要喚起と利用促進の対策を講じるとともに、森林空間の適切な利用のため高見山公園の建物や遊具の維持管理を行っています。

## ■ 指標

| 指標名                    | 現状               | 中間目標                  | 前期計画終了時（R9）           |
|------------------------|------------------|-----------------------|-----------------------|
| 認定農業者数                 | 29人<br>(R3年度)    | 30人<br>(R7年度)         | 33人                   |
| 新規就農者数                 | 3人<br>(R3年度)     | 3人（累計）<br>(R5年度～R7年度) | 5人（累計）<br>(R5年度～R9年度) |
| 小豆島オリーブ牛<br>平均単価（円/kg） | 2,516円<br>(R3年度) | 2,800円<br>(R5年度～R7年度) | 3,000円<br>(R5年度～R9年度) |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容  | 主な取組  | 担当課   |
|--|---|-------|
| <b>(1)生産基盤の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の農業者の要望を踏まえ、中山間地域総合整備事業、地すべり防止対策事業、農村地域防災減災事業などの土地改良事業を積極的に推進します。</li> <li>● 生産基盤の整備を促進するとともに、自然環境の保全と優良農地の確保に努めます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 土地改良事業</li> <li>● ため池などの改修</li> </ul>  | 農林水産課 |
| <b>(2)農業経営の安定と拡大</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 1次産業に繋がる事業者支援に努めます。</li> <li>● 付加価値の高い農産物の生産拡大に向けて関係機関と連携して地域の中心となる経営体への栽培技術、農業知識の向上のほか経営指導を強化し、農業後継者の育成及び企業の農業参入を推進します。</li> <li>● 農地集積を推進し、効率的な農地利用を図ります。</li> <li>● 農業所得の安定及び向上を目指し、新たな付加価値を生み出す6次産業化を推進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農業者への栽培技術や農業知識のほか経営指導</li> <li>● 情報の収集・確保</li> <li>● 6次産業化の推進</li> </ul>                                 | 農林水産課 |
| <b>(3)地域ブランドづくりの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「小豆島いちご」や「小豆島オリーブ牛」などブランド化されている農産物について一層の普及を促進するとともに、魅力ある新たな地域ブランド農産物づくりを支援します。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 輸送費の支援</li> <li>● 農家への新たな費用助成</li> </ul>   | 農林水産課 |
| <b>(4)地産地消と地産外商の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域で生産される農作物を地域で消費する「地産地消」の取組を推進し、住民に地域農産物の魅力を伝え、活用を促進します。</li> <li>● 販路拡大や生産者と消費者を結ぶ流通システムや小規模生産者でも収入を得る環境づくりを推進します。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小学生農業体験及び農産物の学校給食提供</li> <li>● 小豆島やさい工房シーサイドファームの運営</li> </ul>   | 農林水産課 |
| <b>(5)多面的機能の活用と耕作放棄地対策</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 耕作放棄地を解消し、農地などの保全を進めるために、中山間地域等直接支払制度の活用や棚田地域保全活動推進事業などの展開を図ります。</li> <li>● 地域ぐるみで農地を保全する共同活動や遊休農地の再生活動により経営耕地の拡大を進める農業者などへの支援を行います。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 中山間地域等直接支払制度の活用</li> <li>● 棚田地域保全活動推進事業の活用</li> <li>● 遊休農地等利活用促進事業</li> <li>● 多面的機能支払交付金制度の活用</li> </ul> | 農林水産課 |



小学生の田植え体験の様子

|  |  |                |
|--|--|----------------|
| <p><b>(6) 担い手の育成と支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 後継者への円滑な経営継承や企業参入、女性の農業活動への参画を促進し、担い手の確保と育成を図ります。</li> <li>● 兼業農家や定年帰農者、半農半X、農外企業なども新たな担い手として捉え、関係機関と連携して新規就農に向けての支援を行います。</li> <li>● AIやロボットなど新技術の活用を推進し、生産性や収益性的向上を図ります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新規就農者の確保</li> <li>● 地域おこし協力隊制度の活用</li> <li>● スマート農業の推進</li> </ul> | 農林水産課          |
| <p><b>(7) 鳥獣害対策の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 農作物への鳥獣被害の軽減を図るため、住民への鳥獣被害対策の理解と意識改革を推進し、地域ぐるみの自主的な取組を支援します。</li> <li>● 被害の増加を防ぐため、狩猟免許所有者の育成・確保に努め、関係機関と連携して、継続して鳥獣害対策を推進します。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 鳥獣害対策の推進</li> </ul>   | 農林水産課          |
| <p><b>(8) 森林環境の保持</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 間伐や下刈り、除伐、造林などの作業に基づく森林の総合的な管理により森林の保全を図り、森林の資産価値を高めます。</li> <li>● 森林の持つ水源かん養や地球温暖化防止などの公益的機能の維持、増進を図ります。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町有林の間伐</li> <li>● 松くい虫防除</li> </ul>                               | 農林水産課          |
| <p><b>(9) 林業施設の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 基幹林道や作業道などの整備により、間伐などの作業の生産性向上と効率化を進めます。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 林道の修繕</li> <li>● 林道の架橋整備</li> </ul>                               | 農林水産課          |
| <p><b>(10) 林業担い手の確保、育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林組合の経営基盤の強化に向けた組織の合理化・運営体制の効率化を支援します。</li> <li>● 県や森林組合などと連携し、林業の担い手となる若手労働者の確保と育成を図ります。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林組合の事業へ補助金支出</li> <li>● 地域おこし協力隊制度の活用</li> </ul>                 | 農林水産課          |
| <p><b>(11) 森林空間の相互利用の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 森林の持つ公益的機能の充実を図り、住民のスポーツ・レクリエーション、教育・文化活動の場としての森林空間の相互利用を推進します。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町産木材の利用</li> <li>● 高見山公園の維持管理</li> </ul>                          | 農林水産課<br>生涯学習課 |



小豆島オリーブ牛と畜産担当の地域おこし協力隊員



## 現状と課題

- 漁港施設などについて、緊急度の高い箇所から修繕を実施しています。今後は津波を想定した保全のため、堤防のかさ上げなどを検討する必要があります。
- 四海漁業協同組合がブランド化した「小豆島島鱈」を学校給食に使い、水産物の地産地消に取り組むとともに、Web会議システムを活用し、給食の時間に町内小中学生に対して水産教室を実施しました。今後も関係機関と連携して水産物の消費と販路の拡大に取り組む必要があります。
- 四海漁業協同組合では、漁獲した鱈を食品加工・流通販売まで業務展開する6次産業化に成功しています。漁業経営体数の減少が進む現状においては、町として支援を継続して実施します。
- 漁港内の施設整備による環境改善や漁業後継者や新規漁業就業者の確保、育成に努めています。また、地域おこし協力隊制度などを活用して、漁業の魅力を発信することで新規漁業者の掘り起しを図り、育成、支援に取り組んでいます。

## ■指標

| 指標名        | 現状                | 中間目標                            | 前期計画終了時（R9）                     |
|------------|-------------------|---------------------------------|---------------------------------|
| 新規漁業協同組合員数 | 3人<br>(R3年度)      | 4人（累計）<br>(R5年度～R7年度)           | 6人（累計）<br>(R5年度～R9年度)           |
| 小豆島島鱈出荷量   | 42 t<br>(R3年度)    | 135 t（累計）<br>(R5年度～R7年度)        | 235 t（累計）<br>(R5年度～R9年度)        |
| 養殖のり出荷量    | 5,190万枚<br>(R3年度) | 26,700万枚<br>(累計)<br>(R5年度～R7年度) | 44,500万枚<br>(累計)<br>(R5年度～R9年度) |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容  | 主な取組            | 担当課   |
|--|-----------------|-------|
| <b>(1)漁港施設などの整備</b><br>●漁港ごとの機能保全計画に基づいて、漁港施設などの長寿命化、更新コストの平準化・低減、漁港機能の強化・充実に努めます。 | ●機能保全計画に基づく維持管理 | 農林水産課 |
| <b>(2)水産物の消費と販路の拡大</b><br>●漁業協同組合などが安全・安心で高品質な水産物を迅速に提供できるよう、流通ルートの確保と拡大の支援に努めます。  | ●水産物の販路拡大への支援   |       |

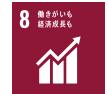
|  |   |       |
|--|---|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 食の魚離れを回避するため、地域や学校などと連携して地産地消を意識した普及啓発を行います。</li> <li>● 漁業協同組合と連携して新たな水産物の地域ブランド化を進めるとともに、消費と販路の拡大を図ります。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水産教室の実施</li> </ul>   | 農林水産課 |
| <p><b>(3) 6次産業化の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 地元産の未利用水産物や低価格魚を利用した水産加工物を開発することで、消費の拡大と漁業所得の安定を目指します。</li> <li>● 「小豆島島鱈」を中心として、生産、加工から販売までを担う漁業の6次産業化を推進します。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 6次産業化の推進</li> </ul>  | 農林水産課 |
| <p><b>(4) 魅力ある漁業経営と担い手づくり</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 漁業形態の変化に対応した施設整備や新技術の導入により、漁業従事環境を改善するとともに、生産効率の向上を推進することで漁業所得の安定化を図り、漁業後継者や新規就業者の確保、育成に努めます。</li> <li>● 資本整備などを行う漁業者に対し、利子補給を行うなど、漁業経営の効率化、安定化を推進します。</li> <li>● 漁業者の経営安定に重要な役割を果たす漁業協同組合の基盤強化や事業・組織の効率化を支援します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 漁業後継者や新規就業者の確保、育成</li> <li>● スマート漁業の推進</li> <li>● 地域おこし協力隊制度の活用</li> <li>● 漁業協同組合活動への支援</li> </ul> | 農林水産課 |



地域ブランドの推進



島鱈加施設の整備



## 現状と課題

- 商工会と連携して、事業者に関する経営支援に取り組んでいます。特に、コロナ禍における経営基盤強化のため、プレミアム付商品券事業や融資斡旋なども実施しました。中小事業者の多様なニーズを受け止められるよう、商工会と連携した取組を進めます。
- 後継者不足解消のため、商工会やよろず支援拠点などと連携して相談支援を行っています。今後は、事業継承希望者とのマッチングに取り組めないか検討が必要となります。
- 中小企業融資制度に保証料補助制度を設けて、事業者が融資を受けやすい環境づくりに取り組んでいます。さらにコロナ禍においては利子補給制度を加えて、融資を実質無利子で利用できるようにしています。
- 現状、企業誘致は進んでいないため、町の魅力の発信と企業誘致助成事業の周知により、企業誘致を積極的に進めしていく必要があります。
- アニメやアウトドア、海上航路を活用した新たな商品造成事業に着手しています。このような新たな産業の定着・成熟のため、事業者や関係機関と連携を図っていく必要があります。

## ■指標

| 指標名               | 現状               | 中間目標                   | 前期計画終了時（R9）            |
|-------------------|------------------|------------------------|------------------------|
| 土庄町商工会 会員数        | 535事業所<br>(R3年度) | 530事業所<br>(R7年度)       | 530事業所                 |
| 創業支援事業計画に基づく 創業者数 | 7件<br>(R3年度)     | 20件（累計）<br>(R5年度～R7年度) | 30件（累計）<br>(R5年度～R9年度) |
| 企業誘致件数            | 0件<br>(R3年度)     | 1件（累計）<br>(R5年度～R7年度)  | 2件（累計）<br>(R5年度～R9年度)  |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容  | 主な取組   | 担当課   |
|--|--|-------|
| <p><b>(1)商工会との連携による支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●商店街の活性化を図るため、商工会の組織力の強化や運営指導体制の充実に向けた取組、活力ある商工会主体のイベント開催などを支援します。</li> <li>●商工会と連携し、地域の消費者ニーズに対応したサービスの提供や商業サービス機能の充実を図ります。</li> <li>●後継者不足に悩む地場産業事業者に、後継者の育成支援を行います。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●商工会との連携による経営支援</li> <li>●フレトイアフェアほか各種イベント</li> <li>●商工会やよろず支援拠点と連携した巡回・窓口相談</li> </ul> | 商工観光課 |

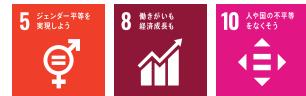
|                 |   |                                  |              |
|-----------------|---|----------------------------------|--------------|
| (2) 経営基盤強化への支援  | ● 中小企業の安定経営を保持するため、日本政策金融公庫など公的資金、中小企業融資制度を活用して経営基盤の強化を図ります。  | ● 保証料補助制度                        | 商工観光課        |
| (3) 企業誘致の推進     | ● 町内に施設を設置する企業に対して助成を行い、雇用機会の拡大及び地域経済の発展につなげます。<br>● 地方へのサテライトオフィス設置に関心を持つ都市部の企業を誘致することで、地域経済の活性化を図ります。 | ● 企業誘致条例に基づく助成<br>● サテライトオフィスの誘致 | 商工観光課<br>総務課 |
| (4) 新たな産業に対する支援 | ● 地域の特色を生かした地域産業の掘り起こしや育成に努め、新しい産業が定着できるよう積極的な支援を行います。  | ● 新たな商品開発や産業の定着への支援              | 商工観光課        |



小豆島フレトイアフェア開催の様子



経営相談窓口の設置



## 現状と課題

- 少子高齢化の進行に伴い、若年層を中心に生産年齢人口も減少しています。関係機関と連携して雇用の促進に努めていますが、有効求人倍率は1.5程度となっており、福祉・医療従事者のほかあらゆる分野で慢性的な人手不足となっています。
- 移住定住施策によりU・I・Jターン者数は安定的な人数で推移していますが、一定数は再び転出しており、定着に向けた取組として雇用環境の充実や就労支援が必要です。
- コロナ禍をきっかけとした働き方の多様化に対して、事業者意識啓発のため研修などを行っています。今後も引き続き性別や立場によらない就労環境の向上に関して普及啓発に努める必要があります。

## ■指標

| 指標名                               | 現状                           | 中間目標                           | 前期計画終了時（R9）                     |
|-----------------------------------|------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|
| 育児休業取得率<br>(子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査) | 母親50.0%<br>父親1.1%<br>(H30年度) | 育児休業を取得する家庭<br>65.0%<br>(R5年度) | 育児休業を取得する家庭<br>75.0%<br>(R10年度) |
| 小豆郡雇用対策協議会<br>会員数                 | 104事業所<br>(R3年度)             | 102事業所<br>(R7年度)               | 100事業所                          |
| SDGs取組事業者数<br>(小豆島・豊島)            | 0事業所<br>(R3年度)               | 15事業所<br>(R7年度)                | 25事業所                           |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容  | 主な取組  | 担当課            |
|--|---|----------------|
| <p><b>(1)雇用の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●新たな企業の誘致や既存企業の育成により、雇用の確保に努めます。</li> <li>●中高生を対象に、地元事業所への職場体験を通じて将来の担い手としてのきっかけづくりを推進します。</li> <li>●若者の地元就職やU・I・Jターンの促進、女性・高齢者・障がい者の雇用促進に向け、ハローワーク、県及び関係機関などとの連携を強化し、雇用に関する情報提供や相談、地元事業所への働きかけなどに努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●中高生・教員に対する職場体験や産業見学会の実施</li> <li>●雇用情報の発信</li> <li>●インターンシップ受入事業所の拡大</li> </ul> | 商工観光課<br>教育総務課 |

## (2) 就労環境の向上促進

- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律による働く女性の地位向上など、労働条件の改善や働きやすい環境づくりに関する事業所への啓発を進めます。
- 関係機関と連携して、メンタルヘルス対策の普及啓発に努めます。
- 事業者との連携によるテレワークへの対応など、新たな就労環境整備を推進します。

- 人事担当者研修
- コワーキングスペースの整備

商工観光課  
総務課



島ワークプロジェクトによるインターンシップの様子



事業者研修の様子



## 現状と課題

- 小豆島町との連携による小豆島移住・交流推進協議会において、官民が協力して移住者の受入体制を構築し、移住・定住の促進に向けた施策を実施しています。
- 移住を促進するため、島ぐらし体験の家の運営や移住フェアの開催、移住者や空き家改修などへの補助を行っています。移住希望者へ対応するためには空き家バンク登録数が少ないことや島ぐらし体験の家の運営管理などが課題となっています。
- 地域おこし協力隊を採用し、移住情報や一次産業の魅力の発信を強化しています。また、県内外を問わず大学生の地方での研究活動を受け入れ、地域の活性化に努めています。
- 包括連携協定を締結（企業10件、大学4件）し、産官学による地域交流や地場産業のブランド化にも取り組んでおり、地域活性化に向けて、引き続き具体的な事業の展開を継続する必要があります。

## ■指標

| 指標名         | 現状                          | 中間目標                    | 前期計画終了時（R9）             |
|-------------|-----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 移住者数        | 250人<br>(R3年度)              | 300人<br>(R7年度)          | 330人                    |
| 空き家バンク新規登録数 | 37件<br>(R3年度)               | 150件（累計）<br>(R5年度～R7年度) | 250件（累計）<br>(R5年度～R9年度) |
| 夢すび館延べ利用者数  | 213人<br>(R3年度)<br>※ R1：508人 | 600人<br>(R7年度)          | 700人                    |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組   | 担当課            |
|---|--|----------------|
| <p><b>(1)移住・定住の促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き家バンク制度を活用した移住促進事業の充実を行います。</li> <li>● 町の魅力や移住・定住に関する情報を発信し、関係人口・交流人口の拡大と移住・定住者の増加につなげます。</li> <li>● 高等学校卒業後に島外へ進学した学生のUターン移住を促進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 空き家バンクの運営</li> <li>● 島ぐらし体験の家の運営</li> <li>● 地域おこし協力隊制度の活用</li> <li>● 空き家改修の補助</li> <li>● 住宅の新築・購入の補助</li> <li>● 奨学金を活用したUターン移住促進</li> </ul> | 企画財政課<br>教育総務課 |

## (2)連携による産業の活性化

- 町の豊かな地域資源や魅力を情報発信し、産官学連携の充実や関係人口・交流人口の拡大につなげます。
- 学生と地元企業の連携による新たな地域資源の発掘に取り組み、地域産業の活性化を図ります。

- 域学連携交流事業
- 包括連携協定の締結

企画財政課



東京で開催する移住フェアでの様子



空家見学ツアーの様子



大学生による科学体験イベントの様子



包括連携協定の締結

# II 福祉・医療が充実し、互いを認め合うまちづくり

II-1

## 地域福祉の充実



### 現状と課題

- 地域福祉活動の中心を担う社会福祉協議会に対して各種事業に対する支援や助成を行っています。地域の人口減少と高齢化に対応できるよう、ボランティアを含む福祉人材を育成する必要があります。
- 民生委員・児童委員の活動に対する助成や研修などを実施するとともに、社会福祉協議会などの関係機関と連携して、相談支援体制の充実に努めています。今後は包括的な相談支援体制の確立のため、行政によるワンストップ窓口設置などの対応が求められています。
- 高齢者を中心としたサロン活動などの交流拠点が各地区に確立されていますが、世代間交流の場には至っていません。
- 日常の見守りについては、ボランティアによる活動が見られる地域が増えています。ただし、災害時の要援護者については、「地域防災計画」に基づいて避難行動要支援者名簿を整理するなどの体制づくりを進めていく必要があります。
- 虐待防止等ネットワーク協議会において、関係機関の連携ができるように取り組んでいます。また、早期発見・早期対応の必要性から町の相談窓口を健康福祉課に一本化して相談体制を強化しており、虐待事案については個別検討会を実施して細やかな支援に努めています。
- 「自殺対策計画」により、府内関係課及び関係機関と連携して自殺予防対策を行っています。また、ひきこもりプラットホームを作り、関係機関が協働してひきこもり支援を行える体制を構築しています。相談支援窓口の周知と精神障がい者の地域生活への移行支援などの充実が必要です。

### ■指標

| 指標名                              | 現状              | 中間目標           | 前期計画終了時（R9）     |
|----------------------------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 社会福祉協議会のボランティア登録者数               | 112人<br>(R3年度)  | 120人<br>(R7年度) | 120人            |
| 避難行動要支援者登録者数                     | 225人<br>(R3年度)  | 300人<br>(R7年度) | 350人            |
| 地域活動に「参加している」と回答した割合<br>(住民意識調査) | 62.6%<br>(R3年度) | —              | 75.0%<br>(R8年度) |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容                      | 主な取組   | 担当課  |       |
|----------------------------|--|--|-------|
| <b>(1)地域福祉活動の推進</b>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>●中核となる社会福祉協議会との連携強化をはじめ、福祉ボランティアや社会福祉団体の活動を支援します。</li> <li>●地域福祉活動のリーダーとなりうる人材の発掘や育成を行います。</li> <li>●高齢になってもいつまでも健やかにいきいきと暮らせるよう、地域ぐるみの健康づくりや世代間の交流活動を推進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●社会福祉協議会との連携</li> <li>●担い手の育成</li> <li>●地域での世代間交流の促進</li> </ul> | 健康福祉課 |
| <b>(2)相談支援とサービス提供体制の充実</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●多様化・複雑化する地域福祉課題の解決のため、個別の課題を受け付け、適切な支援へつなぐ相談支援体制の充実に努めます。</li> <li>●福祉・保健・医療の連携のもと、高齢者、障がい者、子ども・子育て家庭などを対象とする個別計画に基づき、必要な支援が行き届くサービスの提供に努めます。</li> </ul>               | <ul style="list-style-type: none"> <li>●民生委員・児童委員の活動支援</li> <li>●関係機関との連携</li> </ul>                   | 健康福祉課 |
| <b>(3)交流の場の創出</b>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●誰もがいつでも気軽に集まることができる場、空間の創出を目指し、既存の福祉施設や公共施設などを活用した交流を促進します。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民の交流の場の創出</li> </ul>  | 健康福祉課 |
| <b>(4)地域安全の推進</b>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における見守り活動を促進するとともに、災害時に配慮が必要な方の把握などを進めます。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における見守り活動への支援</li> <li>●避難行動要支援者名簿の作成</li> </ul>             | 健康福祉課 |
| <b>(5)虐待の防止</b>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>●関係団体と連携して、児童虐待防止・配偶者暴力防止・高齢者虐待防止・障がい者虐待防止の推進に努めます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●虐待相談窓口設置の周知</li> <li>●虐待事案の個別検討会</li> </ul>                    | 健康福祉課 |
| <b>(6)自殺対策の推進</b>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関と連携し、心の健康に関する意識啓発に努めるとともに、相談体制の充実に努めます。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●自殺対策計画に基づく対策</li> <li>●心の悩みの電話相談</li> </ul>                    | 健康福祉課 |



## 現状と課題

- 小豆島中央病院を中心として地域医療の整備に努めています。また、離島における医療の確保を目的とし、救急搬送体制の充実と補助制度の運用を行うとともに、豊島地区における豊島健康センター及び歯科診療所の維持に努めています。
- 「健康増進計画」に基づき、健康づくり推進協議会において、各種団体や関係機関と町の健康課題を確認し活動を展開しています。
- 母子保健の観点から妊婦健診の受診や乳幼児期の健診の勧奨に努めています。また、成人に対しては各種健（検）診、教室・相談、高齢者に対しては後期高齢者健診、低栄養対策、運動器の健康維持などに取り組んでいます。特に、各種がん検診受診率が全国平均を下回っているため、受診率の向上に努める必要があります。
- 口腔衛生について、乳幼児に対しては歯科口腔に関する知識の普及や歯科健診の受診勧奨により乳歯むし歯の予防に努めています。妊産婦を含む成人に対しては、歯周疾患に関する知識の普及啓発、定期的な歯科健診の定着、妊産婦の口腔管理に関する知識の普及啓発を行っています。高齢者に対してはオーラルフレイル予防を推進しています。
- 乳幼児から高齢者までライフステージに応じた望ましい食生活の定着を図るため、乳幼児の「離乳食教室」や各健診での栄養相談などを実施しています。また、食生活改善推進協議会と協力し、食生活改善と食育の普及啓発にも努めています。
- 感染症から個人を守り、社会への蔓延を防ぐため、年齢に応じた予防接種を実施しています。また、ワクチンの有用性や副作用などについて適切に説明することで、接種率の向上を目指しています。

## ■指標

| 指標名                    | 現状                           | 中間目標                | 前期計画終了時（R9） |
|------------------------|------------------------------|---------------------|-------------|
| 1歳6か月児健診受診率            | 91.0%<br>(R3年度)              | 100%<br>(R7年度)      | 100%        |
| 3歳児健診受診率               | 96.3%<br>(R3年度)              | 100%<br>(R7年度)      | 100%        |
| チャレンジスクール<br>(栄養実践編)   | 4人（2回）<br>(R2年度)<br>※R3は中止   | 15人（2回）<br>(R7年度)   | 15人（2回）     |
| 理想のカラダづくり教室<br>(ビギナー編) | 7人（1コース）<br>(R2年度)<br>※R3は中止 | 20人（2コース）<br>(R7年度) | 20人（2コース）   |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組   | 担当課   |
|---|--|-------|
| <p><b>(1) 地域医療体制の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小豆島中央病院を中心とする医療体制の充実を図るとともに、豊島・小豊島地区の救急搬送の充実や地域医療体制の維持に努めます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 医療人材確保への協力</li> <li>● 補助制度の運用</li> <li>● 豊島地区における医療及び歯科医療の維持</li> </ul>   | 健康福祉課 |
| <p><b>(2) 健康づくりの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● ライフステージごとの健（検）診や保健指導、高齢期の介護予防事業などにより健康への意識を高め、生活習慣の改善や健康寿命の延伸につなげます。</li> <li>● 乳幼児期から歯の健康への意識を高め、生涯にわたり口腔衛生に留意し、健康な身体を保つことにつなげます。</li> <li>● ライフステージや個人の状態に応じたバランスの良い食生活の定着を図れるよう、食育を推進します。</li> <li>● 保健関係団体との連携により住民の健康づくりに取り組みます。</li> <li>● 適切な時期に予防接種が受けられるよう、個別案内を送付し、健診時に勧奨することにより、接種率の向上を目指します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 健康増進計画に基づく取組</li> <li>● 各種健（検）診の実施</li> <li>● 運動教室の実施</li> <li>● 健康や口腔衛生に関する知識の普及</li> <li>● 离乳食教室、各健診での栄養相談などの実施</li> <li>● 食生活改善推進協議会と連携した取組</li> <li>● 予診票の個別案内</li> <li>● 未接種者への勧奨</li> </ul> | 健康福祉課 |



栄養教室の様子



小豆島中央病院



## 現状と課題

- 国の制度に基づく幼児教育・保育無償化への対応、幼保連携型認定こども園の整備、放課後児童クラブの運営など、多様なニーズに対応する保育サービスを実施しています。今後も継続したサービスの維持・向上のため、保育教諭などの人材確保と資質向上に努める必要があります。
- 要保護児童対策地域協議会を設置して専門職を配置しており、関係機関と情報共有しながら虐待などによる保護が必要な子どもに対する対応に努めています。夜間の一時保護となる児童への支援体制を整備することが課題です。
- 子育て支援室による子育て関連の情報提供、相談支援、関係機関との連絡調整に取り組んでいます。また、小豆島中央病院と連携した病児・病後児保育を行っています。
- 子どもを生み育てられる環境づくりのため、不妊治療・不育症治療への助成や子育て世代包括支援センターによる支援・相談・助言などを行っています。不妊治療については令和4年度から保険適用になっており、保険適用・保険適用外の治療費に対する助成を行っています。
- すべての妊婦・子育て家庭が孤立することなく安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を行っています。
- 18歳まで（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの）の子どもを対象に医療費の助成を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減と子育てしやすい環境づくりに取り組んでいます。
- ひとり親家庭の自立のため、相談支援や融資制度の紹介、職業訓練などの就労につながる支援を行っています。
- 既存町有施設を活用し、子どもの遊び場の確保を進めています。少子化や価値観の変容などニーズに合わせながら対応していくことが求められています。

## ■ 指標

| 指標名  | 現状                          | 中間目標                         | 前期計画終了時（R9）                 |
|--|-----------------------------|------------------------------|-----------------------------|
| 子育て支援室利用者数                                 | 3,637人<br>(R3年度)            | 3,600人<br>(R7年度)             | 3,600人                      |
| 子育て環境・支援の満足度<br>(子ども・子育て支援事業<br>に関するニーズ調査) | 満足・やや満足<br>26.2%<br>(H30年度) | 満足・やや満足<br>35.0%<br>(R5年度)   | 満足・やや満足<br>40.0%<br>(R10年度) |
| 保育サービス利用待機児童数<br>(保育所・こども園・放課<br>後児童クラブ)   | 0人<br>(R3年度)                | 年度当初 0人<br>年度途中 0人<br>(R7年度) | 年度当初 0人<br>年度途中 0人          |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組  | 担当課            |
|---|---|----------------|
| <b>(1)保育サービスの充実</b><br>●多様化する保育ニーズに対応した特別保育などサービスの充実を図るとともに、こども園・保育所・放課後児童クラブなどの環境の充実に努めます。<br>●こども園における教育内容の充実、保育所相互の交流促進、小学校教育との連携など、幼少期から協調性や社会性を養います。   | ●保育士の確保と資質の向上<br>●こども園・保育所の適切な維持管理<br>●交流保育の実施<br>●放課後児童健全育成事業  | 教育総務課          |
| <b>(2)要保護児童などへの対応</b><br>●要保護児童を中心とした児童虐待への対応やひとり親家庭への支援の推進など、援助を必要とする子どもと家庭に対するきめ細かな支援を行います。   | ●要保護児童対策地域協議会の運営  | 健康福祉課          |
| <b>(3)安心して子どもを産み育てられる環境づくり</b><br>●妊娠出産を望んでも子どもに恵まれない夫婦への支援に取り組みます。<br>●妊娠届出時からすべての妊婦・子育て家庭に寄り添い、身近で相談に応じていきます。関係機関と情報共有し、必要な支援を共に考え、子育てを応援します。<br>●妊娠期から父親の育児参加を促すための啓発を行うとともに、男性を含めた育児セミナーを開催するなど、父親の育児への積極的参加の促進を図ります。<br>●子育て支援室を拠点とした保護者間の交流を促進し、子育ての不安・悩みの共有や解決に向けたネットワークづくりを支援します。<br>●病児・病後児保育制度の利用促進により、子育て世代への支援の充実を図ります。<br>●医療費の助成、児童手当やすこやか手当・エンゼル祝金の支給など、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。 | ●特定不妊治療費助成事業<br>●不育症治療費助成事業<br>●妊婦・子育て家庭への面談などによる支援<br>●子ども家庭総合支援拠点の運営<br>●子育て世代包括支援センターの運営<br>●小豆島中央病院と連携した病児・病後児保育<br>●18歳まで医療費を助成<br>●すこやか手当・エンゼル祝金の支給 | 教育総務課<br>健康福祉課 |
| <b>(4)ひとり親家庭への支援</b><br>●ひとり親家庭の経済的自立を促すため、福祉資金の貸付や各種給付制度の啓発を図ります。<br>●母子自立支援員、地区児童委員、社会福祉協議会と連携しながら、情報提供や相談機能の強化に努めます。   | ●各種制度の啓発<br>●関係機関との連携   | 健康福祉課          |
| <b>(5)子どもの遊び場の確保</b><br>●こどもさくら公園や既存スポーツ施設を有効活用し、子どもが気軽に遊ぶことができる環境づくりに努めます。   | ●こどもさくら公園の維持管理<br>●スポーツ施設の開放施策の実施   | 教育総務課<br>生涯学習課 |

## 現状と課題

- 老人クラブの活動に対する補助金の交付や、シルバー人材センターへ運営補助を行い、高齢者の社会参加の機会創出に努めています。引き続き、感染症対策を行なながら高齢者の社会参加を促進します。
- 公共交通機関がない地域を対象に、島内医療機関への通院の便宜を図る福祉バスを運行していますが、高齢化が進む地域住民の移動支援の充実を図る必要があります。また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするための生活援助や緊急時の連絡手段を確保する福祉電話などの緊急通報体制の運用を独居高齢者などに行ってます。今後も必要な方に必要な支援が届く取組を進める必要があります。
- 元気な時からフレイル予防などの健康教育を行い知識の普及啓発に努めるとともに、要支援・要介護状態になっても在宅で自立性や生活能力を維持できるように支援を行っています。また、年1回、介護予防サポーター養成講座を開催して支援者を養成し、支援が必要な高齢者などのマッチングを行っています。
- 各地区に介護（予防）拠点となる地域密着型サービス事業所を整備するなど、ニーズに応じた介護保険サービスの提供に努めるとともに、介護認定の適正化などの介護給付適正化に取り組んでいます。今後も保健事業と介護予防の一体的な取組や介護人材確保、業務効率化の取組などを進め、介護保険事業の持続可能性の担保に努める必要があります。
- 講演会の開催や老人クラブ・サロンでの健康教育などにより、認知症に関する知識の普及啓発に努めています。また、令和2年度まで本町独自で実施していた「徘徊あんしんネットワーク」を令和3年度から「認知症高齢者等見守りネットワーク」として小豆島町と協働で構築し、警察など関係機関との連携及び見守り体制の整備を行いました。今後も認知症高齢者の増加が見込まれることから、引き続き、認知症施策の推進に努める必要があります。

## ■指標

| 指標名                 | 現状                 | 中間目標               | 前期計画終了時（R9） |
|---------------------|--------------------|--------------------|-------------|
| 元気アップ教室             | 9人（12回）<br>(R3年度)  | 10人（12回）<br>(R7年度) | 10人（12回）    |
| シルバー人材センター<br>会員数   | 121人<br>(R3年度)     | 130人<br>(R7年度)     | 130人        |
| フレイル予防教室            | 79人（6か所）<br>(R3年度) | 80人（6か所）<br>(R7年度) | 80人（6か所）    |
| 介護予防サポーター<br>新規登録者数 | 6人<br>(R3年度)       | 10人<br>(R7年度)      | 10人         |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容  | 主な取組   | 担当課          |
|--|--|--------------|
| <b>(1)高齢者の社会参加の促進</b><br>●高齢者がいつまでも生きがいを感じて健康に暮らせるよう、地域活動、就労、ボランティアなどの社会参加の機会や場の提供に努めます。   | ●老人クラブへの運営補助<br>●シルバー人材センターへの運営補助                      | 健康福祉課        |
| <b>(2)生活環境の整備</b><br>●高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう、移動支援や生活援助、緊急通報体制の整備などを行います。<br>●高齢になっても公共施設や歩道が利用しやすいようバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進します。                                      | ●福祉バスの運行<br>●福祉電話、緊急通報体制の運用<br>●バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進 | 健康福祉課<br>建設課 |
| <b>(3)介護予防・重度化防止の推進</b><br>●生涯を健康な状態で過ごせるよう介護予防の取組を充実するとともに、フレイルや介護の状態になった場合でも重度化を防止する支援を行います。<br>●介護予防の実践や知識の普及啓発、一人暮らしや認知症高齢者などへの見守りを地域で行う介護予防サポーターの養成などを行います。 | ●フレイル予防を意識した健康教育の実施<br>●介護予防サポーター養成講座の実施               | 健康福祉課        |
| <b>(4)介護保険事業の適正・円滑な運営</b><br>●介護保険サービス事業所などと連携を図り、サービスの質と量の確保に努めます。<br>●介護保険事業の持続可能性を担保するため介護給付の適正化などに取り組みます。  | ●地域密着型サービス事業所の整備<br>●介護給付の適正化                          | 健康福祉課        |
| <b>(5)認知症施策の推進</b><br>●認知症に対する知識や理解を深めるとともに、関係機関と連携し、認知症の早期発見や見守り体制の整備に努めます。   | ●老人クラブ・サロンでの健康教育<br>●小豆島町との協働による「認知症高齢者等見守りネットワーク」の運営  | 健康福祉課        |



運動教室の様子



老人スポーツ大会の様子



## 現状と課題

- 町広報誌や町ホームページ、チラシなどでの情報発信により、障がいや障がいのある人に関する理解の促進と差別解消に向けた啓発に取り組んでいます。また、手話奉仕員養成研修などの機会も利用して、障がいに関する周知と啓発に努めています。
- 新庁舎建設に際して、思いやり駐車場や車いす駐車場、点字案内板、エレベーターの設置など障がい者をはじめあらゆる方が利用しやすい配慮に努めています。引き続き、道路や公共施設などの改修の際には、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に努める必要があります。
- 県下の相談支援事業所と委託契約を結び、相談支援体制の維持に努めました。また、権利擁護支援地域連携ネットワークを新たに構築し、広報、相談、制度利用促進、後見人支援を行えるよう体制を整えました。小豆圏域2つの相談支援事業所において、夜間を含む緊急時の迅速・確実な相談支援の実施体制を構築する必要があります。
- 障がい者の高齢化および重度化ならびに「親亡き後」を見据え、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくよう様々な支援を切れ目なく提供するため、グループホーム、障がい者支援施設などに付加した拠点又は地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制を整備し、障がい者の生活を地域全体で支える体制の構築を進める必要があります。
- 精神障がい者にかかる地域活動支援センターⅠ型事業について、県下の事業所と委託契約を結び社会との交流の促進などを行いました。また、香川県障害者スポーツ大会への参加促進、社会福祉法人かがわ総合リハビリテーション事業団主催の小豆島スポーツ教室の運営補助を行いました。引き続き、障がい者が社会参加しやすい環境づくりに努める必要があります。

## ■指標

| 指標名     | 現状            | 中間目標          | 前期計画終了時（R9） |
|---------|---------------|---------------|-------------|
| 共同生活援助数 | 15人<br>(R3年度) | 15人<br>(R7年度) | 17人         |
| 施設入所支援数 | 25人<br>(R3年度) | 26人<br>(R7年度) | 26人         |
| 居宅介護数   | 18人<br>(R3年度) | 18人<br>(R7年度) | 20人         |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容                  | 主な取組  | 担当課  |              |
|------------------------|---|--|--------------|
| <b>(1)障がいに関する周知啓発</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がいや障がいのある人に対する正しい理解のために、情報発信や啓発に努めます。</li> <li>●地域住民との相互理解を促進し、障がい者が地域で安心して生活することができる環境づくりを進めます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害者差別解消法に関する周知啓発</li> <li>●手話奉仕員養成研修</li> </ul>                                      | 健康福祉課        |
| <b>(2)生活環境の整備</b>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者の移動支援や交通機関における割引制度の普及に努めます。</li> <li>●道路や公共施設などにおいてバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化への取組を行い、障がい者に配慮したまちづくりを進めます。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者の移動支援</li> <li>●交通機関における割引制度の普及</li> <li>●公共施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進</li> </ul> | 健康福祉課<br>建設課 |
| <b>(3)障がい福祉サービスの充実</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関や障がい福祉サービス事業所などと連携して、障がい者やその家族に対する相談支援の充実や、個々の状態に応じた障がい福祉サービス提供体制の充実に努めます。</li> <li>●小豆圏域両町の連携により、グループホームの整備など対応を進めます。</li> <li>●各種団体と連携を強化し、権利擁護や助成制度などの支援の充実を図ります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援事業所への委託</li> <li>●権利擁護支援地域連携ネットワークの運営</li> <li>●グループホームの整備</li> </ul>            | 健康福祉課        |
| <b>(4)社会参加の促進</b>      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●障がい者に対して教育や自立支援、就労支援の充実に努めることにより、障がい者が個性を生かして社会参加を果たし、地域で自立した生活を送ることができるよう努めます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域生活移行支援</li> <li>●県障害者スポーツ大会への参加促進</li> <li>●小豆島スポーツ教室の運営補助</li> </ul>              | 健康福祉課        |



バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を導入した新庁舎



## 現状と課題

- 国民健康保険被保険者を対象に特定健康診査・特定保健指導を実施し、未受診者への受診勧奨や健康教室の開催、ジェネリック医薬品差額通知の送付などにより、医療費の抑制と適正化に努めています。
- 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率が全国平均を下回っているため、受診率・実施率の向上に努める必要があります。
- 口座振替の推奨や休日納税相談の実施など、保険税の確保に取り組んでいます。
- 適正な国民年金制度の運用を推進するため、年金事務所などの関係機関と連携を図りながら窓口相談を中心に制度の周知を実施し、住民の受給権の確保に努めています。
- 失業者や低所得者には関係機関と連携し、経済的、精神的な自立に向けて個々の状況に応じた相談支援体制の充実に努めています。

## ■指標

| 指標名                     | 現状                 | 中間目標                | 前期計画終了時（R9） |
|-------------------------|--------------------|---------------------|-------------|
| 特定健康診査受診率               | 35%<br>(R3年度)      | 40%<br>(R7年度)       | 60%         |
| 特定保健指導実施率               | 23.8%<br>(R3年度)    | 40%<br>(R7年度)       | 60%         |
| 理想のカラダづくり教室<br>(ハイリスク編) | 9人（2コース）<br>(R3年度) | 20人（2コース）<br>(R7年度) | 20人（2コース）   |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容  | 主な取組   | 担当課          |
|--|--|--------------|
| <p><b>(1) 国民健康保険事業の適正な運営</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●レセプト点検、ジェネリック医薬品活用の周知・啓発に努め、医療費の適正化に努めます。</li> <li>●特定健康診査・特定保健指導、健康教室などを実施し、疾病の予防・早期発見に繋げることにより、医療費の抑制に努めます。</li> <li>●保険税の適切な課税と徴収に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●レセプト点検</li> <li>●ジェネリック医薬品の活用促進</li> <li>●特定健診・特定保健指導の実施</li> <li>●未受診者への勧奨</li> <li>●健康教室の実施</li> <li>●口座振替の推奨や休日納税相談の実施</li> </ul> | 健康福祉課<br>税務課 |

|                       |  |  |       |
|-----------------------|--|--|-------|
| <b>(2)国民年金制度の周知啓発</b> | <ul style="list-style-type: none"><li>町広報誌などによる制度の周知啓発に努めるとともに、保険料の未納者に対しては、免除申請・特例納付などにより受給権の確保を図り、無年金者の解消に努めます。</li><li>学生には「学生納付特例制度」の利用を促進し、受給権を得られるよう加入促進を図ります。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>町広報誌などによる制度への理解促進</li></ul>                | 住民環境課 |
| <b>(3)生活困窮者への支援</b>   | <ul style="list-style-type: none"><li>失業者や低所得者には関係機関と連携し、経済的、精神的な自立に向けて個々の状況に応じた相談支援体制の充実に努めます。</li><li>判断能力が十分でない高齢者、知的障がい者、精神障がい者などを対象とした成年後見制度による支援の充実を図ります。</li></ul>      | <ul style="list-style-type: none"><li>個人の状況に応じた必要なサービスまたは適切な機関などへの取り次ぎ</li></ul> | 健康福祉課 |



## 現状と課題

- 多様性の尊重や多文化共生の理解が進む兆しが見られる中で、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、外国人、ハンセン病回復者、LGBTQなど性的少数者、新型コロナウイルス感染者などに関するさまざまな人権問題が依然として存在しています。
- インターネットを使った悪質な人権侵害や差別発言なども発生しており、従来からの人権問題とともに新たな課題に対する解決に向けた取組が必要となっています。
- 町広報誌や町ホームページなどによる人権教育・啓発のための情報発信や、「人権フェスタ」の開催により住民全体の人権意識の高揚を図っています。
- 学校や家庭、地域や職場などあらゆる場を通じた人権教育・啓発のほか、町職員や教職員、消防職員などの公的機関従事者や福祉・医療従事者などの特定職業従事者に対する教育も必要とされています。

## ■ 指標

| 指標名                                     | 現状              | 中間目標             | 前期計画終了時（R9）      |
|---|-----------------|------------------|------------------|
| 人権フェスタ参加人数                              | 900人<br>(R3年度)  | 1,000人<br>(R7年度) | 1,200人           |
| 男性の育休業取得率<br>(子ども・子育て支援事業<br>に関するニーズ調査) | 1.1%<br>(H30年度) | 15.0%<br>(R5年度)  | 20.0%<br>(R10年度) |
| 人権擁護認識率<br>(住民意識調査)                     | 36.4%<br>(R1年度) | 38.2%<br>(R6年度)  | 40.0%<br>(R11年度) |

## ■ 実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組  | 担当課   |
|---|---|-------|
| <p><b>(1) 人権教育・人権啓発の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民が幼少期から生涯にわたって学校や地域、職場などの様々な場で学べるよう、人権教育や人権啓発の推進に努めます。</li> <li>● 一人ひとりの人権を大切にする家庭教育を推進するため、家庭教育に関する学習の機会や情報の提供に努めます。</li> <li>● 富丘文化センター・児童館を拠点として各種教室の開催による交流の場の提供や人権問題学習を実施するほか、相談窓口などの支援機能の確保に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権フェスタの開催</li> <li>● 人権に関する講演会</li> <li>● パートナーシップ宣言制度の導入</li> <li>● 町広報誌などによる啓発</li> <li>● 富丘文化センター・児童館活動の推進</li> </ul> | 住民環境課 |

## (2)男女共同参画社会の実現に向けた取組

- 家庭や地域、職場などの様々な場面で男女が対等に参画できるしくみの構築を進めます。
- 女性の職業能力向上のための支援やワーク・ライフ・バランスの実現により、就労面において女性が個性と能力を生かして活躍できる環境づくりを進めます。
- 暴力は重大な人権侵害であることの理解を深めるための啓発活動や相談支援体制などの充実を図り、男女間のあらゆる暴力の根絶に取り組みます。

- 男女共同参画推進委員会の開催
- 広報誌などによる啓発
- 事業所への講師派遣

住民環境課



ここでのつどいの様子



人権フェスタでの作品展示

# III 自然と調和し、 安全・安心に暮らせるまちづくり

## III-1 道路環境の整備



### 現状と課題

- 小豆島を東西に走る国道436号を中心に県道・町道が張り巡らされ、道路間のネットワークを強化することにより地域の発展と経済の活性化を図っています。
- 近年は、サイクリングなどによる観光の広がりから小豆島を1周するサイクリングルートが確立され、なお一層、道路整備の重要性が増しています。
- 近い将来、発生が懸念されている南海トラフ地震などによる大規模災害時の住民の避難活動、人命救助や緊急輸送路として国道436号は非常に重要な役割を担っています。
- 高度経済成長期に建設された道路や橋梁の老朽化に伴い、維持管理に大きな費用負担が見込まれます。長期安定的に維持できるよう、舗装修繕計画や「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、延命措置を講じながら施設の維持を行っています。
- 歩行者の安全確保を保つため、通学路をはじめとする交通安全対策や生活道路の整備など、身近な道路の整備を限られた予算の中で、計画的、効率的に進める必要があります。引き続き、住民が利用しやすい道路や歩道などへの改良が求められています。

### ■指標

| 指標名           | 現状              | 中間目標            | 前期計画終了時（R9） |
|---------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 町道改良済延長比率     | 31.7%<br>(R3年度) | 32.0%<br>(R7年度) | 32.3%       |
| 修繕する橋梁数       | 0橋<br>(R3年度)    | 5橋<br>(R7年度)    | 8橋          |
| 舗装修繕計画に基づく修繕率 | 29.0%<br>(R3年度) | 45.6%<br>(R7年度) | 53.8%       |

### ■実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組   | 担当課 |
|---|--|-----|
| <b>(1)国・県道の整備促進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>● 国道436号をはじめ国・県道の改良・整備を関係機関に積極的に要請していきます。令和3年度には香川県市町村道整備促進期成同盟会の幹事（会長：土庄町長）となり、更なる道路整備に対する予算要求活動の中央要望を行いました。引き続き幹線道路網の整備について要望を続けます。</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>● 国道436号整備促進期成同盟会</li><li>● 道路整備に対する予算要求活動</li></ul> | 建設課 |

|  |   |     |
|--|---|-----|
| <p><b>(2)町道及び橋梁の整備・維持管理の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●安全かつ利便性の高い道路整備を目指して、幹線町道や生活道路などの維持管理の充実を図ります。</li> <li>●老朽化した橋梁について5年に1回点検を行い、耐震補強を兼ねた修繕を計画的に進めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●国や県の補助を活用した道路整備</li> <li>●橋梁長寿命化修繕対策</li> </ul> | 建設課 |
| <p><b>(3)人にやさしい道路・歩道改良の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●道路や歩道の新設・改良の際にはバリアフリー化を図るなど誰もが利用しやすいよう配慮します。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●通学路などの安全対策に伴う歩道整備</li> </ul>                    | 建設課 |



沖ノ島架橋工事見学の様子



沖之島架橋工事の上空写真



橋梁点検の様子



町道整備の様子

## 現状と課題

- 豊島シャトルバスの運行や、委託によるバス路線（四海線、西浦線、中山線）の確保、小豆2町に跨る幹線（北回り福田線、南廻り福田線、坂手線）バス路線への支援、小豆島高等学校生徒への通学費補助などにより、住民の足としての公共交通の維持に努めています。継続的な財政支援が必要なほか、運行事業者では、人員の確保や車両の維持に課題があります。
- 土庄～豊島～宇野の生活航路では、宇野豊島航路確保維持協議会において運航計画を協議し事業の継続に努めているほか、小豊島住民の生活航路（委託により1日1便運航）を確保しています。継続的な財政支援が必要となります。島しょ部に位置する本島において事業の継続実施が求められます。
- 小豆島地域公共交通協議会により、小豆島内のバスダイヤ・路線の協議や小豆島地域公共交通計画を策定しました。また、IruCaに加え、SuicaやICOCAなどの全国共通交通系ICカードを導入し、観光客などへの利便性の向上を図っています。今後、観光客や地域住民への更なる利用促進が課題です。

## ■ 指標

| 指標名                | 現状                 | 中間目標                   | 前期計画終了時（R9） |
|--------------------|--------------------|------------------------|-------------|
| 豊島シャトルバス利用者数       | 11,846人<br>(R3年度)  | 30,000人<br>(R7年度：瀬戸芸)  | 20,000人     |
| 小豆島オリーブバス<br>利用者数  | 436,871人<br>(R3年度) | 600,000人<br>(R7年度：瀬戸芸) | 550,000人    |
| 小豆島中央高等学校<br>通学補助数 | 18人<br>(R3年度)      | 20人<br>(R7年度)          | 25人         |

## ■ 実施する主な施策

| 施策の内容  | 主な取組  | 担当課            |
|--|---|----------------|
| <p><b>(1)陸上交通の維持・活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 住民の日常生活に欠かせない路線バスなどの維持・効率化に努めるとともに、低床バス導入や乗り継ぎの円滑化などにより、一層の利便性向上を図ります。</li> <li>● 小豆島中央高等学校に通学する生徒の保護者に通学費の一部を補助し、利用者の経済的負担の軽減とバス路線の利用促進を図ります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 豊島シャトルバスの運行</li> <li>● 委託路線バス（四海線、西浦線、中山線）の運行</li> <li>● 高等学校生徒通学費の補助</li> </ul> | 企画財政課<br>教育総務課 |

## (2)海上交通の整備

- 住民の利便性確保、地域振興に向け、各港における海上交通の利用促進を図ります。
- バス・タクシーとの乗り継ぎなど交通機関相互の利便性を高めるとともに、土庄港周辺の整備を推進し、ターミナル機能の強化を図ります。
- 離島に住む住民の暮らしを支えるため、離島航路の維持と運航の効率化に努めます。

- 土庄～豊島～宇野の生活航路の確保
- 小豊島航路の運航
- 港湾周辺施設の整備

企画財政課  
建設課  
農林水産課

## (3)公共交通体系の総合的な検討

- 公共交通のあり方、維持・運営の方向性について、道路管理者・交通事業者・地域住民などによる総合的な検討を行います。
- キャッシュレス化とともにMaaS(マース)への対応など、住民の利便性に加え、インバウンドを含めた観光客の周遊性の向上に向けた取組を推進します。

- 小豆島地域公共交通協議会による検討
- 利用促進施策の実施

企画財政課



宇野豊島航路を運航する旅客船「みらい」



新たに導入した豊島シャトルバス車両



土庄中学校での乗り方教室の様子

### III-3 生活基盤の整備



#### 現状と課題

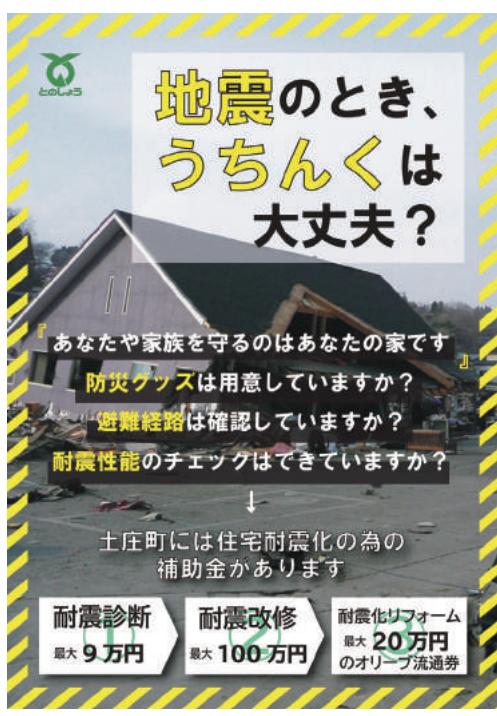
- 香川県広域水道企業団小豆ブロック統括センターのもと、水道施設などの施設整備や維持管理、効率的な事業運営を広域的に図って水道事業の基盤を強化し、安心・安全な水の確保に努めています。
- 住民の快適な生活を確保するため、高潮や河川の出水による河道水位の上昇の影響による大雨時の浸水対策を目的として、土庄都市計画都市下水路事業やポンプ場整備事業を行い、都市下水路の整備を進めてきました。
- 平成8年から渕崎都市下水路事業として渕崎地区内の雨水ポンプ場の整備を開始し、平成26年から大谷ポンプ場の建設を進めています。令和3年には都市下水路から雨水公共下水道に切り替え浸水対策を進めています。また、ストックマネジメント計画に基づき既存施設の長寿命化を図っていますが、老朽化する施設の増加に伴う整備への対応が課題となっています。
- 農業集落排水施設は平成7年から稼働しており、施設は経年劣化とともに老朽化が進んでいます。将来的に大規模修繕も見込まれることから、施設の維持管理のほか、今後の運営方針を検討する必要があります。
- 「一般廃棄物処理基本計画」で合併浄化槽の更新は令和6年度時点で5,443人（43.8%）を目標としています。今後も年間35基の予算確保は維持しながら適切な維持と更新に努める必要があります。
- 「町営住宅長寿命化計画」に基づいた大木戸住宅住戸改善工事、大部住宅建替事業を完了し、行者原住宅建替事業に着手しています。用途廃止対象住宅への対応や役割を終えている災害住宅について今後の方向性が定まっていないことや、入居希望者のニーズ把握が課題となっています。
- 住宅の耐震診断と改修への支援について毎年の目標を定め、耐震相談などのイベントの開催など積極的に取り組んでいます。引き続き支援制度を周知していく必要があります。

#### ■指標

| 指標名               | 現状              | 中間目標            | 前期計画終了時（R9） |
|-------------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 合併処理浄化槽導入数        | 31基<br>(R3年度)   | 35基<br>(R7年度)   | 35基         |
| 下水道事業による<br>浸水対策率 | 67.7%<br>(R3年度) | 68.0%<br>(R7年度) | 71.2%       |
| 民間住宅の耐震化率         | 62.3%<br>(R3年度) | 75.0%<br>(R7年度) | 80.0%       |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組   | 担当課          |
|---|--|--------------|
| <b>(1) 安全な水の供給</b><br>●香川県広域水道企業団小豆ブロック統括センターと連携して安全で安定した水の供給に努めます。   |  | 総務課<br>住民環境課 |
| <b>(2) 都市下水路・雨水公共下水道の整備</b><br>●都市計画区域内においては、台風及びゲリラ豪雨などの雨水の流出増加などによる浸水被害を防除するため、計画的に都市下水路及び雨水公共下水道の整備を進めるとともに、既存施設の機能維持に努め、修繕を計画的に進めます。    | ●渕崎都市下水路事業（大谷ポンプ場の建設）<br>●ストックマネジメント計画に基づく長寿命化 | 建設課          |
| <b>(3) 農業集落排水施設の維持管理</b><br>●農業用水の水質保全と農村地域の生活環境を良好な状態に保つため、既設の農業集落排水施設の効率的な維持管理に努めます。<br>●経年劣化とともに、将来的な大規模改修が見込まれていることから、今後の運営方針を検討していきます。 | ●農業集落排水施設の維持管理                                 | 農林水産課        |
| <b>(4) 合併処理浄化槽の設置</b><br>●し尿の汲取や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換、住宅建設時の合併処理浄化槽の設置を促進します。  | ●合併処理浄化槽の設置促進                                  | 住民環境課        |
| <b>(5) 町営住宅の長寿命化</b><br>●老朽化した住宅を計画的に改築・修繕し、町営住宅の適切な維持管理に努めます。  | ●町営住宅長寿命化計画                                    | 建設課          |
| <b>(6) 民間住宅の耐震化の促進</b><br>●民間住宅の耐震診断、改修を支援し、民間住宅の耐震化を促進します。   | ●耐震相談などのイベント開催<br>●広報による周知                     | 建設課          |



住宅耐震化の啓発



整備を進める大谷ポンプ場



## 現状と課題

- 自然環境の保護と町の美化は、町の豊かな自然を保つ重要な取組であるため、引き続き、住民への啓発や自治会清掃に対するゴミ袋配布などを行う必要があります。
- 住民に対するごみ分別の徹底と、「一般廃棄物処理基本計画」に基づいた広域によるごみ処理・リサイクル体制の維持のため、小豆地区広域行政事務組合による中間処理施設の整備を進めています。現在島外搬出している一般廃棄物の最終処分のあり方については引き続き検討が必要となります。
- 不法投棄を撲滅するため、住民に対する意識高揚を図っています。また、パトロールや防犯カメラの設置などにより不法投棄の抑止を行っています。
- 老朽化したし尿処理施設を更新し、し尿処理体制の充実を図っていますが、次期施設の建設についても検討を進めていく必要があります。
- 集落内の排水路について、限られた予算の中で改修しているものの、多くの未改修箇所があることが課題です。加えて、排水路の定期的な清掃は不可欠ですが、自治会やボランティアなどの活動が縮小傾向であり、維持管理コストが増加しています。
- 油流出などの水質汚濁が発生した際には、関係課で連携をして、早急に原因の特定と指導を行っています。また、大気汚染の問題は町内企業に指導などをを行い、毎年臭気測定を行っています。さらに、騒音・悪臭・振動などの相談があれば、その都度現地での確認を行っています。
- 脱炭素社会に向け、新庁舎屋上の太陽光パネル設置や太陽光発電設備への補助などの取組を進めています。
- 斎場の老朽化が進んでおりコスト高が課題です。必要な機能の維持を図るとともに適切な管理に努める必要があります。

## ■指標

| 指標名                   | 現状             | 中間目標            | 前期計画終了時（R9） |
|-----------------------|----------------|-----------------|-------------|
| 資源ごみの常設回収場所数          | 4か所<br>(R3年度)  | 6か所<br>(R7年度)   | 6か所         |
| ごみ総量に対する<br>リサイクル率    | 8.4%<br>(R3年度) | 10.0%<br>(R7年度) | 20.0%       |
| 住宅用太陽光発電設備<br>設置費補助件数 | 3件<br>(R3年度)   | 10件<br>(R7年度)   | 10件         |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組  | 担当課                          |
|---|---|------------------------------|
| <b>(1)環境保全意識の高揚</b><br>●住民の自主的な4R運動（リフューズ：購入拒否、リデュース：発生抑制、リユース：再使用、リサイクル：再生使用）の定着を促進し、ごみを出さないライフスタイルや事業活動への転換を促します。   | ●町広報誌などによる啓発<br>●レジ袋削減の推進<br>●各公民館などでの常設資源回収箱設置<br>●リユース情報の広報 | 住民環境課                        |
| <b>(2)ごみ処理・リサイクル体制の充実</b><br>●分別収集体制の充実と広報啓発によるごみ分別の徹底の推進や減量化に関する補助を実施します。<br>●広域連携によるごみ処理体制の適正な維持管理に努めます。  | ●町広報誌などによる啓発<br>●ごみ分別講習会<br>●中間処理施設の整備                        | 住民環境課                        |
| <b>(3)ごみの不法投棄対策の推進</b><br>●監視パトロールなどにより、ごみの不法投棄の未然防止、早期発見、適正処理に努めます。  | ●不法投棄パトロール<br>●防犯カメラの設置                                       | 住民環境課                        |
| <b>(4)し尿処理体制の充実</b><br>●老朽化したし尿処理施設を更新するとともに、汚泥処理センターへの転換を図るなど、し尿及び浄化槽汚泥の収集・処理体制の充実に努めます。   | ●長寿命化計画   | 住民環境課                        |
| <b>(5)生活排水路の維持管理</b><br>●集落内の排水路を整備するとともに、住民と協力して地域で側溝などの清掃を定期的に実施し、排水路の維持・管理を進めます。   | ●排水路の維持管理<br>●自治会清掃への支援                                       | 住民環境課<br>建設課                 |
| <b>(6)公害の防止</b><br>●海域・河川の水質汚濁をはじめ、大気汚染や騒音、悪臭、振動などについて、関係機関との連携のもと、調査や監視、指導などを推進し、未然防止及び適切な対応に努めます。   | ●海・河川の水質監視<br>●大気の監視  | 住民環境課<br>総務課<br>建設課<br>農林水産課 |
| <b>(7)脱炭素社会に向けた取組</b><br>●国・県が目指す「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、小豆島町との連携による小豆島区域全体としての持続可能な島「ゼロカーボンアイランド」に向けた取組を推進します。<br>●民間における再生可能エネルギーの導入支援や公用車の電動車両導入など、官民一体となり脱炭素社会に向けた取組を推進します。 | ●エコオフィス計画の推進<br>●太陽光発電設備整備に対する補助事業                            | 住民環境課                        |
| <b>(8)斎場の運営</b><br>●斎場の適切な維持・管理と運営に努めます。  | ●斎場の維持管理  | 住民環境課                        |
| <b>(9)人と動物との共生</b><br>●狂犬病予防注射の促進など、適正な飼育と動物愛護に関する啓発を実施します。   | ●狂犬病予防事業<br>●犬猫の不妊・去勢手術に対する補助                                 | 住民環境課                        |

### III-5

## 港湾・海岸の整備



### 現状と課題

- 港湾は、人や物を繋ぐ物流・交流の場として、地域産業の強化や地域の活性化に重要な役割を果たしており、特に土庄港は、多くの航路を有する小豆島の玄関口であることから観光拠点としても大きな役割を担っています。3年に1度の瀬戸内国際芸術祭では会場としてアート作品を設置するなど、観光客が来て見て楽しめる場所として魅力的な空間の創出に努めています。
- 土庄港をはじめとする県管理地方港湾（土庄東港、大部港、家浦港）については、県との連携のもと、離島として求められる港湾の機能維持に努めています。
- 町管理地方港湾（全5港）についても、馬越港整備をはじめとし、護岸の改良やかさ上げによる高潮対策、消波ブロックによる越波対策など、港湾機能の向上を図りました。今後も引き続き、住民や観光客が利用しやすい港湾の整備に努めると共に、南海トラフ地震の発生を見据え、優先度の高い箇所から改修を進める必要があります。
- 住民や観光客の憩いの場となっている海岸公園などの管理や海岸の維持について、自治会活動との協働や地域のボランティアと連携した取組として継続する必要があります。

### ■指標

| 指標名                  | 現状             | 中間目標            | 前期計画終了時（R9） |
|----------------------|----------------|-----------------|-------------|
| 地震津波対策整備率<br>(唐櫃漁港)  | 0.0%<br>(R3年度) | 40.0%<br>(R7年度) | 100.0%      |
| 港湾・海岸施設長寿命化<br>対策実施数 | 2施設<br>(R3年度)  | 3施設<br>(R7年度)   | 4施設         |
| ユニット広場利用団体数          | 0団体 (R3年度)     | 1団体 (R7年度)      | 2団体         |

### ■実施する主な施策

| 施策の内容  | 主な取組   | 担当課          |
|--|--|--------------|
| <b>(1)港湾の整備</b><br>● 港湾機能の充実により魅力的な港湾空間を創出するとともに、港湾施設の利用客数の増加と係留隻数の増加を目指した利用者に優しい施設整備を推進します。 | ● 土庄港緑地の整備及び有効活用<br>● 土庄港港務所の改修<br>● 土庄港ターミナルビルの活用 | 建設課<br>商工観光課 |

|               |   |                    |              |
|---------------|---|--------------------|--------------|
| (2)津波・高潮対策の強化 | ●南海トラフ地震をはじめとする大規模な災害に備え、防潮堤、護岸など海岸保全施設の整備を推進し、港湾・海岸の津波・高潮対策の強化を図ります。 | ●護岸の整備<br>●高潮・越波対策 | 建設課<br>農林水産課 |
| (3)海岸公園の維持管理  | ●海岸公園の適正な維持管理に努めるとともに、地域との協働による海岸清掃活動など環境保全を図ります。                     | ●海岸の維持管理<br>●清掃活動  | 建設課<br>農林水産課 |



土庄港に整備されたUNIT広場



嵩上げによる越波対策

## 現状と課題

- 香川県が定める瀬戸内海景観ガイドラインを踏まえた「景観計画」に基づき、住民・事業者・行政が連携し、町並みや自然環境の景観の維持・保全に努めています。「景観計画」では地形などの自然的条件、住民の多様な活動を通じて形成された町並みや固有の景観資源から町内を7つの地区に区分し、それぞれの特性に応じた景観づくりを推進しています。
- 一定規模以上の太陽光発電設備などを届出対象行為に加えるなど、景観維持と町が推進する再生可能エネルギー利用促進との整合性の確保に努めています。
- 都市景観の維持の観点に加え、災害時に崩れて道路をふさぐなどのことが考えられる「老朽危険空き家」の除却に取り組んでいます。環境衛生の確保や防犯対策の側面からも継続的な実施が求められています。

## ■指標

| 指標名               | 現状            | 中間目標          | 前期計画終了時（R9） |
|-------------------|---------------|---------------|-------------|
| 景観管理パトロール<br>実施回数 | 0回<br>(R3年度)  | 1回<br>(R7年度)  | 2回          |
| 老朽危険空き家除去数        | 46件<br>(R3年度) | 30件<br>(R7年度) | 30件         |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組             | 担当課   |
|---|------------------|-------|
| <b>(1)環境の保全</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●景観に対する住民や事業者の意識啓発に努めるとともに、住民・事業者・行政が協働して取り組む景観まちづくり推進体制の確立を図ります。</li> <li>●「景観計画」に基づき、自然景観、歴史景観、都市・集落景観、文化景観の保全・創出の視点から、各地区の地域特性を生かした景観まちづくりを進めます。</li> </ul> | ●景観計画に基づく対策      | 建設課   |
| <b>(2)危険な空き家の除却</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●実態調査により把握した老朽危険空き家について速やかに除却を進め、都市景観の維持とともに、安心・安全なまちづくりを推進します。</li> </ul>   | ●「空家等対策計画」に基づく対策 | 住民環境課 |

## 現状と課題

- 青色防犯パトロールカーによる防犯パトロール、こども110番協力施設の確保、広報誌での啓発などにより、防犯体制の強化に努めています。
- 学校などの交通安全教室の開催、定期的な合同点検の実施、関係機関と連携した不審者などの情報把握・対応などにより、児童生徒の通学時の安全の確保に努めています。
- 香川県の人口10万人当たりの交通事故死者数は全国的に上位で推移しており、あらゆる世代での対策が求められているため、交通ルールの順守と交通マナーの向上を目的とした交通安全キャンペーンや啓発パレードを継続的に実施しています。
- 見通しが悪く交通事故発生が懸念される場所で必要となるカーブミラーやガードレールなどの交通安全設備の整備を実施しています。整備要望が多数あるため、限られた予算の中で必要な箇所について現地確認を行った上で整備しており、引き続き周辺住民の意見を聞きながら対応する必要があります。
- 町広報誌や防災行政無線による広報啓発、小豆県民センターなどの関係機関との連携により、住民の消費者被害の抑止に取り組んでいます。また、若年層に対する啓発のため、中学生に対し、パンフレットの配布を行いました。昨今、消費者トラブルの内容が多様化しているため、継続的な啓発に努める必要があります。

## ■ 指標

| 指標名           | 現状        | 中間目標      | 前期計画終了時（R9） |
|---------------|-----------|-----------|-------------|
| こども110番協力施設数  | 35件（R3年度） | 35件（R7年度） | 35件         |
| 交通事故発生件数      | 8件（R3年度）  | 7件（R7年度）  | 5件          |
| 高齢者免許返納者支援実施数 | 78件（R3年度） | 90件（R7年度） | 100件        |

## ■ 実施する主な施策

| 施策の内容  | 主な取組   | 担当課                          |
|--|--|------------------------------|
| <p><b>(1) 防犯体制の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 警察や関係機関・団体との連携のもと、住民の防犯意識の高揚と地域一体となった防犯体制の強化を図ります。</li> <li>● 夜間の歩行や自転車通行の安全確保、犯罪の未然防止のため、防犯灯の整備を進めます。</li> <li>● 警察・自治会と連携し、地域において必要な箇所の緊急警報装置付防犯カメラの設置を図ります。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小豆地区防犯協会連合会との情報共有・連携</li> <li>● 防犯パトロール</li> <li>● 町広報誌による発信</li> <li>● こども110番協力施設の確保</li> <li>● 防犯外灯設置事業</li> </ul> | 総務課<br>生涯学習課<br>住民環境課<br>建設課 |

|  |   |                                |
|--|---|--------------------------------|
| <p><b>(2)児童生徒の安全の確保</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒の安全確保のため策定した「通学路交通安全プログラム」に基づき、登下校などの安全啓発活動の推進や集団移動に対応した通学路の安全確保を行うとともに、保護者、学校、地域の連携による見守り活動の推進を図ります。</li> </ul>                                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全教室</li> <li>通学路合同点検</li> <li>不審者の把握・対応</li> <li>地域学校協働活動ボランティアによる登下校時の見守り</li> </ul> | 住民環境課<br>建設課<br>教育総務課<br>生涯学習課 |
| <p><b>(3)交通安全意識の高揚</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察や関係機関・団体との連携のもと、各年齢層に応じた交通安全教育、広報・啓発活動を推進します。</li> <li>高齢者ドライバーによる交通事故の防止発生を防止し、安全な移動手段を確保するため、運転免許証を自主返納した高齢者に対する支援を実施します。</li> </ul>                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>交通安全キャンペーン</li> <li>運転免許自主返納支援事業</li> </ul>  | 住民環境課<br>企画財政課                 |
| <p><b>(4)交通安全設備の整備</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交通量の多い国・県道の交通安全施設の整備や事故多発箇所の改善などを要望します。</li> <li>町道については、通学路や交通量の多い路線を中心に、交通安全施設の整備を図ります。</li> <li>自転車利用時のヘルメット着用努力義務に対応するため、助成制度による支援を実施します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ガードレール、カーブミラー、路面標示などの整備</li> <li>交通安全総点検の実施</li> <li>自転車利用者への支援</li> </ul>               | 住民環境課<br>建設課<br>教育総務課          |
| <p><b>(5)消費者意識の高揚</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者被害を未然に防止するため、町広報誌や防災行政無線などにより普及啓発に努めます。</li> <li>消費者被害の未然防止と発生後の適切な対応のため、小豆県民センターなどの関係機関との連携のもと、消費生活相談体制の充実に努めます。</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者被害の注意喚起</li> <li>小豆県民センターと連携・情報共有</li> <li>かがわ消費者見守りネットワーク連絡会議への参画</li> </ul>         | 総務課                            |



交通安全キャンペーンの様子



特殊詐欺防止啓発活動



## 現状と課題

- 「地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や訓練の実施・活動支援に努めています。「地区防災計画」の策定については1地区のみにとどまっていることから、引き続き策定支援に努める必要があります。
- 南海トラフ地震による津波や、大雨・台風による土砂災害から住民を守るため、津波・土砂災害ハザードマップを作成して各戸配布や町ホームページなどでの公開により周知に努めています。
- 町の総合防災訓練を毎年実施することで住民の防災意識の高揚を図っています。新たに指定洪水浸水想定区域などが設定されたため、ハザードマップを作り替える必要があります。
- 地域防災の拠点となる施設や備蓄物品などについて、引き続き、「公共施設等総合管理計画」や「地域防災計画」などの関連計画と整合を図りながら、財政状況を踏まえて必要な措置を講じる必要があります。
- 消防無線のデジタル化により災害・緊急時の情報共有や連絡体制の確保に努めています。通信訓練の実施など、災害対策本部の設置・運営に向けた継続的な取組が必要となります。
- 消防団屯所の整備をはじめ、各地区の消防水利の確保、消防車両、資機材などの整備に取り組んでいます。
- 消防団員応援制度などを活用して団員の確保に努め、訓練なども定期的に行うことで団員の資質向上に努めています。団員の確保に加え、消防団施設・資機材の更新や団員報酬の財源確保が課題です。
- 県の協力を得ながら、危険な河川・急傾斜地の整備、堰堤などの整備や、治山・治水事業を実施しています。限られた予算の中で緊急性の高い箇所から整備を要望・実施していく必要があります。
- 自主避難することが困難で支援を要する「避難行動要支援者」の把握と個別避難計画の策定を進める必要があります。

## ■指標

| 指標名       | 現状              | 中間目標            | 前期計画終了時（R9） |
|-----------|-----------------|-----------------|-------------|
| 地区防災計画の策定 | 1地区<br>(R3年度)   | 3地区<br>(R7年度)   | 6地区         |
| 個別避難計画作成率 | 88.8%<br>(R3年度) | 90.0%<br>(R7年度) | 92.0%       |
| 消防団定員充足率  | 91.7%<br>(R4年度) | 92.0%<br>(R7年度) | 92.0%       |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容  | 主な取組                                    | 担当課          |
|--|---|--------------|
| <b>(1) 地域防災活動への支援</b><br>●自分の身は自分で守るという自助、地域の人と助け合う共助、行政や消防などによる公助の役割分担を明確にし、地域の危機管理体制の向上を図ります。                                    | ●自主防災組織の活動支援<br>●地区防災計画の策定              | 総務課          |
| <b>(2) 防災意識の向上</b><br>●ハザードマップなどの広報物により、防災意識の向上を促進します。<br>●関係機関と連携し、大規模災害を想定した町全体での防災訓練を実施します。                                     | ●ハザードマップの作成・配布<br>●総合防災訓練の実施            | 総務課          |
| <b>(3) 関係機関の人材育成と連携強化</b><br>●防災士などの人材育成を推進し、各種団体における人材の確保の支援に努めます。<br>●災害ボランティアの受け入れ窓口となる社会福祉協議会との連携を強化し、円滑な活動を確保するための体制の確立を図ります。 | ●防災士育成支援事業<br>●域防災計画（ボランティア受入計画）の推進     | 総務課<br>健康福祉課 |
| <b>(4) 災害時の拠点整備</b><br>●公共施設の耐震工事や建て替えを計画的に行い、災害時の避難拠点となる施設の整備を推進します。<br>●災害発生時に適切な体制が整えられるよう、消防・防災の拠点となる消防団屯所の整備・更新に努めます。         | ●計画に基づく公共施設の整備<br>●消防団屯所の更新             | 総務課          |
| <b>(5) 消防団の充実</b><br>●消防団員の確保に努めるとともに、研修・訓練による団員の資質向上に努めます。<br>●耐用年数を経過した消防施設及び資機材などの計画的に更新します。                                    | ●消防団員応援制度の活用<br>●消防団員の待遇改善<br>●資機材などの更新 | 総務課          |
| <b>(6) 治山・治水対策の推進</b><br>●災害を未然に防止するため、県の協力を得ながら、治山・治水対策を進めます。   | ●自然災害防止事業<br>●急傾斜地崩壊対策事業                | 建設課<br>農林水産課 |



総合防災訓練での活動の様子



## 現状と課題

- 「地域防災計画」を毎年度見直すことで、時流に沿った防災体制を整えています。引き続き、計画に沿って必要な防災体制の維持と充実に努める必要があります。
- 「国民保護計画」に基づき、他国などからの武力攻撃や大規模なテロなどが発生した場合、国・県・関係機関などが連携して、迅速に住民の避難や救援などを行えるように努めています。引き続き、関係機関と協力して有事への体制整備に努める必要があります。
- 「業務継続計画」を定期的に見直し、非常時優先業務を整理し、災害時に適切な業務が行えるよう努めています。変化する業務内容や組織体制に対応するため、庁内での情報共有とともに継続的な更新作業が必要となります。
- あらゆる感染症について感染拡大防止対策に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症については、国の方針に従ってワクチン接種体制を整備しました。新たな感染症の発生にも対応できるよう、ノウハウの蓄積と関係機関との連携強化が必要となります。

## ■指標

| 指標名          | 現状       | 中間目標     | 前期計画終了時（R9） |
|--------------|----------|----------|-------------|
| 地域防災計画の見直し   | 1回（R3年度） | 1回（R7年度） | 1回          |
| 職員の災害防災訓練の実施 | 0回（R3年度） | 1回（R7年度） | 2回          |
| 自治体間共同訓練への参加 | 1回（R3年度） | 1回（R7年度） | 1回          |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組                           | 担当課   |
|---|--------------------------------|-------|
| <b>(1) 危機管理体制の整備</b><br>● 地域防災計画を毎年度更新し、初動体制の充実と庁内の関連部署の役割分担を明確にし、危機管理体制の向上を図ります。                 | ● 地域防災計画の更新                    | 総務課   |
| <b>(2) 武力攻撃など緊急事態対策の推進</b><br>● 武力攻撃などの緊急事態に対処するため、平常時・緊急時の両方において関係機関との連携に努めます。                   | ● 国民保護計画に基づく対応<br>● 全国一斉訓練への参加 | 総務課   |
| <b>(3) 業務継続計画の整備</b><br>● 災害時など、情報及びライフラインなど利用できる資源に制約がある状況下において応急業務及び継続性の高い業務を適切に行うことができるよう努めます。 | ● 業務継続計画の更新<br>● 職員研修の実施       | 総務課   |
| <b>(4) 感染症対策の推進</b><br>● 関係機関との連携のもと、あらゆる感染症に関する正しい知識の普及や感染症拡大防止に努めます。                            | ● あらゆる感染症対策の充実                 | 健康福祉課 |



## 現状と課題

- 令和4年3月に「都市計画マスタープラン」を策定して、町全体の土地利用の基本方針を定めました。今後は令和4～5年度にかけて「立地適正化計画」を策定するなど具体的な利用の方向性を定めることとしており、人口減少が加速する本町において効果的な土地利用を進める必要があります。
- 人口構造の変化や施設の老朽化に伴い、庁舎をはじめとする町内の公共施設などは建替えや統廃合が進められており、小学校跡地などの遊休施設、遊休地の利活用が求められています。厳しい町財政の現状を踏まえつつ、町民の意見を取り入れながら、民間への提供を含め、まちづくりと連動した活用方針の検討が必要となっています。

## ■指標

| 指標名                | 現状            | 中間目標                   | 前期計画終了時（R9）            |
|--------------------|---------------|------------------------|------------------------|
| サウンディング調査の実施       | 0箇所<br>(R3年度) | 2箇所（累計）<br>(R5年度～R7年度) | 4箇所（累計）<br>(R5年度～R9年度) |
| サテライトオフィス<br>誘致延数  | 0件<br>(R3年度)  | 1件（累計）<br>(R5年度～R7年度)  | 2件（累計）<br>(R5年度～R9年度)  |
| サテライトキャンパス<br>誘致延数 | 0件<br>(R3年度)  | 1件（累計）<br>(R5年度～R7年度)  | 2件（累計）<br>(R5年度～R9年度)  |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組   | 担当課                          |
|---|--|------------------------------|
| <b>(1)計画的な土地利用の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>土地利用に関する計画の見直し・策定により、県など関係機関との連携のもと町の方向性を明確にして、適正な土地利用の促進に努めます。</li> </ul>                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>都市計画マスタープラン</li> <li>立地適正化計画</li> </ul> | 建設課                          |
| <b>(2)遊休施設の活用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「とのたる館（旧土庄高校3号館）」を拠点とした企業や大学の誘致に取り組むほか、遊休施設などの利活用のためのサウンディング調査を実施するなど、産官学連携による活用を推進します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>サテライトオフィス、サテライトキャンパスなどの誘致</li> </ul>    | 総務課<br>企画財政課<br>建設課<br>商工観光課 |

# IV 豊かな心と体を育み、歴史と文化を大切にするまちづくり

## IV-1 教育環境の充実



### 現状と課題

- 教育委員会事務局に主任指導主事を配置し、子どもの成長に合わせた適切な指導体制の強化に努めています。
- ALT（外国語指導助手）を配置し、外国語教育や国際理解に取り組む機会の確保に努めています。
- 国が推進するGIGAスクール構想に基づき、タブレット端末や校内ネットワークを整備するとともに、各学校にICT支援員を配置しました。引き続き、時代の流れに対応した教育環境の充実に努める必要があります。
- 学校と保護者、地域住民が知恵を出し合い、地域と共にある学校づくりを目指し、学校運営協議会と連携した学校づくりに取り組んでいます。
- 地域住民がボランティアスタッフとして学校活動の中に入って、協働できる環境づくりに取り組んでいます。
- 法定の乳幼児健診に加えて4歳児を対象とした健康診断を実施し、保護者と共に未就学児の健全な発達に努めています。また、関係機関が連携し、発達障がいなどの早期発見・早期療育にも繋げています。
- 障がいのある子どもを持つ家庭に対する個別就学相談の実施、学校への特別支援教育支援員の配置により、一人ひとりの特性に応じたきめ細かな教育を実施しています。
- 相談支援体制の強化と関係機関との連携により、いじめの未然防止と早期発見・早期対応に努めています。また、スクールカウンセラーを配置し、不登校や問題行動のある児童生徒の心のケアに取り組んでいます。
- 中央学校給食センターで町内小中学校の給食を調理し、児童生徒の健やかな成長をサポートするとともに地産地消などの食育に取り組んでいます。

### ■ 指標

| 指標名                     | 現状               | 中間目標             | 前期計画終了時（R9） |
|-------------------------|------------------|------------------|-------------|
| 地域学校協働活動<br>ボランティアの登録者数 | 81人<br>(R3年度)    | 75人<br>(R7年度)    | 70人         |
| ALT（外国語指導助手）<br>の配置     | 1人<br>(R3年度)     | 1人<br>(R7年度)     | 1人          |
| ICT 支援員の配置              | 各学校に1人<br>(R3年度) | 各学校に1人<br>(R7年度) | 各学校に1人      |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容  | 主な取組  | 担当課            |
|--|---|----------------|
| <p><b>(1)学校教育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習指導要領とともに、地域資源を生かした島ならではの教育の推進により、児童生徒の未来を切り拓く資質・能力の育成、確かな学力の育成、豊かな心や健やかな体の育成を図ります。</li> <li>● ALT（外国語指導助手）の確保による外国語教育の充実や国際理解教育、国際化・情報化や環境教育など時代の変化に対応した教育内容の充実を図ります。</li> <li>● 学校教育施設・設備の整備・充実により、安全・安心な教育環境を提供します。</li> <li>● GIGAスクール構想に基づき、児童生徒が情報活用能力を育むための取り組みを推進します。</li> <li>● コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）により、学校運営に地域の声を生かし、地域と一体となった特色ある学校づくりを進めています。</li> <li>● 学校が地域のシンボルとなるように、地域ボランティアが学校活動へ参加できる環境づくりを進めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●主任指導主事の配置</li> <li>●ALTの配置</li> <li>●GIGAスクール構想の推進</li> <li>●ICT支援員の配置</li> <li>●学校運営協議会との連携</li> <li>●地域学校協働活動の充実</li> </ul> | 教育総務課<br>生涯学習課 |
| <p><b>(2)特別支援教育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある子どもや世帯に対して、関係機関との連携のもと、子どもの障がいの特性に応じた適切な教育が受けられるように取り組みます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●5歳児健診の実施</li> <li>●必要に応じた個別就学相談の実施</li> <li>●特別支援教育支援員の配置</li> </ul>  | 教育総務課          |
| <p><b>(3)心の教育の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●いじめや不登校などの問題について、関係機関と連携して相談支援体制の充実を図り、家庭と地域が一体となって早期発見・早期対応に努めます。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>●相談支援体制の強化</li> <li>●スクールカウンセラーの配置</li> </ul>  | 教育総務課          |
| <p><b>(4)学校給食の充実</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●学校給食により、児童生徒の健やかな成長と健康をサポートするとともに、地産地消や食育の視点に立った取組を進めます。</li> <li>●安心・安全な給食を実現するため、アレルギー対応の充実に努めます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●センター方式による効率的な運営</li> <li>●地場産食材の活用</li> </ul>   | 教育総務課          |



ICT技術を活用した授業の様子

# IV-2 青少年の健全育成



## 現状と課題

- 関係者による月例会や各地区の青少年健全育成組織への研修会の開催、関係機関合同での青少年非行防止キャンペーンの実施などにより、青少年健全育成の体制づくりに努めています。
- スマートフォンなどの普及により、インターネットを経由して情報があふれる時代となっています。あらゆる世代に浸透したSNSを通じて子どもがトラブルに巻き込まれるケースが全国で増加しているため、保護者を含めた情報リテラシー教育の実施など、地域住民や子育て家庭と連携しながら取組を進めていく必要があります。

## ■指標

| 指標名                                | 現状            | 中間目標          | 前期計画終了時（R9） |
|------------------------------------|---------------|---------------|-------------|
| 青色防犯パトロール<br>実施回数                  | 56回<br>(R3年度) | 56回<br>(R7年度) | 56回         |
| 青少年非行防止<br>キャンペーンの実施               | 1回<br>(R3年度)  | 1回<br>(R7年度)  | 1回          |
| 町広報誌などでの<br>青少年に関する相談窓口の<br>啓発実施回数 | 3回<br>(R3年度)  | 3回<br>(R7年度)  | 3回          |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容  | 主な取組  | 担当課   |
|--|---|-------|
| <b>(1)青少年健全育成体制の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年健全保護育成会の活動の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、町全体の体制強化に努めます。</li> <li>●有害図書や有害な情報などをできるだけ排除し、多感な青少年が健全に育つ環境づくりを進めます。</li> <li>●家庭や地域における青少年への教育・対応や、悩みや困り事などの相談支援先を広報啓発します。</li> <li>●SNSなどインターネットを経由した犯罪に対応するために必要な知識の普及啓発に取り組みます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●青少年健全育成組織の活動支援</li> <li>●青少年非行防止キャンペーン</li> <li>●青色防犯パトロール</li> </ul> | 生涯学習課 |

# IV-3 生涯学習活動の充実



## 現状と課題

- 各地区の公民館の建て替えや既存施設の設備更新により適切な維持管理に努めています。引き続き、建物の老朽化や利用頻度などに応じた維持管理に努める必要があります。
- 文化活動の促進、地域学校協働活動事業や放課後子ども教室事業の促進などにより、多様な分野の指導者やボランティアの人材育成と確保に努めています。若手の参加はもとより、元気な高齢者の積極的な参加も促していくことが求められます。
- 各地区で高齢者向け講座の開催や青少年健全保護育成活動を行っています。また、中央公民館視聴覚室へのパソコン設置、図書館蔵書やICT環境の充実により、住民の学習に関する多様なニーズに応えられる環境整備を進めています。
- 文化協会や地区公民館での活動支援を通して、学習団体・サークルの育成や地区単位での学習活動を促進しています。高齢化により各種団体や公民館活動の減少が見られるため、引き続き地域での活動支援に努める必要があります。
- 図書検索機能の充実、図書システムの維持管理など図書館の充実に努めています。住民からの蔵書追加の要望に応えられるように努め、図書館の規模に応じた蔵書の入れ替えなどを行っています。
- 小学生の放課後における児童の居場所づくりのために放課後子ども教室を開室し、地域と児童の繋がりを作る活動を行っています。
- 学校運営の手助けと学校と地域の繋がりを生むために、ボランティアが小・中学校やこども園で活動できる環境を整備しています。

## ■ 指標

| 指標名           | 現状                                 | 中間目標                                | 前期計画終了時（R9）               |
|---------------|------------------------------------|-------------------------------------|---------------------------|
| 土庄町文化協会の加盟団体数 | 44団体<br>(R3年度)                     | 44団体<br>(R7年度)                      | 44団体                      |
| 図書館利用者数・貸出数   | 利用者数1,973人<br>貸出数78,821点<br>(R3年度) | 利用者数2,800人<br>貸出数100,000点<br>(R7年度) | 利用者数2,800人<br>貸出数100,000点 |
| 放課後子ども教室利用者数  | 15,013人<br>(R3年度)                  | 12,000人<br>(R7年度)                   | 10,000人                   |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組  | 担当課          |
|---|---|--------------|
| <b>(1)生涯学習関連施設の維持管理</b><br>●中央公民館、総合会館（フレトピアホール）、中央図書館などの各施設の適正な維持管理と有効活用を進めるとともに、地区公民館の充実に努めます。  | ●公民館の建て替え<br>●既存施設の設備更新<br>●施設を活用した自主事業の実施  | 生涯学習課        |
| <b>(2)指導者の育成</b><br>●文化協会の運営を補佐し、各団体の活動継続と新たな指導者の育成に努めます。<br>●生涯学習における指導者やボランティアの育成・確保に努めます。  | ●文化協会の運営<br>●地域学校協働活動事業<br>●放課後子ども教室事業  | 生涯学習課        |
| <b>(3)多様な学習環境の提供</b><br>●各世代の学習ニーズに対応できるよう、特色ある学習プログラムの体系的な整備と提供を図ります。<br>●住民一人ひとりの多様な学習活動を支援するため、ICT（情報通信技術）の利活用や情報提供体制の整備を図ります。<br>●あらゆる世代を対象に自主学習の場の確保するため、遊休施設の活用を含め環境づくりに努めます。 | ●老人大学などの高齢者向け講座<br>●学習プログラムを紹介する図書館蔵書の充実<br>●生涯学習施設へのICTの整備<br>●コワーキングスペースの整備【再掲】 | 生涯学習課<br>総務課 |
| <b>(4)関係団体への支援</b><br>●生涯学習関連団体の様々な活動を支援し、住民の自主的な学習活動、地域ぐるみの学習活動の活性化へつなげます。   | ●文化協会の運営<br>●地区公民館活動の運営   | 生涯学習課        |
| <b>(5)図書館の充実</b><br>●蔵書の充実をはじめ、資料や情報の検索機能の強化などにより図書館機能の向上を図ります。   | ●図書検索機器の維持管理<br>●図書システム維持管理   | 生涯学習課        |
| <b>(6)地域学校協働活動の充実</b><br>●学校が地域のシンボルとなるように、地域ボランティアが学校活動へ参加できる環境づくりを進めます。<br>●放課後子ども教室を開室し、児童と地域が繋がる環境づくりに努めます。   | ●地域学校協働活動の充実<br>●放課後子ども教室の開室  | 生涯学習課        |



20周年を迎えた中央図書館でのイベントの様子

## 現状と課題

- 総合会館（フレトイアホール）、高見山公園をはじめとする既存スポーツ施設の適切な維持管理に努めています。施設の老朽化が進んでいるところもあり、施設の必要性を勘案しながら設備の更新を行っていく必要があります。
- 町及び各地区体育協会の運営、スポーツ少年団育成組織の運営、スポーツ推進委員の組織運営などにより、スポーツ団体や指導者の育成に努めています。人口減少と少子高齢化によりスポーツ団体や活動の減退傾向が見られるため、引き続き支援に努める必要があります。
- 小豆島駅伝や各スポーツの町民大会の運営、プロスポーツ選手などを招いてのスポーツイベントの実施、スポーツ推進委員の活動支援、各地区での健康づくり事業の実施などに取り組んでいます。引き続き、現在の取組を継続するとともに、総合型地域スポーツクラブとの共同事業などを実施していきます。
- スポーツ少年団活動の推進や、子ども向けのプロスポーツ選手交流イベントの開催を行っています。少子化が進む中ではありますが、スポーツ少年団への支援やスポーツ体験イベントの開催に努めしていく必要があります。
- 既存町有施設を活用し、子どもの遊び場の確保を進めています。少子化や価値観の変容などニーズに合わせながら対応していくことが求められています。

## ■指標

| 指標名                              | 現状             | 中間目標           | 前期計画終了時（R9） |
|----------------------------------|----------------|----------------|-------------|
| 総合会館（フレトイアホール）の利用者数              | 26千人<br>(R3年度) | 60千人<br>(R7年度) | 60千人        |
| 土庄町体育協会及び土庄町スポーツ少年団育成連絡協議会の加盟団体数 | 33団体<br>(R3年度) | 33団体<br>(R7年度) | 33団体        |
| プロチームなどを招聘したスポーツイベント数            | 0回<br>(R3年度)   | 1回<br>(R7年度)   | 1回          |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容  | 主な取組  | 担当課   |
|--|---|-------|
| <b>(1) スポーツ施設の維持管理</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 既存スポーツ施設については、老朽化の状況や利用ニーズに応じた管理・運営による適正な維持管理に努めます。</li> <li>● 団体のスポーツ合宿などによる有効利用に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合会館（フレトイアホール）の維持管理</li> <li>● 民間団体の合宿利用の促進</li> </ul> | 生涯学習課 |

|   |   |                |
|---|---|----------------|
| <p><b>(2) 関係団体への支援と指導者の育成</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 体育協会及び各種スポーツ・レクリエーション団体、クラブの育成・支援を図ります。</li> <li>● スポーツ推進委員を中心とする指導者の育成と確保により、住民相互の自主的なスポーツ活動へつなげます。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 町及び各地区体育協会運営</li> <li>● スポーツ少年団の育成組織運営</li> <li>● スポーツ推進委員の組織運営</li> </ul>   | 生涯学習課          |
| <p><b>(3) スポーツ・レクリエーション活動の普及促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● スポーツ・レクリエーションに関する広報啓発により、住民のスポーツや心身の健康に対する意識の高揚に努めます。</li> <li>● 体育協会や総合型地域スポーツクラブなどと連携し、各種スポーツ行事・大会、スポーツ教室などの内容及び運営体制の充実を図り、スポーツを身近に感じる環境づくりと参加促進に努めます。</li> <li>● 歴史友好都市の津山市スポーツ少年団との交流などを通じて子どもたちの多様な繋がりを促進します。</li> <li>● プロスポーツ選手などの招聘など、トップレベルのアスリートと交流する機会を創出し、子どもたちの選択肢を広げる手助けを進めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小豆島駅伝</li> <li>● 各スポーツ町民大会運営支援</li> <li>● プロスポーツ選手などによるイベント</li> <li>● スポーツ推進委員の活動支援</li> <li>● 総合型地域スポーツクラブとの連携</li> <li>● スポーツ少年団活動への支援</li> </ul> | 生涯学習課          |
| <p><b>(4) 子どもの遊び場の確保【再掲】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもさくら公園や既存スポーツ施設を有効活用し、子どもが気軽に遊ぶことができる環境づくりに努めます。</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>● こどもさくら公園の維持管理【再掲】</li> <li>● スポーツ施設の開放施策の実施</li> </ul>   | 教育総務課<br>生涯学習課 |



香川ファイブアローズとの交流の様子



庁舎に隣接するこどもさくら公園

# IV-5 地域文化の継承と振興



## 現状と課題

- 文化協会の事務運営、オリーブの島児童合唱団の運営、町民文化展の開催などにより、芸術・文化団体の諸活動を支えています。高齢化に伴って指導者の世代交代を進めていく必要があります。
- 町民文化展、音楽フェスティバル、芸能まつりの開催や、各地区文化展、自主事業の開催などに取り組んでいます。引き続き、芸術・文化の発信と発表の機会提供に努めます。
- 国・県及び町指定文化財や有形・無形民俗文化財などの保存及び活用活動補助を行っており、文化財保存用資料室の準備にも取りかかっています。引き続き、町の貴重な各種文化財の保存活用活動を行います。
- 指定文化財の保存及び活用に関する住民向け説明会や、学校のふるさと学習での文化財訪問、古文書教室の開催などにより、町の文化財を保存・保護及び活用する意識の高揚に努めています。

## ■指標

| 指標名           | 現状            | 中間目標          | 前期計画終了時（R9） |
|---------------|---------------|---------------|-------------|
| 文化振興イベントの実施回数 | 4回（R3年度）      | 10回（R7年度）     | 10回         |
| 大坂城残石資料館の入場者数 | 10,075人（R3年度） | 25,000人（R7年度） | 25,000人     |
| 尾崎放哉記念館入場者数   | 473人（R3年度）    | 1,500人（R7年度）  | 1,500人      |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組  | 担当課   |
|---|---|-------|
| <p><b>(1)芸術・文化活動への支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化協会をはじめ各種芸術・文化団体の育成を図るとともに、指導者の育成・確保により、住民の自主的な芸術・文化活動の活発化につなげます。</li> <li>●多様な芸術・文化を鑑賞・発表する機会の提供や、芸術・文化活動への支援に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●文化協会の運営</li> <li>●町民文化展</li> <li>●オリーブの島児童合唱団の運営</li> <li>●音楽フェスティバル</li> <li>●芸能まつり</li> </ul> | 生涯学習課 |
| <p><b>(2)文化財の保存・活用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●指定文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、その他の文化財や埋蔵文化財などについても調査・研究及び保存・活用を行います。</li> <li>●各地域に伝わる祭礼や行事、伝統芸能などの保存・活用のため、関係団体や後継者への支援に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>●指定文化財保存補助事業</li> <li>●文化財保存用資料室の準備</li> <li>●保存団体補助事業</li> </ul>                                | 生涯学習課 |

### (3) 文化財愛護意識の高揚

- 文化財関連の教室などの開催や広報啓発に努めます。
- 学校における学習機会を利用して、児童生徒に対し文化財への理解を深める教育を行います。

- 古文書教室開催
- 指定文化財保存事業の住民向け説明会
- ふるさと学習での文化財訪問

生涯学習課



芸能まつり



国の登録無形民俗文化財に登録された「讃岐の醤油醸造技術」



虫送りの様子



肥土山農村歌舞伎衣装の虫干しの様子

# V 共に創る、 持続可能なまちづくり

V-1

## 協働のまちづくりの推進



### 現状と課題

- 「広報とのしよう」や町ホームページによる情報発信や、地区懇談会により地域の意見や要望などを聞く場を設けています。今後はSNSなどを活用した情報発信のさらなる強化を検討する必要があります。
- 特にまちづくりに関する分野の各種計画策定の際、審議会やワークショップ、パブリックコメントなどにより、住民との共同などの点から住民意見の反映に努めています。
- 行政運営の透明性の確保のため、文書取扱手引の改訂や必要なデータなどの情報公開に努めています。また、令和5年度からは個人情報ファイル簿の公開義務もあるため、改正された個人情報保護法に基づいて適切に対応していきます。

### ■指標

| 指標名                         | 現状               | 中間目標              | 前期計画終了時（R9） |
|-----------------------------|------------------|-------------------|-------------|
| 町ホームページアクセス数                | 4,557件<br>(R3年度) | 6,000件<br>(R7年度)  | 8,000件      |
| 町ホームページアクセス数<br>(スマートフォン専用) | 2,427件<br>(R3年度) | 3,000件<br>(R7年度)  | 4,000件      |
| 公式SNS登録者総数                  | 200件<br>(R3年度)   | 10,000件<br>(R7年度) | 20,000件     |

### ■実施する主な施策

| 施策の内容  | 主な取組                                | 担当課          |
|--|-------------------------------------|--------------|
| <b>(1)広報・広聴活動の充実</b><br>●各種広報による情報発信の充実や住民意見を伺う広聴活動に取り組みます。  | ●町広報誌や町ホームページなどによる情報発信<br>●地区懇談会の実施 | 企画財政課<br>総務課 |
| <b>(2)多様な分野における参画・協働の促進</b><br>●各種行政計画の策定や評価に際し、住民の参画を促進します。 | ●パブリックコメントの実施<br>●審議会への住民参画         | 企画財政課        |
| <b>(3)情報公開の推進</b><br>●情報公開条例に基づき、適切な情報公開を行います。               | ●町広報誌や町ホームページなどによる取組状況の公開           | 総務課          |



## 現状と課題

- 町内を10地区に分け、地域の活性化に効果をもたらす組織活動に対する助成を行っています。町職員と地域住民との共同参画であり、各地区の特性に応じた活動方針の検討が必要となります。
- 地域の活動拠点となる地区自治会館などの維持補修、備品購入費などを支援しています。施設の老朽化により、維持管理経費の増加が懸念されています。
- 地域コミュニティの維持のため、自治会連絡協議会と連携し、各自治会への加入促進などに努めています。高齢化により自治会役員などの高齢化が見られるため、活動を担う若手人材の育成が必要です。

## ■指標

| 指標名        | 現状              | 中間目標            | 前期計画終了時（R9） |
|------------|-----------------|-----------------|-------------|
| 自治会加入率     | 78.3%<br>(R3年度) | 80.0%<br>(R7年度) | 83.0%       |
| 自治会振興助成件数  | 3件<br>(R3年度)    | 4件<br>(R7年度)    | 5件          |
| コミュニティ助成件数 | 2件<br>(R3年度)    | 2件<br>(R7年度)    | 2件          |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組                  | 担当課   |
|---|-----------------------|-------|
| <b>(1) コミュニティ活動の活性化支援</b><br>●旧村単位での地域性を生かしたコミュニティ活動に対する支援を行い、住民参画による地域活性化を図ります。                                      | ●地域活性化支援事業            | 企画財政課 |
| <b>(2) コミュニティ意識の高揚</b><br>●地区公民館を利用した講座・教室の開催や広報などにより、住民のコミュニティ意識の高揚や自治会への加入促進、世代を問わない担い手の育成を図ります。                    | ●自治会連絡協議会との連携         | 総務課   |
| <b>(3) コミュニティ活動の充実・強化</b><br>●既存の自治組織の活動拠点となる集会施設の維持管理に対する支援を行います。<br>●住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感の向上や健全な発展を目指します。 | ●自治会振興助成<br>●コミュニティ助成 | 総務課   |



## 現状と課題

- 小豆地区広域行政事務組合における小豆島町との広域連携事業、構成町として密接にかかわる小豆島中央病院企業団、香川県広域水道企業団など、広域行政による持続可能な行政サービスに努めています。今後、県などによる新たな連携事業への参画を検討していく必要があります。
- 3市5町（高松市、さぬき市、東かがわ市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、綾川町）で構成する瀬戸高松広域連携中枢都市圏に参画して、医療、農林水産、移住・定住など様々な分野で連携して取組を行っています。取組の認知度向上のため、情報発信や事業連携をより強化する必要があります。
- 包括連携協定を締結（企業10件、大学4件）し、産官学による地域交流や地場産業のブランド化にも取り組んでおり、地域活性化に向けて、引き続き具体的な事業の展開を継続する必要があります。【再掲】
- パラグアイ共和国ラ・コルメナ市日本語学校に教材などを贈呈していましたが、コロナ禍により輸送が止まっており、輸送再開後に送付を再開する予定としています。今後も、国際姉妹島であるギリシャ・ミロス島との交流も含めた国際交流事業の継続に努めます。

## ■ 指標

| 指標名                | 現状           | 中間目標         | 前期計画終了時（R9） |
|--------------------|--------------|--------------|-------------|
| 瀬戸高松広域連携中枢都市圏連携事業数 | 56件（R3年度）    | 58件（R7年度）    | 60件         |
| 自治体協定締結数           | 5件（累計）（R3年度） | 6件（累計）（R7年度） | 7件（累計）      |
| 連携交流事業実施大学数        | 6件（R3年度）     | 10件（R7年度）    | 15件         |

## ■ 実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組  | 担当課                            |
|---|---|--------------------------------|
| <p><b>(1) 広域行政の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「島はひとつ」であることを基本とする小豆島町との事業連携を推進します。</li> <li>● 近隣市町や県と連携した医療や水道の確保など広域行政によるサービスの安定を図ります。</li> <li>● ドクターヘリの運用など県と連携を密にした訓練を充実します。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 小豆地区広域行政事務組合の運営</li> <li>● 小豆島中央病院企業団の運営</li> <li>● 広域による救急医療体制の確保</li> <li>● 香川県広域水道企業団への参加</li> <li>● 瀬戸高松広域連携中枢都市圏への参画</li> </ul> | 総務課<br>企画財政課<br>健康福祉課<br>住民環境課 |

## (2)交流の促進

- 国際交流や国内友好都市交流など他市町村との交流活動に積極的に取り組み、地域活性化や人材育成を促進します。
- 産官学連携により、学生と地元企業との連携による新たな地域資源の発掘に取り組むなど、地域活性化を促進します。

- 友好都市などとの交流
- 域学連携交流事業  
【再掲】
- 包括連携協定の締結  
【再掲】

総務課  
企画財政課  
商工観光課  
生涯学習課



連携協定をきっかけに小豆2町で神戸みなとまつりへ参加



大学生のフィールドワークの様子

## 現状と課題

- 令和2年度から個人番号利用事務系システムにおいて自治体クラウド協定を締結し、共同調達、共同利用を実施しています。自治体DXの推進のため、マイナンバーカードを利用した行政手続きのオンライン化に取り組むとともに、県及び全市町が参加する「かがわDXLab」により、共通の地域課題とその解決策を検討していく必要があります。
- 平成29年度から自治体情報セキュリティ強化対策を実施し、ネットワーク分離によるハード、ソフト両面での対策を行いました。また、職員に対して毎年情報セキュリティ研修を実施し職員の意識向上を図っています。各種サービスの安全かつ円滑に提供するため、ハード・ソフト両面の向上を図っていく必要があります。
- 土庄港やエンジェルロードなどの主要な観光地に公衆Wi-Fiを設置するとともに、新庁舎建設に伴い庁舎内に公衆Wi-Fiを設置するなど、住民及び観光に訪れた人がインターネットを利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。
- あらゆる世代がデジタル社会へ適応することを目的に、高齢者を対象とした「スマホ教室」を開催しています。事業所と連携した取組として、継続する必要があります。
- 町内事業者の担い手や後継者不足に対応するため、観光業や製造業、農林水産事業者を中心にICT（情報通信技術）を活用した新技術の導入支援を実施する必要があります。

## ■指標

| 指標名           | 現状        | 中間目標       | 前期計画終了時（R9） |
|---------------|-----------|------------|-------------|
| 行政手続きのオンライン化  | 3業務（R3年度） | 30業務（R7年度） | 50業務        |
| オープンデータの提供数   | 1件（R3年度）  | 10件（R7年度）  | 30件         |
| 公共施設Wi-Fi設置件数 | 9件（R3年度）  | 9件（R7年度）   | 15件         |

## ■実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組  | 担当課 |
|---|---|-----|
| <p><b>(1)自治体DXの推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル化による行政サービス向上のため、書かない窓口や行政手続きのオンライン化を推進するなど、住民の利便性向上に努めます。</li> <li>ICT（情報通信技術）を効果的に利用できるよう、既存の各種システムの充実に加え、職員の資質向上により業務の効率化を図ります。</li> <li>各種サービスを安全かつ円滑に提供するため、全庁的な取組として、ハード、ソフト両面での情報セキュリティ対策を講じます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル化による各種申請や業務の効率化</li> <li>職員研修の実施</li> <li>情報セキュリティの強化</li> </ul> | 総務課 |

|                 |  |                               |                       |
|-----------------|--|-------------------------------|-----------------------|
| (2)インターネット環境の整備 | ●公共施設を中心に公衆 Wi-Fi などの環境整備を推進します。<br>●デジタル社会へ対応するため、継続的な各種教室の開催に取り組みます。 | ●公衆 Wi-Fi の整備<br>●「スマート教室」の開催 | 総務課                   |
| (3)事業者への新技術導入支援 | ●担い手が減少する中でも生産性及び収益性の確保するため、事業者への新技術導入支援を推進し産業の振興を図ります。                | ●スマート農業、スマート漁業などの推進           | 総務課<br>商工観光課<br>農林水産課 |



スマート教室の案内



庁舎内に整備した FREE W-iFi



## 現状と課題

- 平成26年度に事業期間を終えた「行財政改革大綱」に基づく人員整理により想定以上の人員削減につながりました。引き続き、全庁業務量調査による分析の実施や適正な人事評価、定員管理などにより、効果的な行財政運営を行っていく必要があります。
- 庶務事務システムなどの導入や機構改革を行い、事務の効率化を図っています。また、コロナ禍に伴いオンライン研修を取り入れましたが、受講者の増加につながっています。引き続き、行政サービスの質の確保のため、業務効率化と職員の資質向上を図っていく必要があります。
- 平成23年度から中期財政計画を毎年度見直して作成しています。公共施設の老朽化による維持管理経費の増加や近年の大型事業の経費などにより、町債残高や公債費の増加、財政調整基金の減少が懸念されています。徹底したスクラップアンドビルトによる事業内容の精査及び費用対効果を検証することにより、効果的な財政運営を実施するとともに、新たな財源として期待される「ふるさと納税」の寄附額の増加を目指す必要があります。
- 人口減少、過疎化の進行に伴う町税などの減少が見込まれる中、町の財源としての税収を確保するため、適正な課税の実施と滞納整理の強化を図る必要があります。税制度の正しい理解のため、町広報誌などによる周知のほか、町税の申告や納税手続きのデジタル化を推進し、納税者の利便性向上と効率的な賦課徴収の仕組みの整備を進めています。

## ■ 指標

| 指標名               | 現状                  | 中間目標                | 前期計画終了時（R9） |
|-------------------|---------------------|---------------------|-------------|
| ふるさと納税寄付額         | 3億2,000万円<br>(R3年度) | 4億5,000万円<br>(R7年度) | 5億円         |
| 企業版ふるさと納税<br>受入件数 | 0件<br>(R3年度)        | 1件<br>(R7年度)        | 3件          |
| 町税収納率             | 95.82%<br>(R3年度)    | 96.7%<br>(R7年度)     | 97.5%       |

## ■ 実施する主な施策

| 施策の内容   | 主な取組   | 担当課 |
|---|--|-----|
| <b>(1)組織の効率化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 全庁業務量調査の実施や適正な人事評価制度を構築し、町の規模や状況に応じた業務分掌及び職員配置に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 人事評価、定員管理、給与の適正化の実施</li> <li>● 事務事業の見直し</li> <li>● 職員の資質向上に向けた取組</li> </ul> | 総務課 |

|   |   |       |
|---|---|-------|
| <p><b>(2) 適正な財政運営の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>中期財政計画に基づき、町の規模や状況に応じた財源の確保と適正な支出に努めます。</li> <li>ふるさと納税制度を活用し、町の魅力や特産物などをPRするとともに、新たな財源の確保に努めます。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>中期財政計画の毎年度見直し</li> <li>ふるさと納税制度の活用</li> </ul>  | 企画財政課 |
| <p><b>(3) 課税の適正化と徴収強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>課税客体の適正な把握と、公平かつ適正な課税に努めるとともに、収納率の向上を図ります。</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>町広報誌などによる税制度の周知</li> <li>申告・納付のデジタル化推進による賦課徴収の効率化</li> <li>滞納整理の強化</li> <li>口座振替の推奨や休日納税相談の実施【再掲】</li> <li>多様な納付手段の提供</li> </ul> | 税務課   |



電子商品券を導入したふるさと納税



休日納税相談の実施



# 資料編

Data

- 
- 1 統計資料から見る町の状況 115
- 
- 2 計画策定のための住民意識調査結果 134
- 
- 3 計画策定のための  
住民ワークショップ結果 140
- 
- 4 土庄町総合計画策定条例 146
- 
- 5 土庄町振興計画審議会委員名簿  
(令和4年7月30日～令和5年7月22日) 147
- 
- 6 土庄町総合計画策定委員会名簿  
(令和4年5月26日～令和5年3月31日) 152
- 
- 7 策定の経緯 153
- 
- 8 用語集 154



# 1

# 統計資料から見る町の状況

## 土庄町の概要

土庄町は瀬戸内海国立公園の東部に浮かぶ小豆島の西北部に位置し、東及び南に境を接する小豆島町とともに香川県に属します。

気候は、明治41年、ヨーロッパ地中海から初めて持ち込まれたオリーブの木がわが国で唯一小豆島だけに根付いたように、四季を通じて温和な瀬戸内式気候です。

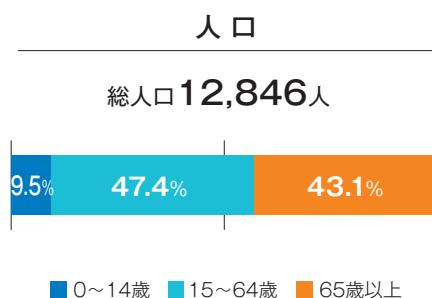
土庄町の統治の始まりは8世紀初頭以前にさかのぼりますが、中世以降は細川・豊臣・徳川の管領として支配を受け、津山藩の領地と一部天領として明治維新を迎えるました。その後の廃藩置県によって香川県に属し、県域の一部として変遷し、昭和の合併により土庄町、淵崎村、大鐸村、北浦村、四海村、及び豊島村が合併し、さらに大部村を編入して今日の土庄町に至っています。

(土庄町公式ウェブサイトより抜粋)

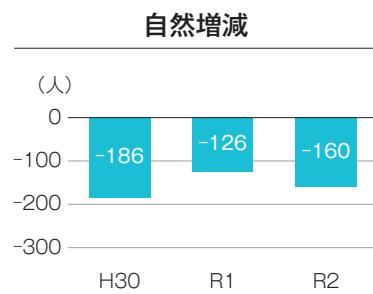
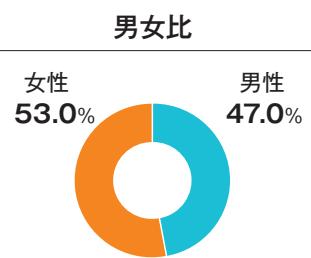


### 位置（土庄町庁舎）

- 東経：134度11分18秒
- 北緯：34度29分13秒
- 東西：26.9キロメートル
- 南北：11.5キロメートル



総務省「国勢調査」令和2（2020）年



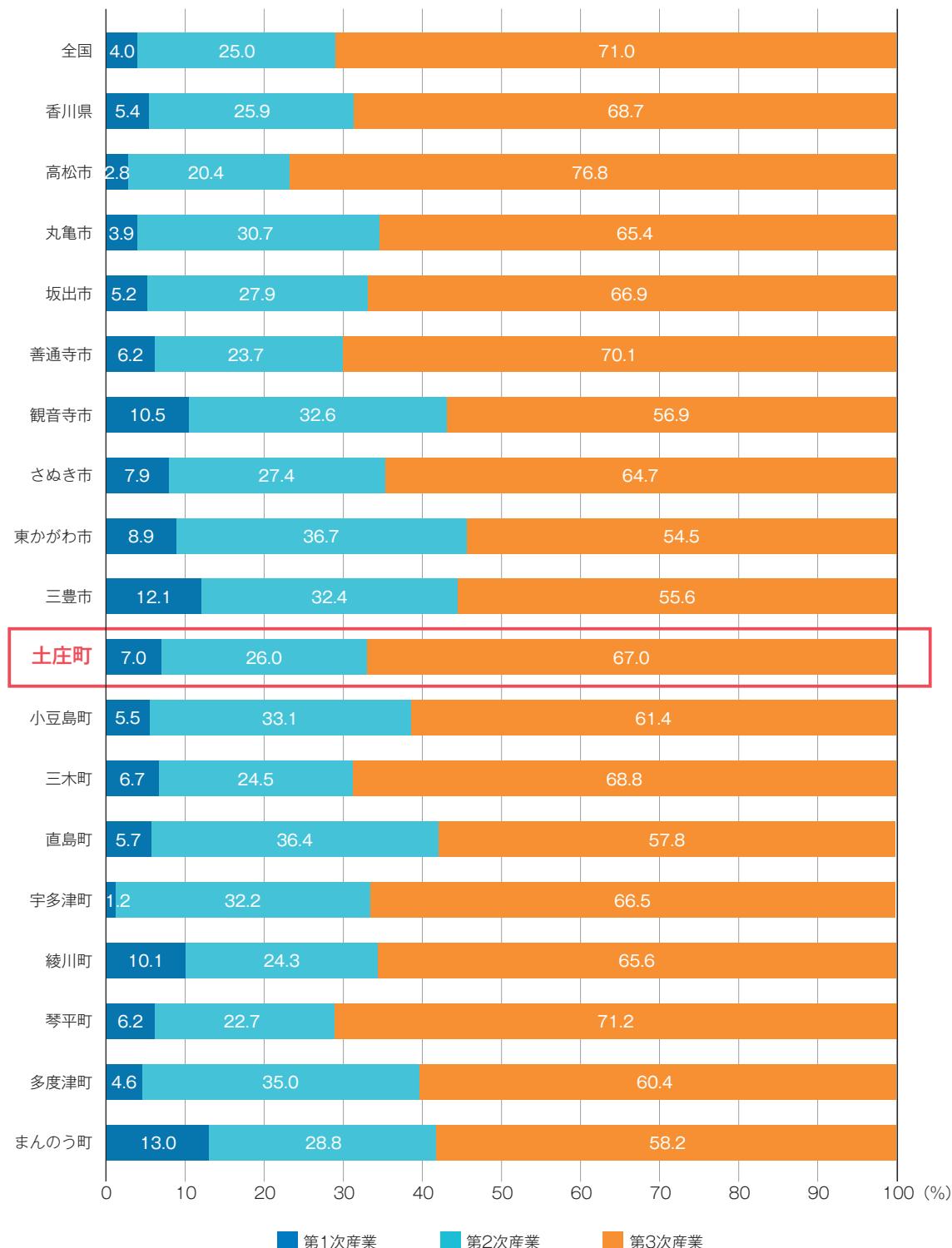
総務省「住民基本台帳」各年1月1日～12月31日



総務省「国勢調査」令和2（2020）年

## (1)産業

国勢調査（平成27（2015）年）によると、町の第1次産業※就業者の割合は7.0%、第2次産業就業者は26.0%、第3次産業就業者数は67.0%となっています。



※「第1次産業」とは、農業、林業、漁業をさします。

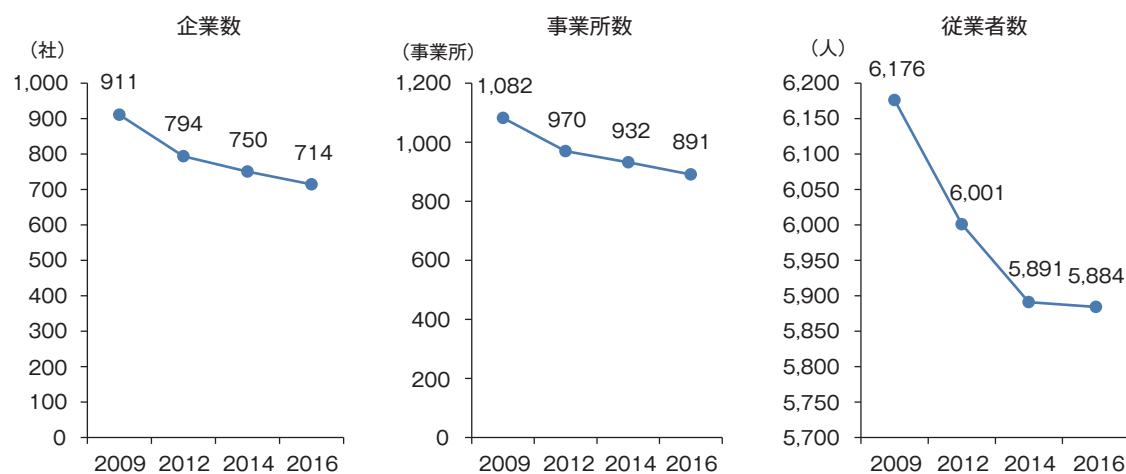
※「第2次産業」とは、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業をさします。

※「第3次産業」とは、第1次及び第2次産業以外のサービス生産活動を主体とする全ての業種をさします。

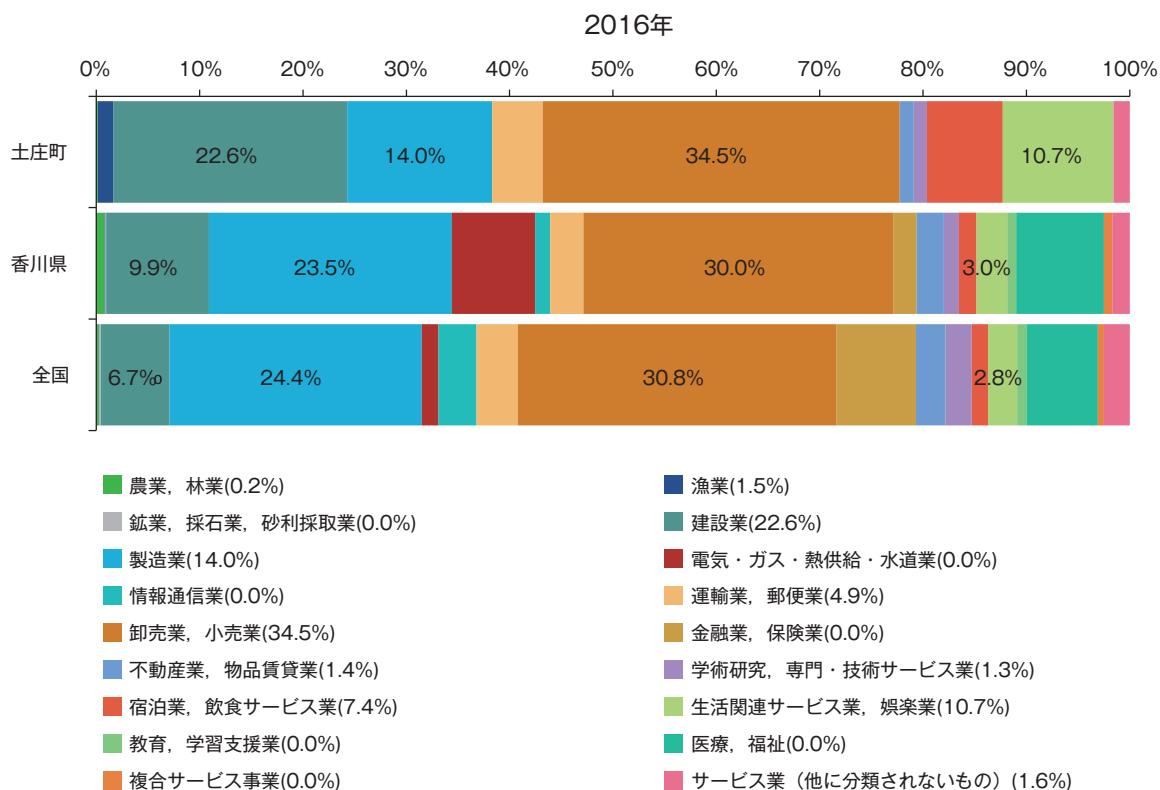
資料：総務省「国勢調査」平成27（2015年）

町の企業数・事業所数・従業者数ともに数値は下降しています。  
全国及び県と比較して、売上高比率は「卸売業・小売業」「建設業」「生活関連サービス業・娯楽業」が高くなっています、合わせて67.8%を占めています。

■企業数・事業所数・従業者数の推移



■産業大分類別に見た売上高（企業単位）の構成比



資料：地域経済分析システム（RESAS）

## (2)財政指標

財政力を示す7つの指標について、全国との比較を行いました。

全国平均との比較を行うことで、自地域の財政状況の健全度を分析することが出来ます。

「香川県令和元年度財政状況資料集」をもとに町の財政状況を見ていきます。

### ■財政力指数

単年度の財政力指数は**0.37**となっています。近年は横ばいで推移しており、全国・県を下回っています。今後も、高齢化等による社会福祉費・公債費負担の増加等により財政力指数の低下が懸念されるため、必要な事業を選別し投資的経費を抑制する等、引き続き歳出の削減や効率的な行財政運営に努める必要があります。

### ■経常収支比率

経常収支比率が**92.6%**と財政の硬直が進みつつあります。住民税法人税割の減少、塵芥収集業務委託料の増加、公債費の増加及び介護保険事業特別会計への繰出金の増加等のために上昇しました。一方で、人口減少等により税収等の自主財源が減少しており、今後も大型の公共事業が継続し、更なる公債費の増加が見込まれているため、経常経費の削減等に引き続き努めていく必要があります。

### ■実質公債費比率

比率は**7.6%**と県とおむね同水準になっています。今後、庁舎建設事業に係る一般単独事業債（一般事業）の借入れが予定されているため、数値が悪化することが想定されます。

今後も健全な財政運営を図るため、事業計画の精査、交付税算入の少ない起債借入の抑制等により、実質公債費比率の上昇抑制に努める必要があります。

### ■将来負担比率

比率は、**13.8%**と良好な数値になっています。地方債現在高が増加したものの、準公債費の減少、充当可能特定歳入及び普通交付税に係る基準財政需要額算入見込額の増加により大幅に回復しています。引き続き、補助金等の財源確保や交付税算入の少ない起債借入の抑制により財政の健全化に努める必要があります。

### ■人口千人あたり職員数

〔人口千人あたり職員数…H30：9.17人／千人 ⇒ R1：**9.46人**／千人〕

前年度から微増傾向にあります。事務事業の見直し、事務処理の簡素化・効率化、し尿処理業務に加え塵芥処理業務（一部）の民間委託といった施策が推進されています。

今後も適切な人員管理を実施しつつ、持続的な行政運営と住民サービスの質及び量の維持・向上を引き続き図っていく必要があります。

### ■人口1人あたり人件費・物件費などの決算額

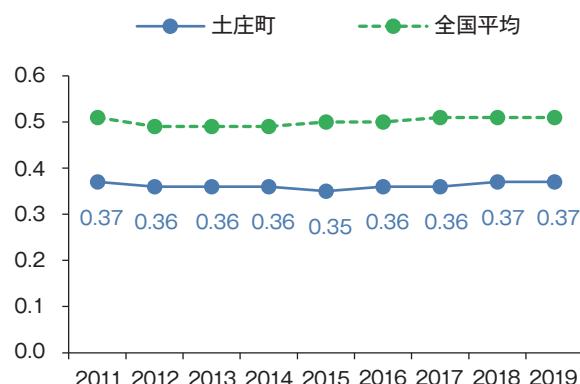
**182,158円**と県を大きく上回っているものの全国に比べ低水準です。要因として人口千人当たりの職員数が類似団体平均よりも少なく、職員の給与水準も低いためだと考えられますが、近年改善の傾向を見せてています。

### ■ラスパイレス指数

〔ラスパイレス指数…H30：93.4 ⇒ R1：**94.2**〕

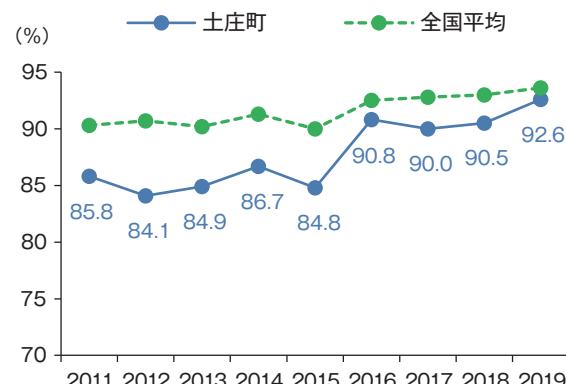
全国平均を下回っています。今後も継続して、地域の民間企業の平均給与の状況を踏まえたうえで、人事評価結果の給与制度への反映、給与水準の適正化に取り組む必要があります

■財政力指数



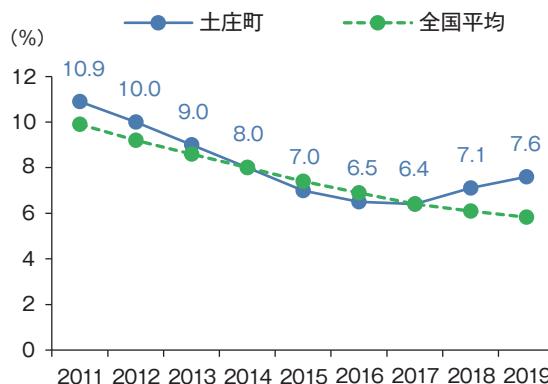
※この数値が1に近い、あるいは、1を超えるほど余裕財源を保有していることになり、財政基盤の余裕度を示す。

■経常収支比率



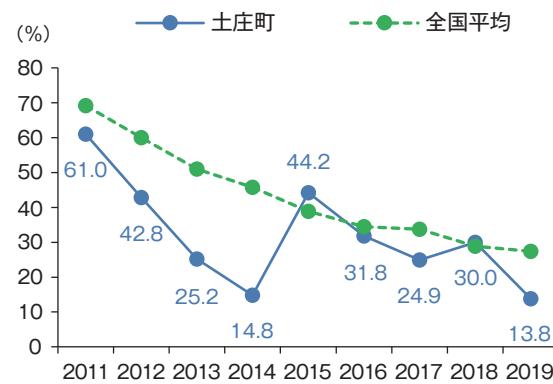
※人件費や扶助費、負債返済に充てる公債費など必要な経費が占める割合。この数値が低いほど臨時的な経費に対して余裕を持つことを表し、財政構造に弾力性があることになる。70%~80%が適正、90%以上は硬直化しているとされる。

■実質公債費比率



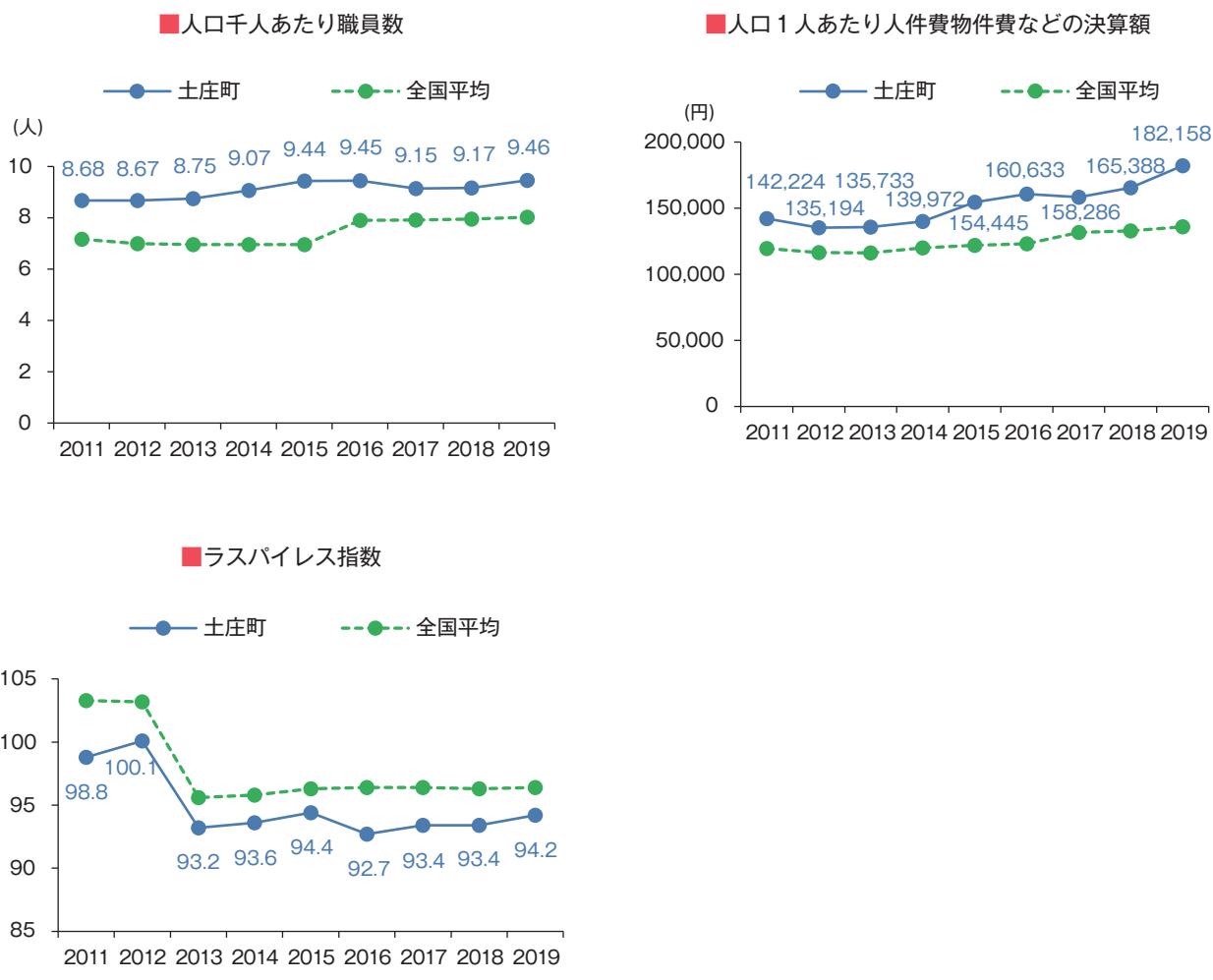
※自治体の収入に対する負債返済の割合を示す。この数値が大きいほど、返済の資金繰りが厳しく、18%以上の場合は、新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要。25%以上の場合は借金を制限される。

■将来負担比率



※公社や出資法人も含め、自治体が将来支払う可能性がある負債の一般会計に対する比率。350%以上で早期健全化団体となる。

資料：地域経済分析システム（RESAS）



\*地方公務員の給与水準を、国家公務員の給与水準と比較するための指標。国の平均給与額を100として算出する。

#### 【参考】県内順位

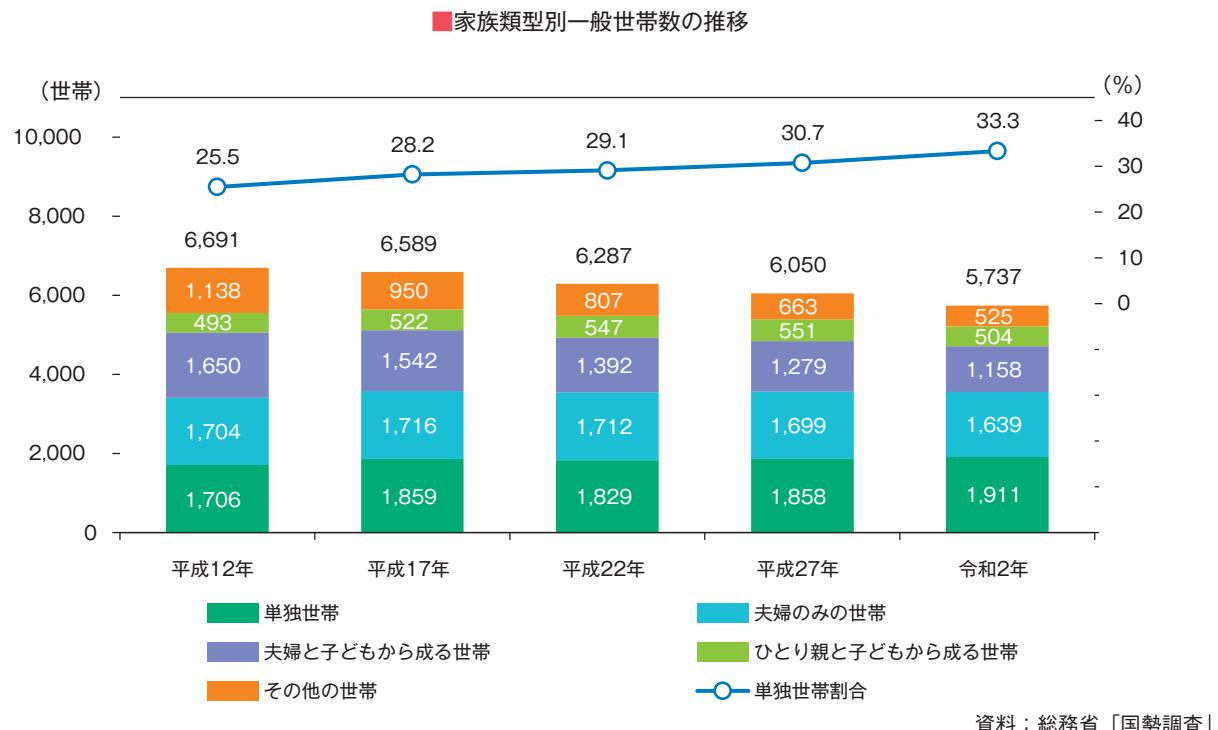
| 財政指標                | 2019値    | 県内順位  |
|---------------------|----------|-------|
| 財政力指数               | 0.37     | 15/17 |
| 経常収支比率              | 92.6%    | 9/17  |
| 実質公債費比率             | 7.6%     | 11/17 |
| 将来負担比率              | 13.8%    | 12/17 |
| 人口千人あたり職員数          | 9.46人    | 13/17 |
| 人口1人あたり人件費物件費などの決算額 | 182,158円 | 13/17 |
| ラスパイレス指数            | 94.2     | 17/17 |

資料：地域経済分析システム（RESAS）

### (3)世帯の状況

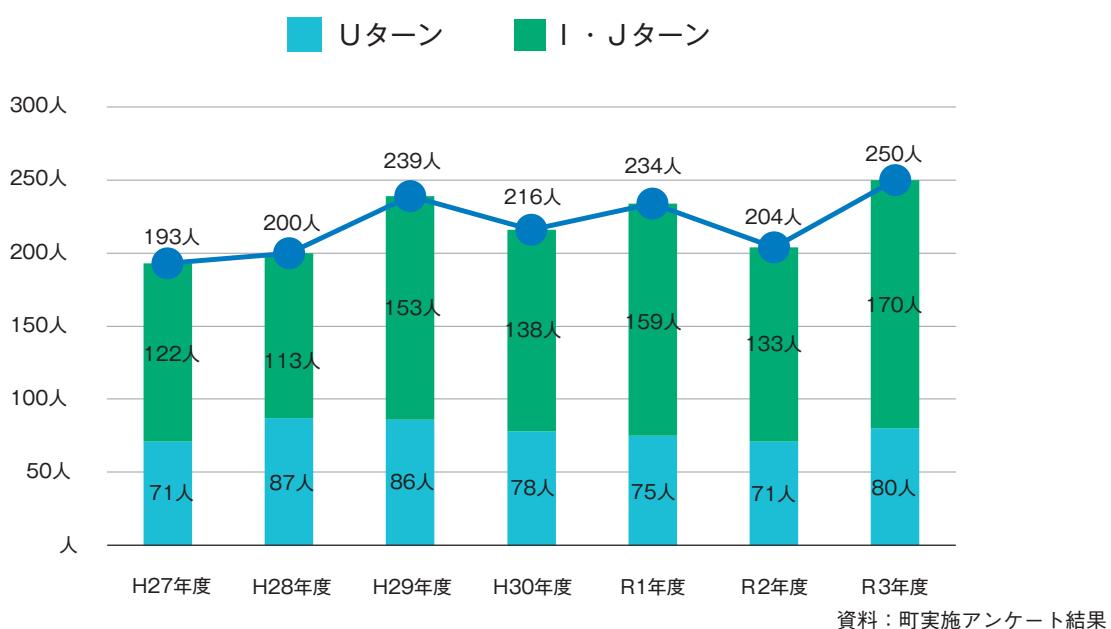
#### ①一般世帯の推移

町の一般世帯数は減少していますが、単独世帯のみ増加で推移しており、単独世帯の割合は令和2(2020)年に33.3%と全世帯のほぼ3分の1を占めています。



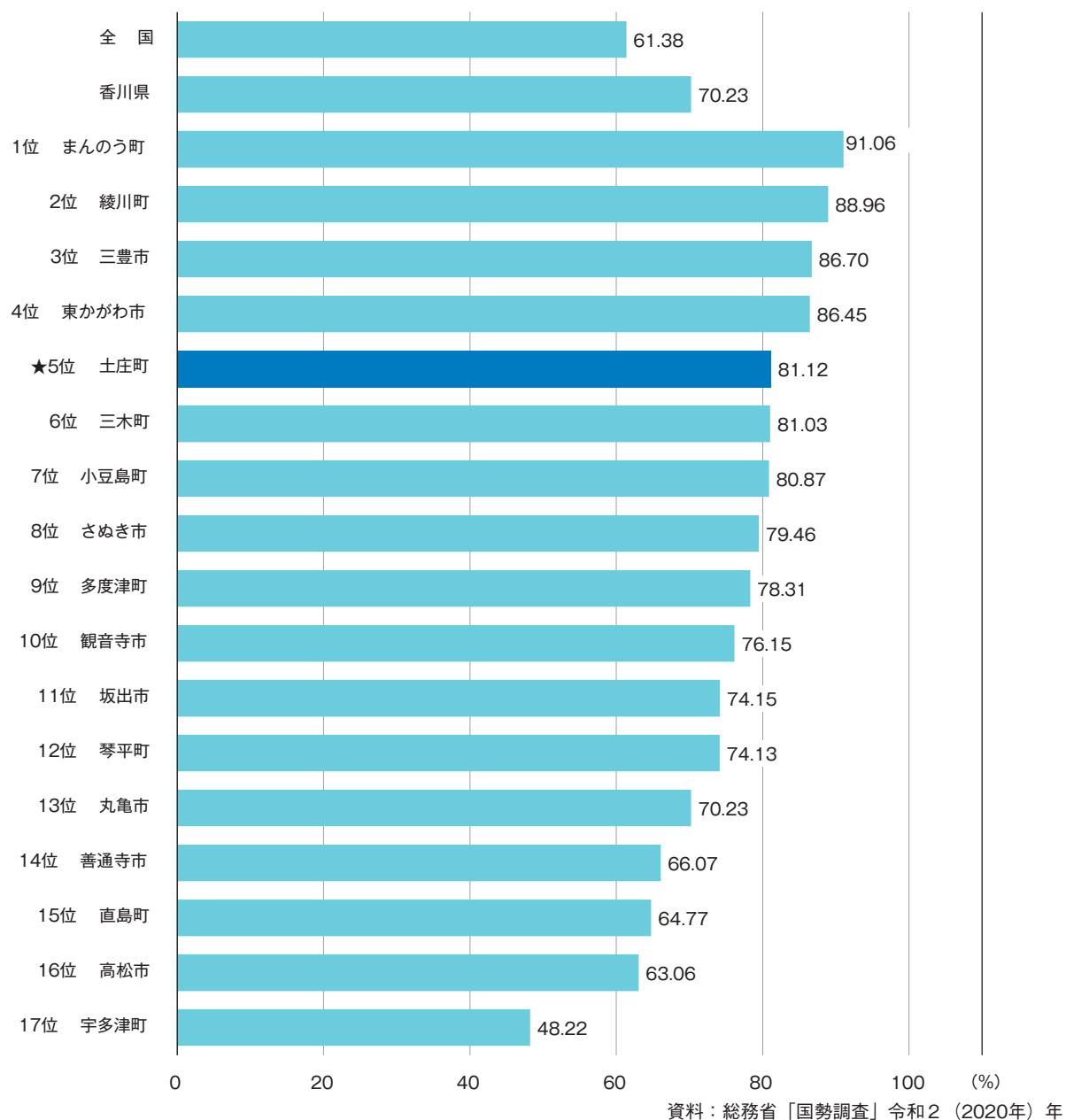
#### ②移住者数の推移

町への移住者数は、年間200人から250人程度で推移しています。



### ③ 持ち家世帯比率

国勢調査令和2（2020）年によると、町の持ち家世帯比率※は81.12%で、県内自治体中5位となっています。



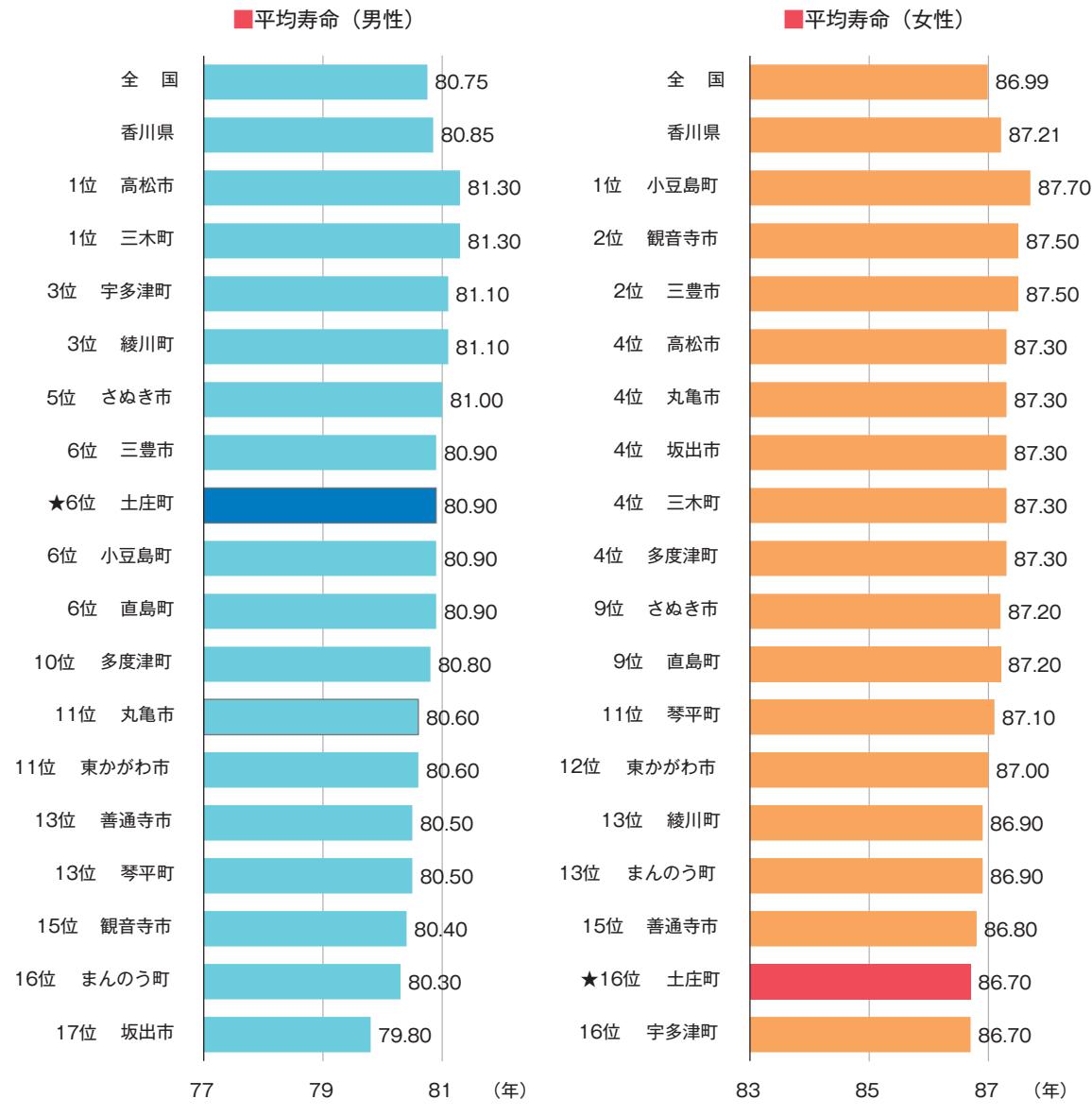
資料：総務省「国勢調査」令和2（2020年）年

※「持ち家世帯比率」とは、持ち家に住む世帯数の世帯全体に占める割合のことです。

## (4)健康・環境衛生

### ① 平均寿命・健康寿命

町の平均寿命は、男性は全国平均を上回り県内上位、女性は県内では最も低くなっています。



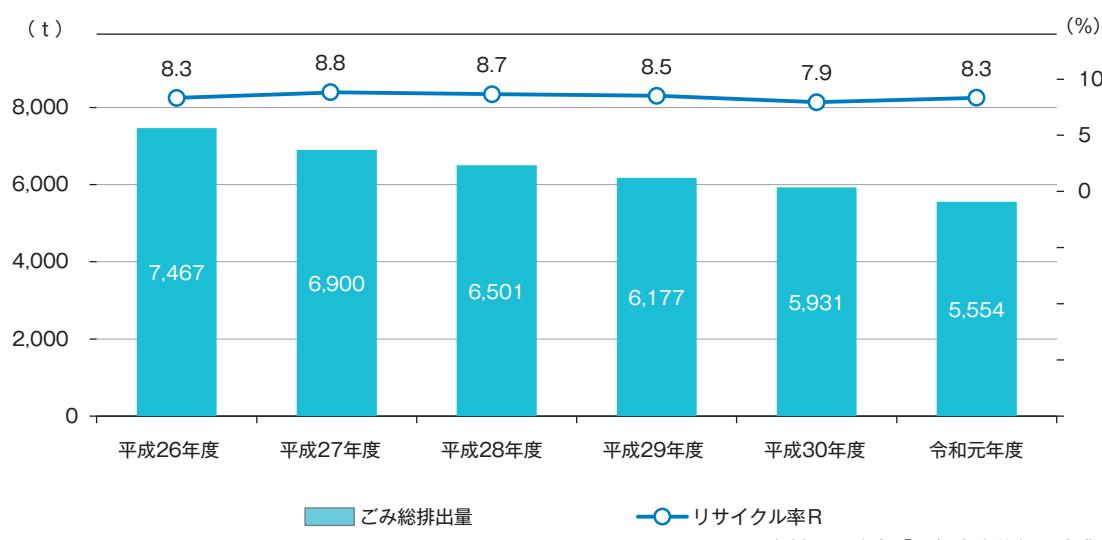
資料：厚生労働省「平成27年市区町村別生命表」

## ② ごみ排出量

町のごみ総排出量は近年減少で推移しています。町では家庭系ごみ収集の有料化や、容器包装リサイクル法の対象品目をはじめ、古紙類や資源ごみの分別収集を行い、事業系ごみについても資源ごみの分別排出を実施するなど、環境循環を意識した取組が進んでいます。

ただし、1人1日当たりのごみ排出量は1,101g／人日となっており、全国及び県と比較して多くなっていることから、引き続きごみの減量を啓発する必要があります。

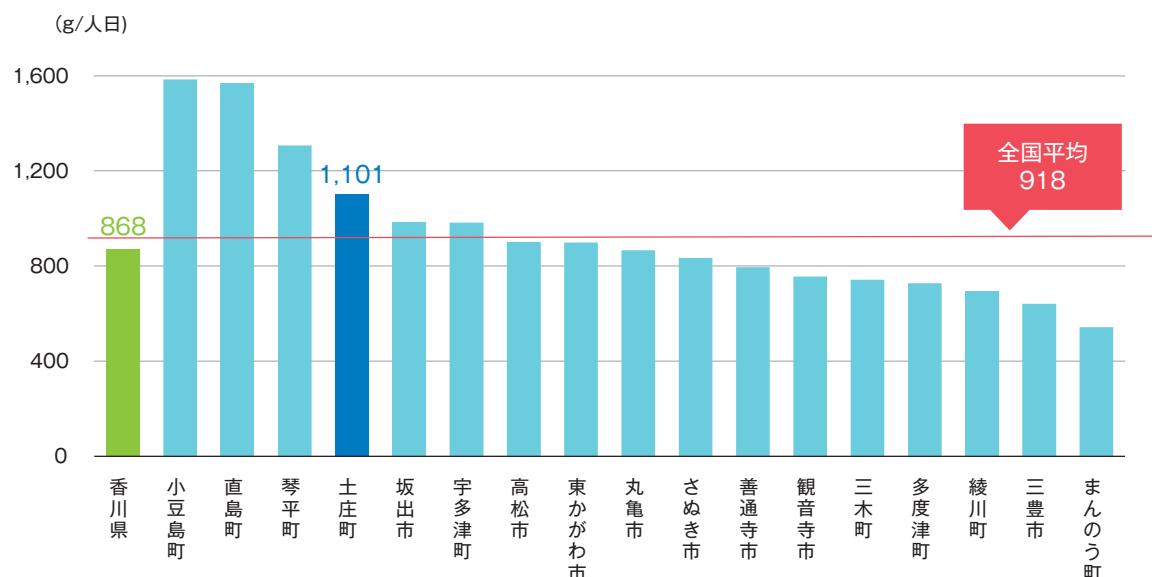
■ごみ総排出量とリサイクル率



資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査」

※リサイクル率R = 直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) / (ごみ処理量 + 集団回収量) × 100

■1人1日当たりのごみ排出量



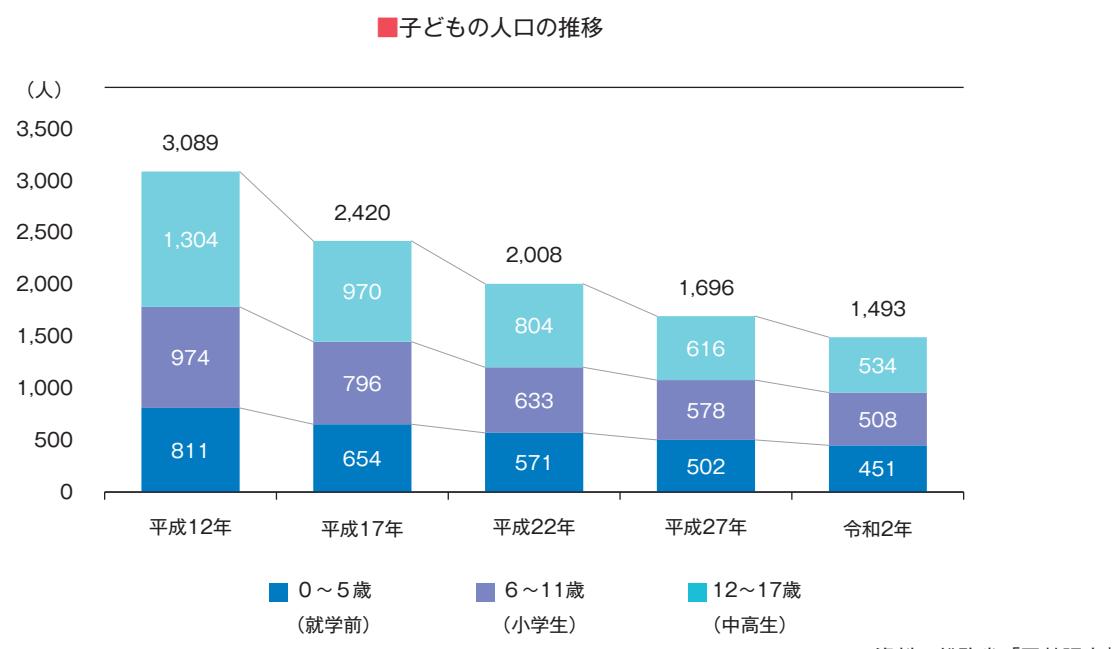
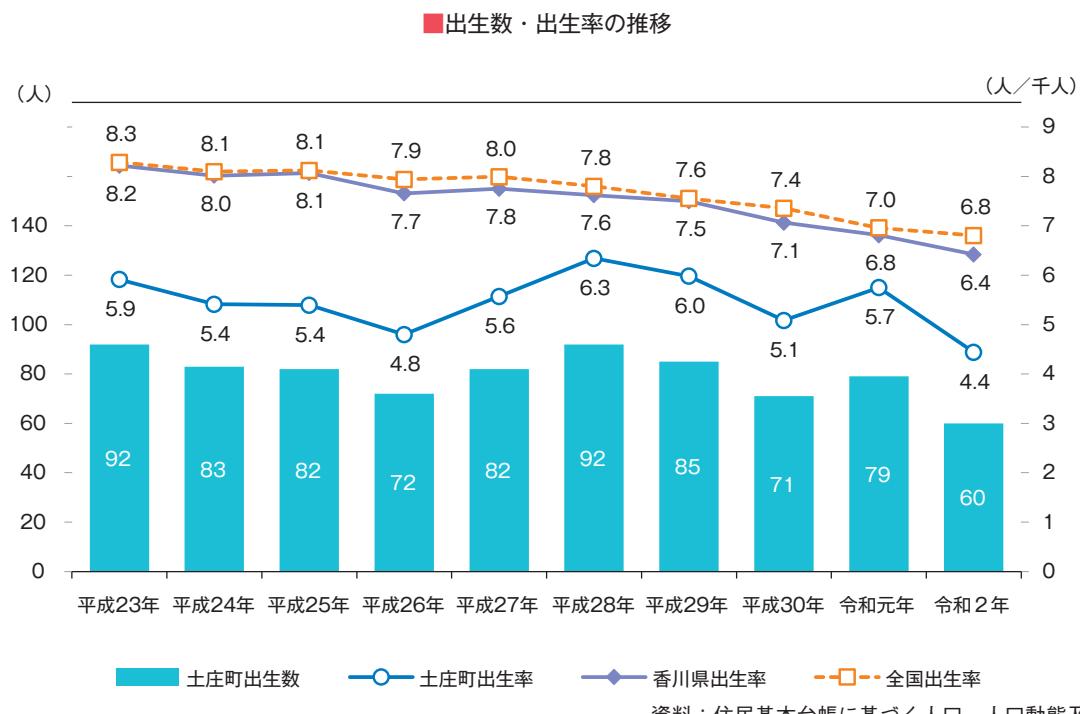
資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査（令和元（2019）年度）」

## (5) 子ども・高齢者

### ① 出生数・出生率の推移

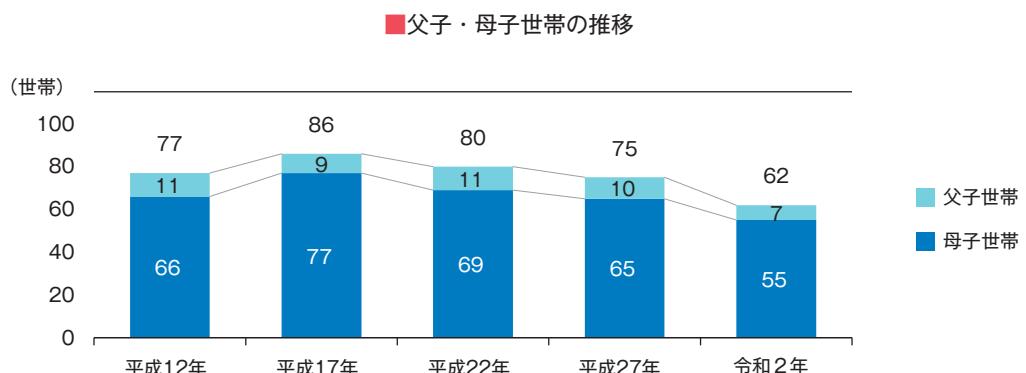
出生率は、全国及び県と比較して下回り、令和2（2020）年出生数は60人となっています。

町の子どもの人口は減少傾向にあります。令和2（2020）年には平成12（2000）年時点の半数以下まで減少しています。



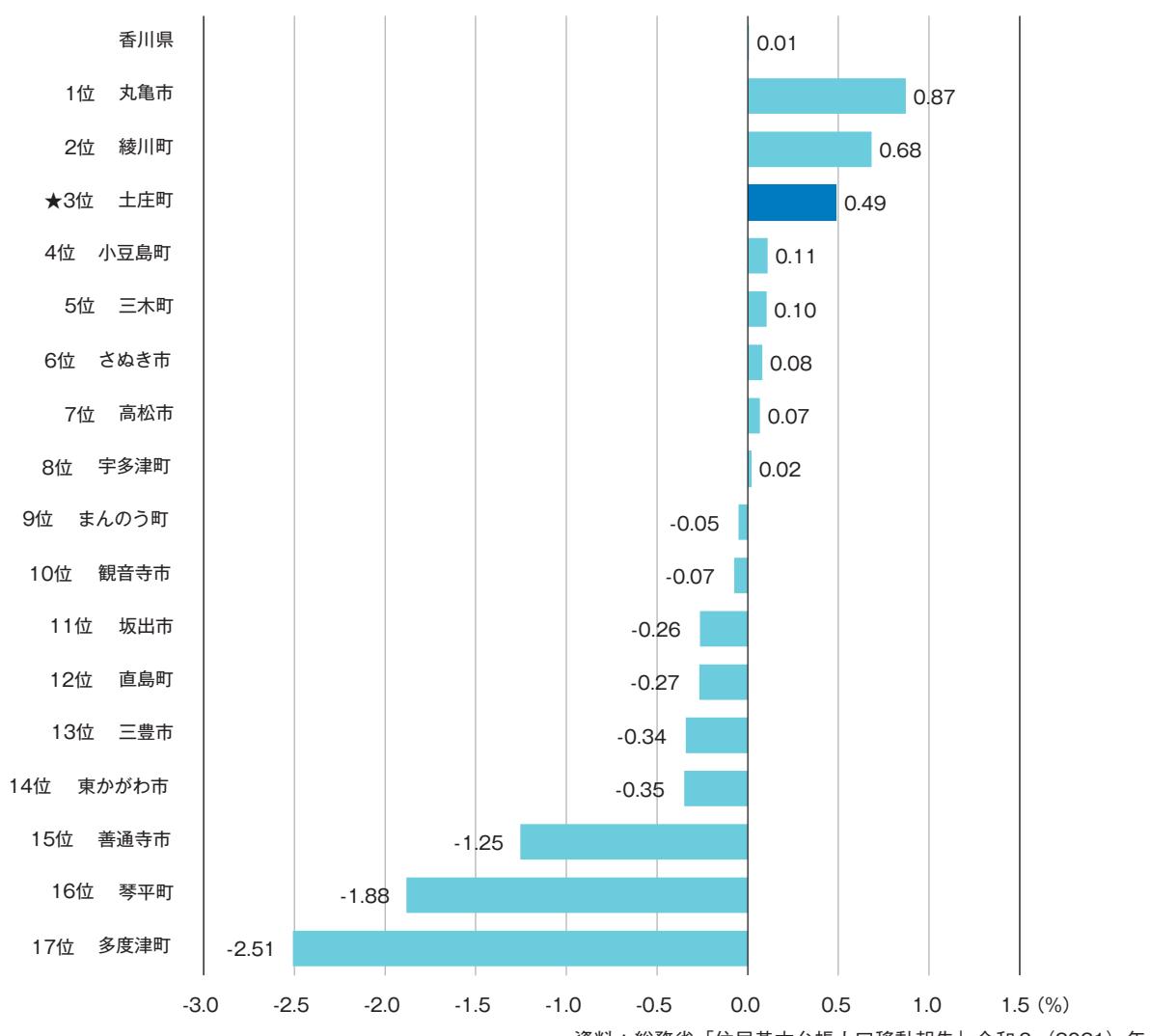
## ②ひとり親家庭の推移・子育て世代の転入超過率

ひとり親家庭は、平成17（2005）年をピークに減少に転じています。  
子育て世代（30～40歳代）の転入超過率が0.49で、県内順位は3位／17位です。



資料：総務省「国勢調査」

■子育て世代（30～40歳代）の転入超過率

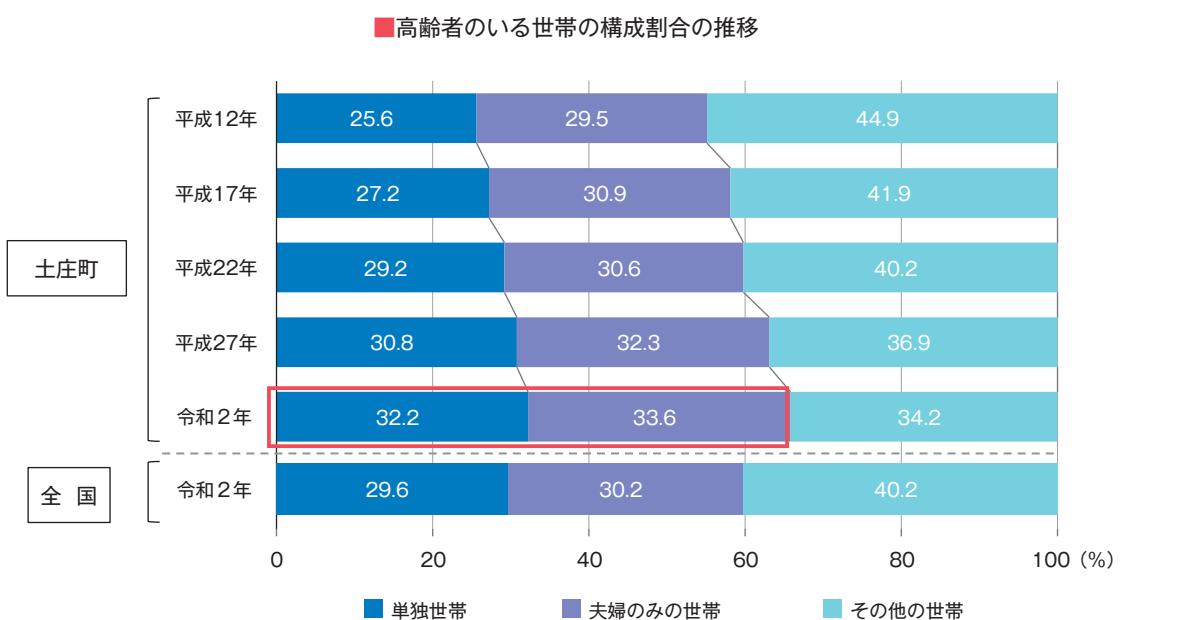
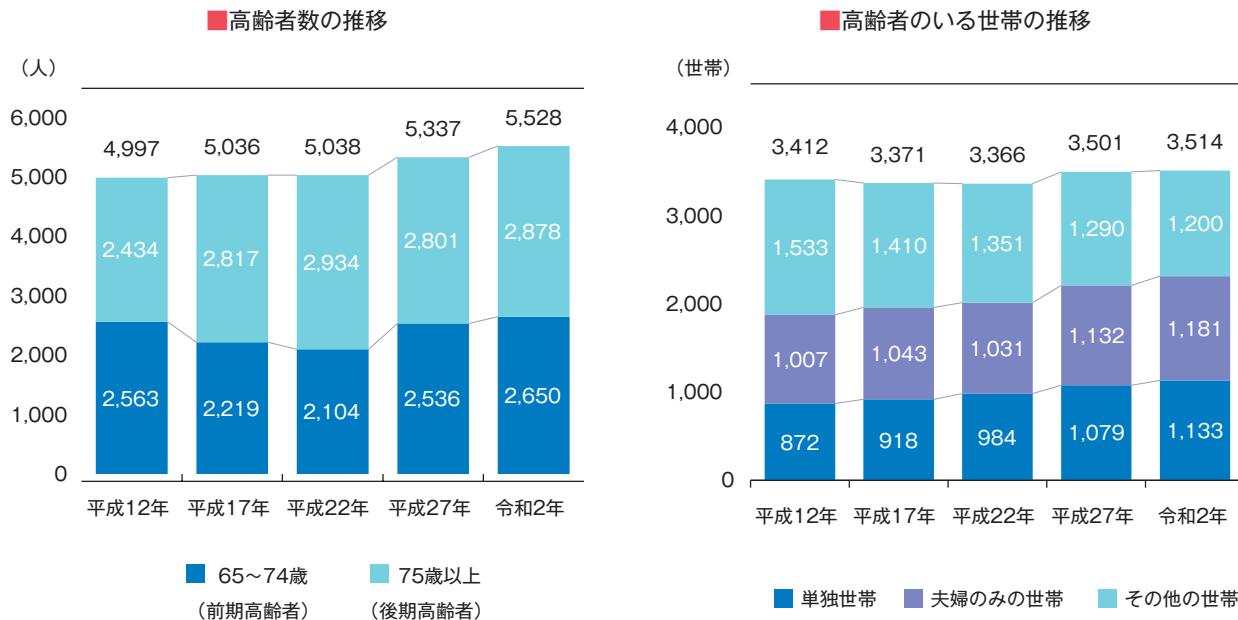


資料：総務省「住民基本台帳人口移動報告」令和3（2021）年

### ③ 高齢者数と高齢者のいる世帯の推移

高齢者数は年々増加傾向で令和2（2020）年は5,528人となっています。

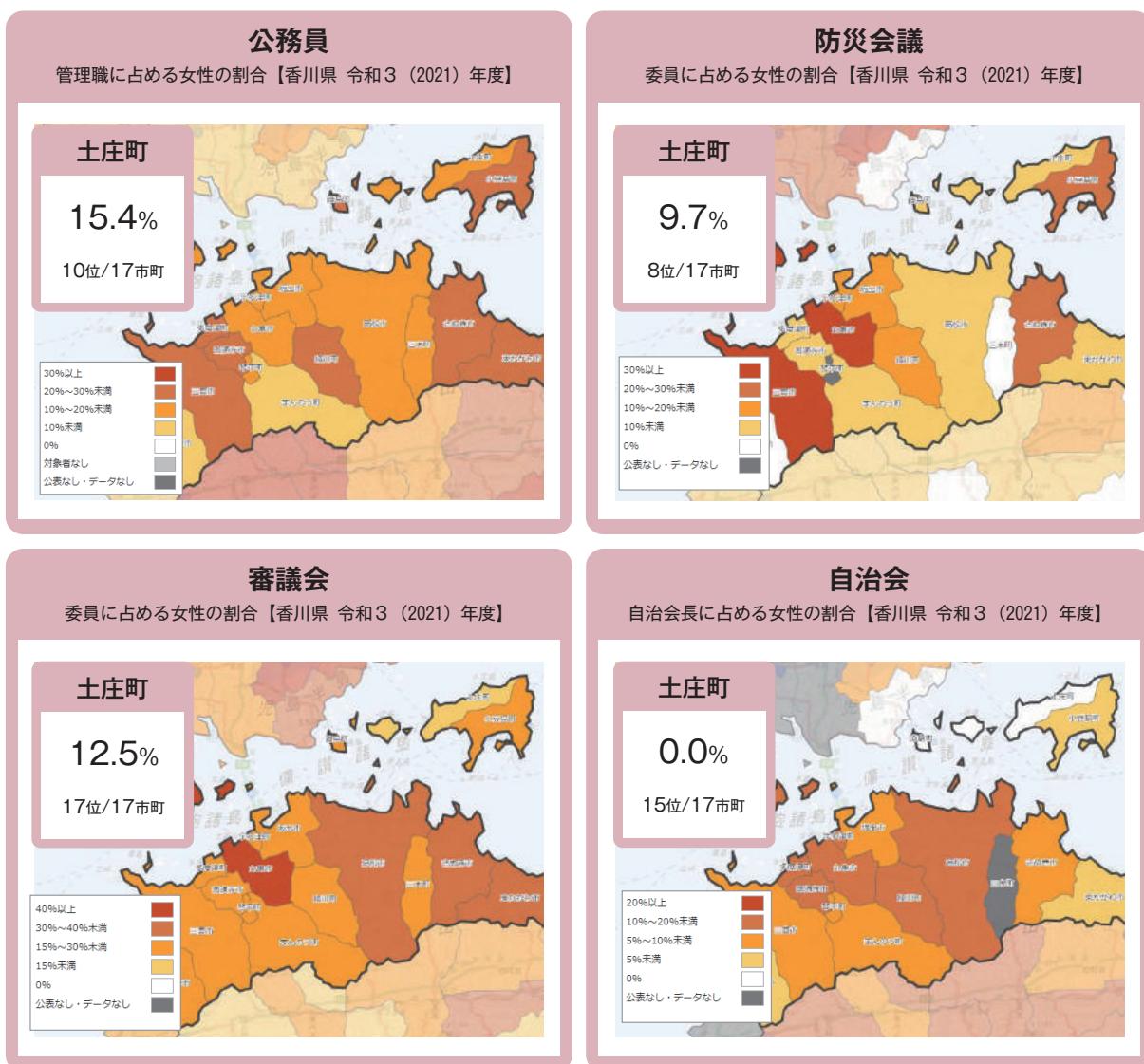
また、高齢者のいる世帯の構成割合は、令和2（2020）年には単独世帯と高齢者夫婦のみの世帯の合計割合が65.8%となっています。



資料：総務省「国勢調査」

## (6)女性活躍

### ①町の女性参画状況



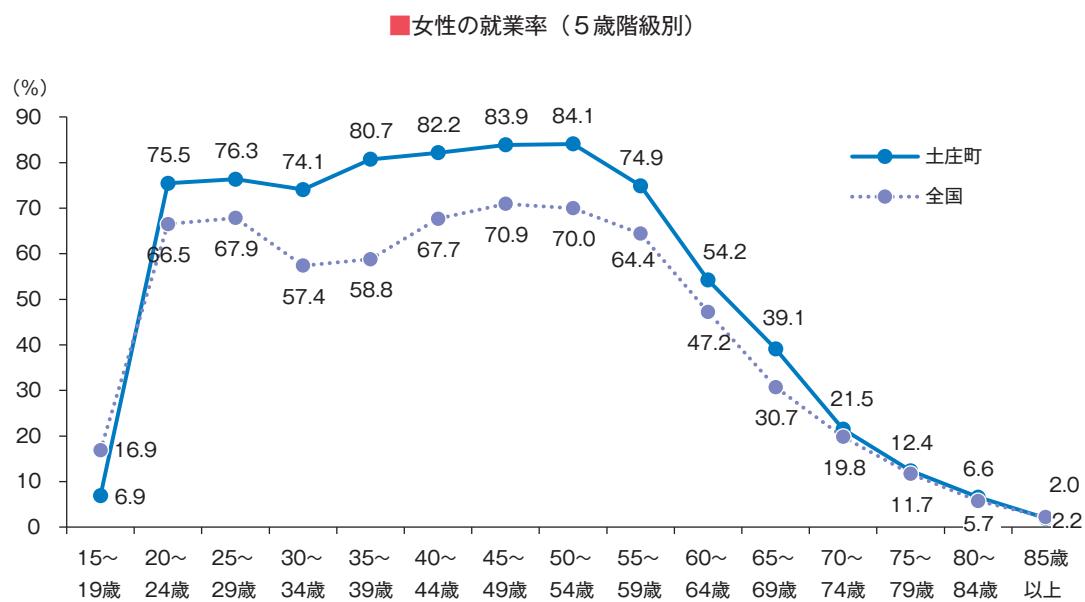
|                   | 令和3（2021）年度 |            |       |
|-------------------|-------------|------------|-------|
|                   | 県内順位        | 実数         | 割合    |
| 公務員 管理職に占める女性の割合  | 10位         | 2人 / 13人   | 15.4% |
| 防災会議 委員に占める女性の割合  | 8位          | 3人 / 31人   | 9.7%  |
| 審議会 委員に占める女性の割合   | 17位         | 32人 / 257人 | 12.5% |
| 自治会 自治会長に占める女性の割合 | 15位         | 0人 / 54人   | 0.0%  |

資料：内閣府 地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況  
(内閣府女性活躍推進法「見える化」サイト) 令和3（2021）年度

## ②女性就業率

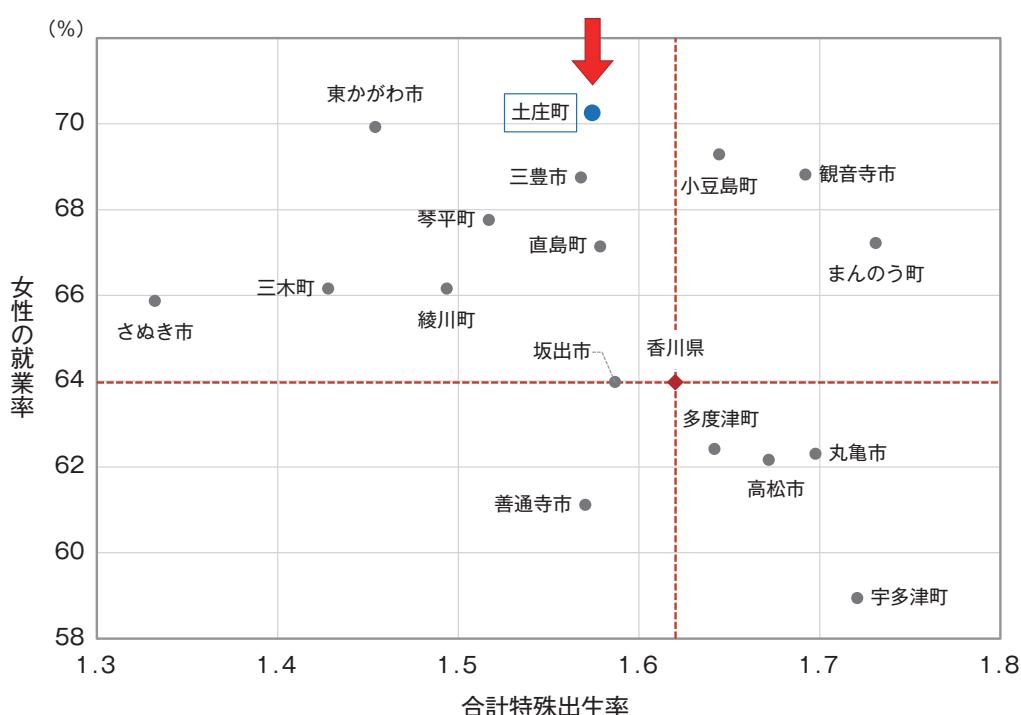
女性就業率は、全国と比べて、20歳以降の女性全体で就業率が高くなっています。その一方、30～34歳の年齢層で就業率が低下するM字カーブが見られます。

県内市町ごとの女性の就業率と合計特殊出生率との関係性を比較すると、町は県内平均値に比べ、合計特殊出生率が県より若干低く、女性の就業率が高い位置にあるため、仕事と子育ての両立の度合いはやや高いと言えます。



資料：総務省「国勢調査」平成27（2015）年

■女性の就業率と合計特殊出生率との関係

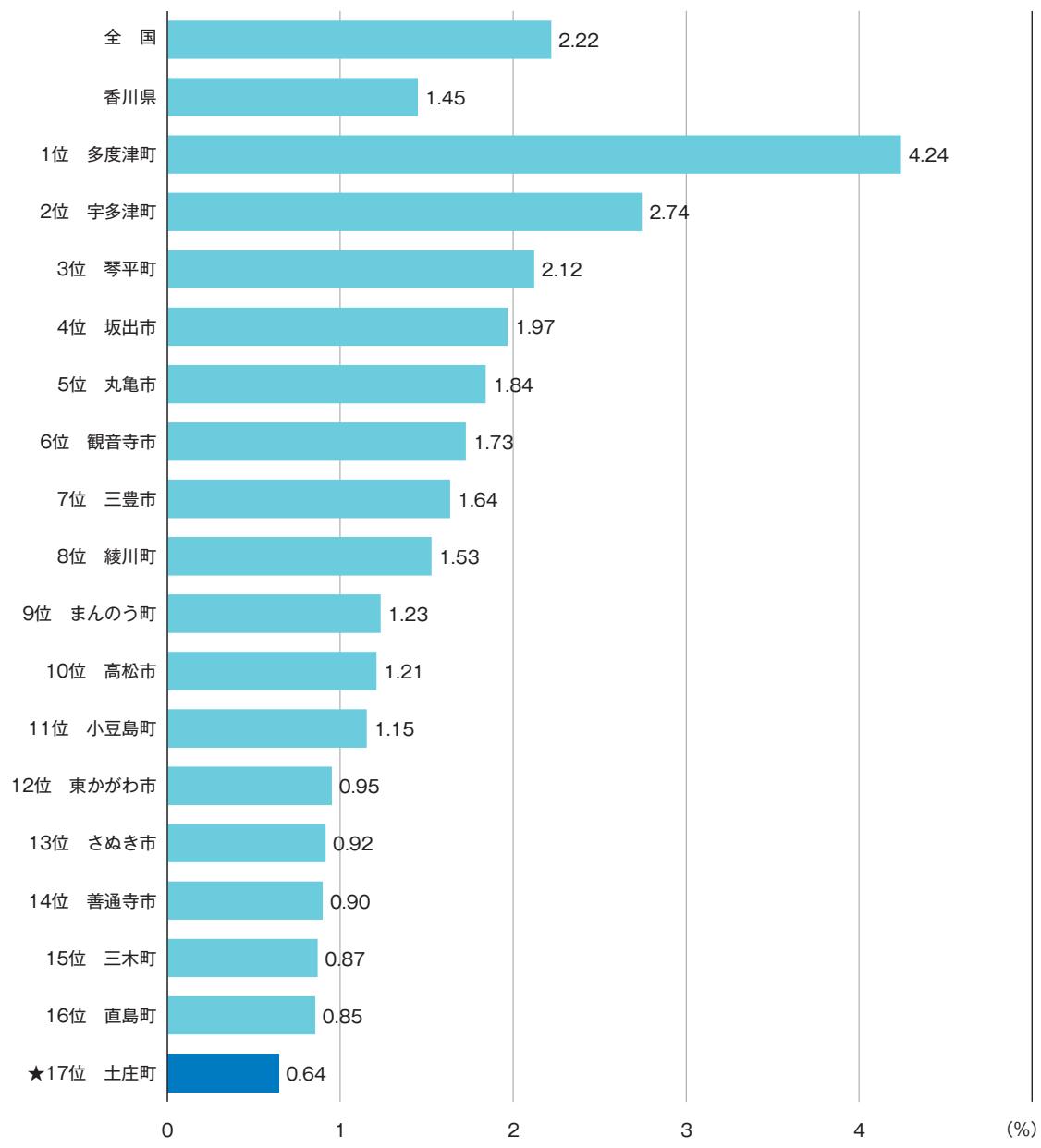


資料：女性の就業率：総務省「国勢調査」平成27（2015）年 ※15～64歳の数値  
合計特殊出生率：総務省「人口動態統計特殊報告」※平成25～29年の平均値

## (7)外国人

### ① 総人口に占める外国人の割合

住民基本台帳（令和3（2021）年1月1日時点）によると、町の総人口に占める外国人の割合は0.64%（87人）で、県内自治体中17位となっています。

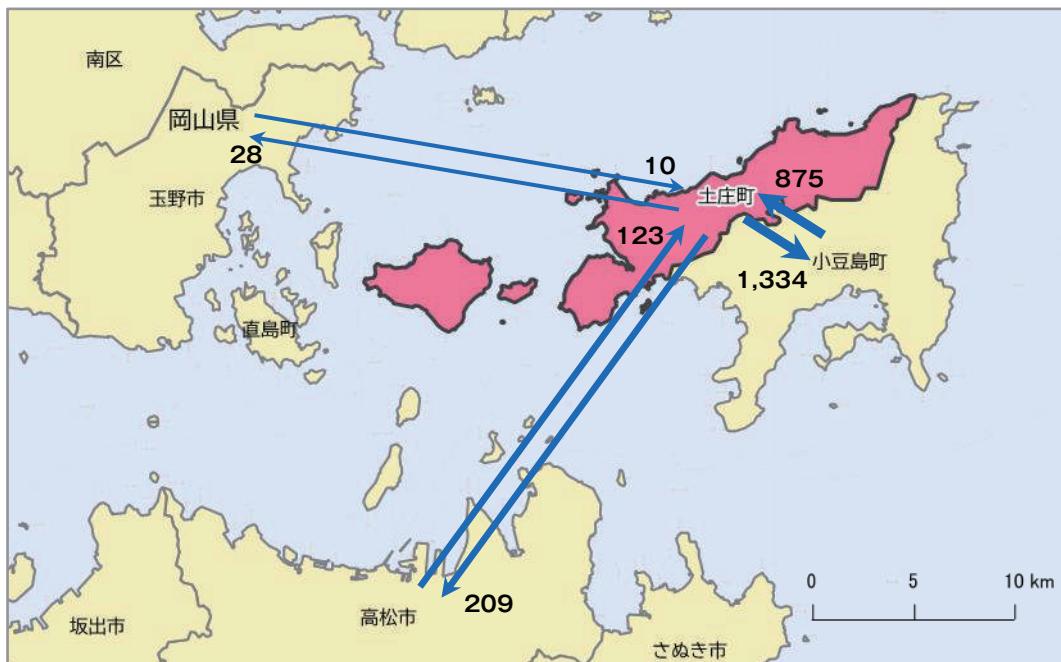


資料：総務省「住民基本台帳」（2021年1月1日時点）

## (8) 就業・通学者の状況

就業・通学者の状況を見ると、町外への流出が町内への流入を600人程度上回っており、特に小豆島町への流出が多くなっています。

◆就業・通学者の流出・流入◆



|        | 町外への流出 | 町内への流入 |
|--------|--------|--------|
| 就業・通学者 | 1,644人 | 1,061人 |

資料：総務省「国勢調査」令和2（2020）年

■就業・通学者の流出状況

(単位：人)

|                 | 総数    | 15歳以上就業者 | 15歳以上通学者 |
|-----------------|-------|----------|----------|
| 土庄町に常住する就業者・通学者 | 6,544 | 6,189    | 355      |
| 自町で従業・通学        | 4,860 | 4,797    | 63       |
| 他市町へ従業・通学       | 1,644 | 1,355    | 289      |
| 県内              | 1,556 | 1,290    | 266      |
| 高松市             | 209   | 155      | 54       |
| 丸亀市             | 0     | 0        | 0        |
| 坂出市             | 3     | 3        | 0        |
| 善通寺市            | 3     | 1        | 2        |
| 観音寺市            | 1     | 1        | 0        |
| さぬき市            | 2     | 2        | 0        |
| 東かがわ市           | 1     | 1        | 0        |
| 三豊市             | 0     | 0        | 0        |
| 小豆島町            | 1,334 | 1,125    | 209      |
| その他（県内市町）       | 3     | 2        | 1        |
| 県外              | 88    | 65       | 23       |
| 大阪府             | 15    | 8        | 7        |
| 兵庫県             | 11    | 4        | 7        |
| 岡山県             | 28    | 22       | 6        |
| その他（県外）         | 34    | 31       | 3        |

※総数は不詳を含むため、合計が一致しないことがあります。

■就業・通学者の流入状況

(単位：人)

|              | 総数    | 15歳以上就業者 | 15歳以上通学者 |
|--------------|-------|----------|----------|
| 土庄町で就業・通学する者 | 5,961 | 5,890    | 71       |
| 自町で従業・通学     | 4,860 | 4,797    | 63       |
| 他市町から従業・通学   | 1,061 | 1,056    | 5        |
| 県内           | 1,021 | 1,017    | 4        |
| 高松市          | 123   | 122      | 1        |
| 丸亀市          | 0     | 0        | 0        |
| 坂出市          | 7     | 7        | 0        |
| 善通寺市         | 0     | 0        | 0        |
| 観音寺市         | 2     | 2        | 0        |
| さぬき市         | 2     | 2        | 0        |
| 東かがわ市        | 2     | 2        | 0        |
| 三豊市          | 1     | 1        | 0        |
| 小豆島町         | 875   | 873      | 2        |
| その他（県内市町）    | 9     | 8        | 1        |
| 県外           | 40    | 39       | 1        |
| 大阪府          | 2     | 2        | 0        |
| 兵庫県          | 2     | 2        | 0        |
| 岡山県          | 10    | 10       | 0        |
| その他（県外）      | 26    | 25       | 1        |

※総数は不詳を含むため、合計が一致しないことがあります。

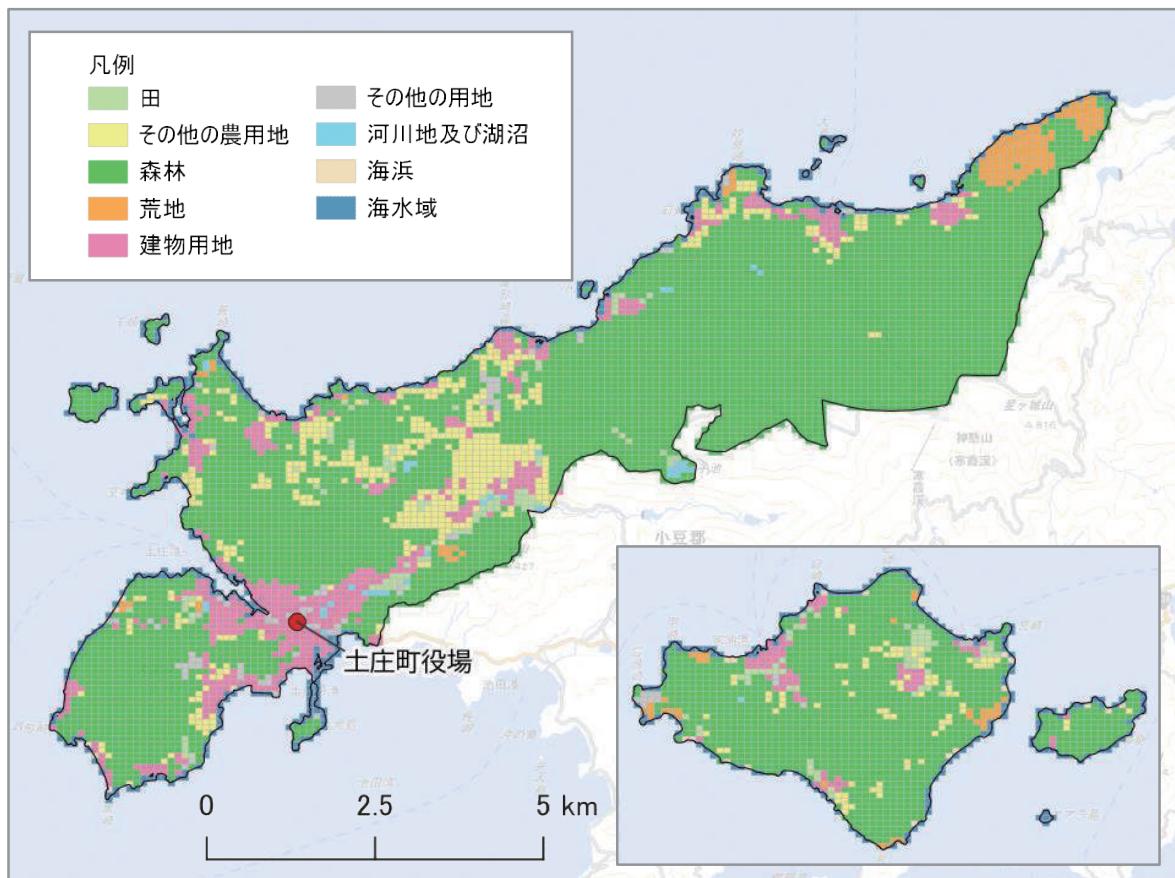
資料：総務省「国勢調査」令和2（2020）年

## (9) 土地利用の状況

都市計画区域を中心に、建物用地が集落ごとに点在しています。今後は人口減少に伴い、空き家・空き地・空き店舗などの低未利用地が増加し、地域活力の低下や町の景観の悪化などが予想されます。

また、農地においても高齢化などによる後継者不足で、耕作放棄地が増加しており、自然的土地利用の適切な維持・保全が求められます。

### ◆土地利用状況◆



資料：「国土数値情報（土地利用細分メッシュデータ）令和3年度」（国土交通省）

## I

## 調査概要

|      |  |      |            |
|------|--|------|------------|
| 目的   | 「第7次土庄町総合計画」(令和5年～)の策定に当たり、その資料とする目的として実施しました。 |      |            |
| 調査対象 | 町内在住の18歳以上の方                                   | 調査方法 | 郵送による配布・回収 |
| 調査期間 | 令和4年<br>6月23日～7月7日                             | 配布数  | 1,000票     |
| 回収数  | 401票   | 回収率  | 40.1%      |

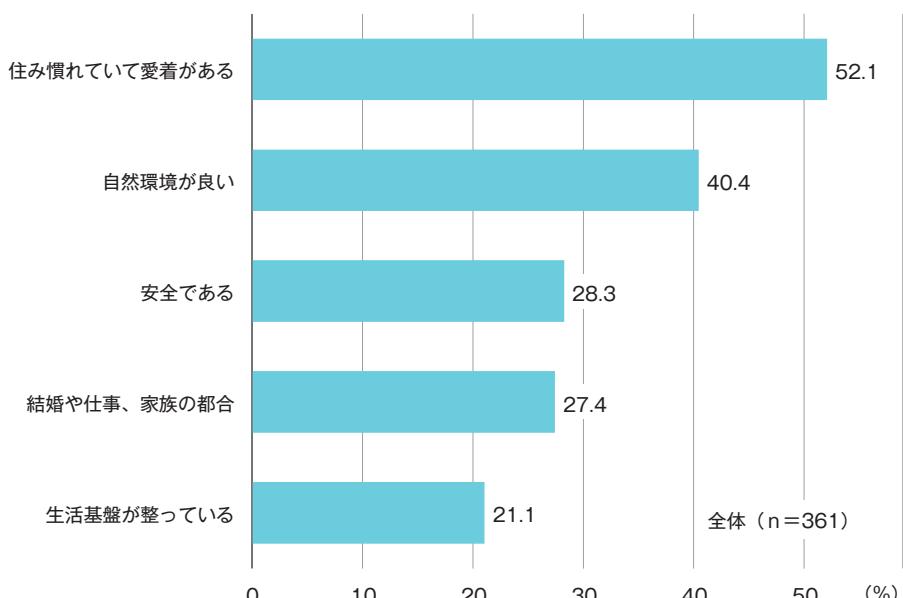
## II

## 調査結果

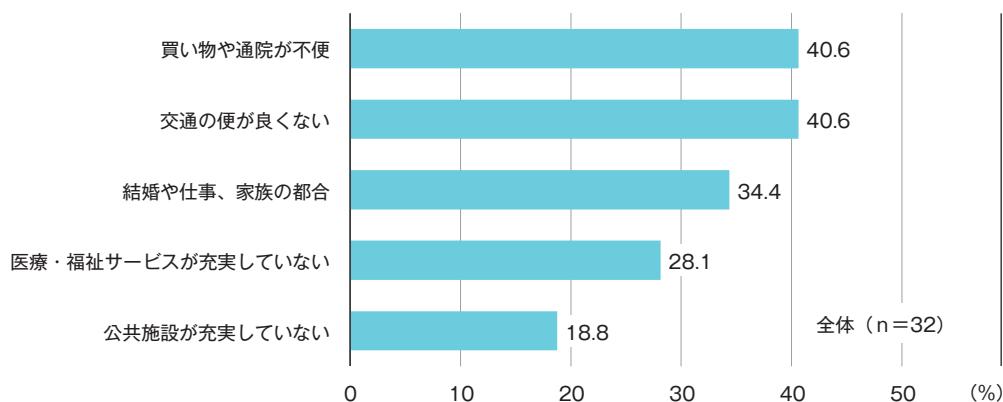
※調査結果をテーマ別に分けて質問と回答結果の一部を掲載します。

## 1. 居住に関すること

|      |   |
|------|---|
| 問7-1 | 町で暮らし続けたいと思う理由は何ですか。【複数回答可】   |
| 回答結果 | 「住み慣れていて愛着がある」が52.1%と最も高く、次いで、「自然環境が良い」(40.4%)、「安全である」(28.3%)の順となっています。 |

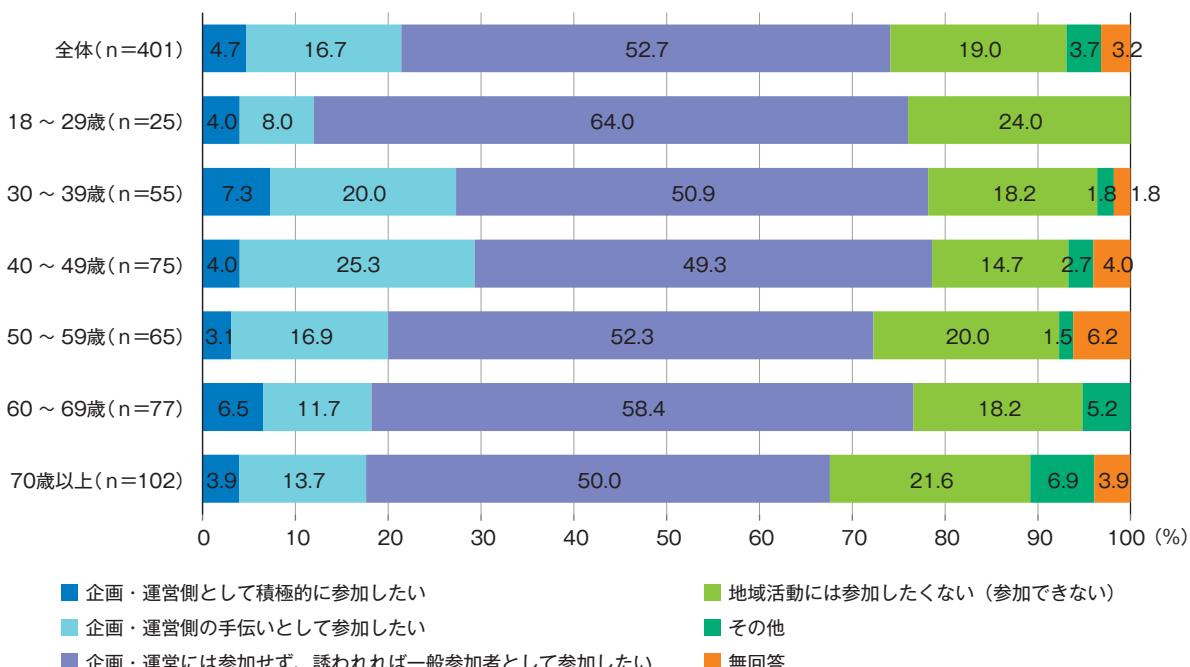


|      |   |
|------|---|
| 問7-2 | 町で暮らし続けたいと思わない理由は何ですか。【複数回答可】   |
| 回答結果 | 「買い物や通院が不便」と「交通の便が良くない」が同率の40.6%と最も高く、次いで、「結婚や仕事、家族の都合」(34.4%)、「医療・福祉サービスが充実していない」(28.1%)の順となっています。 |



## 2. 地域活動について

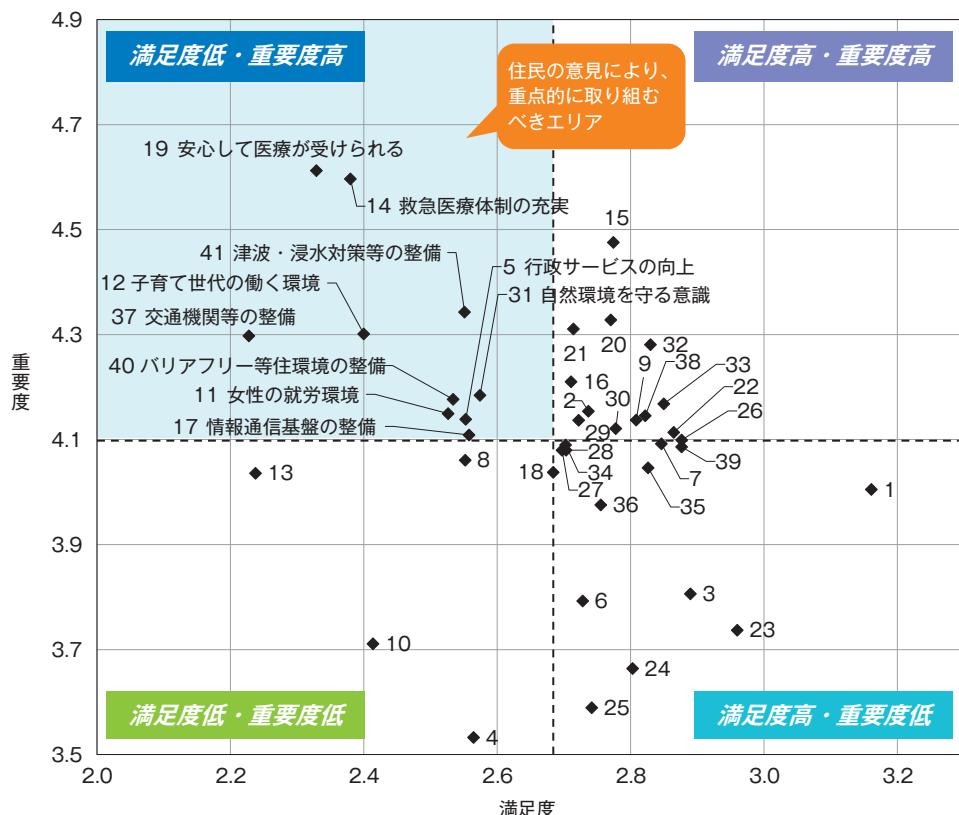
|      |   |
|------|---|
| 問8   | あなたは、祭り、清掃・美化活動、サークル活動、まちづくり活動など、地域を中心とした活動に対してどのように参加したいと思いますか。  |
| 回答結果 | 全体では、「企画・運営には参加せず、誘われれば一般参加者として参加したい」が52.7%と最も高く、次いで、「地域活動には参加したくない（参加できない）」(19.0%)、「企画・運営側の手伝いとして参加したい」(16.7%)の順となっています。 |



### 3. まちの生活の状態(生活像)に対する「満足度」と「重要度」

「14. 救急医療体制が充実している」、「19. 安心して医療が受けられる」が、最も満足度が低く重要度が高いところに位置していることから、住民の意見により重点的に取り組むべきとされており、離島を含む医療体制の充実が求められます。また、「12. 子育て世代が働く環境が充実している」、「37. 交通機関等の整備により、移動に問題がない」については、満足度が低くやや重要度が高いところに位置していることから、移動手段や就労環境の充実が求められます。

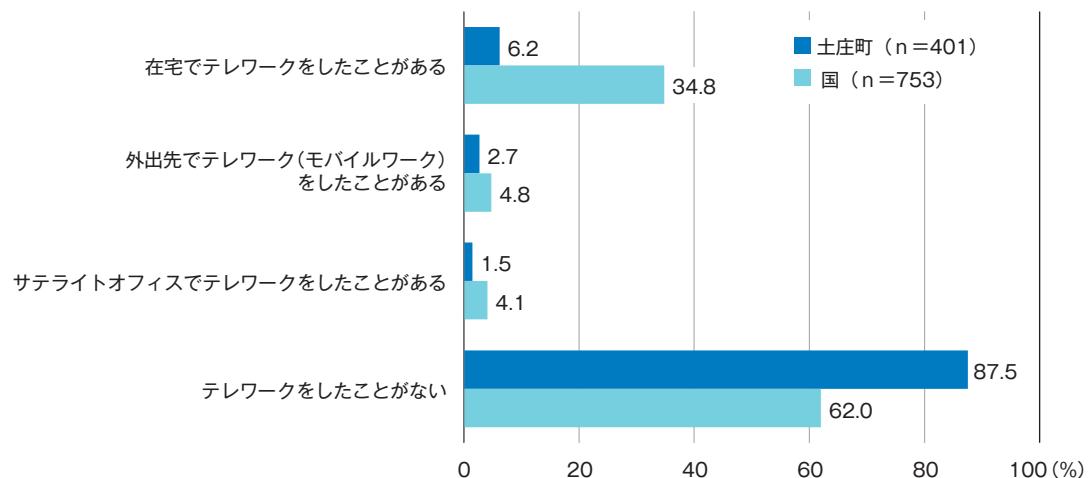
満足度・重要度の相関図



|          | 項目                                     | 満足度         | 重要度         |
|----------|--|-------------|-------------|
| 地域経営     | 1. 住民が協力して、地域活動に取り組んでいる                | 3.16        | 4.01        |
|          | 2. 住民・事業者・行政が協働して、まちづくり活動に取り組んでいる      | 2.74        | 4.15        |
|          | 3. 高齢者が経験や知識、技術を活かして社会参加している           | 2.89        | 3.81        |
|          | 4. 住民団体（NPO法人等）が自立して、まちづくり活動を行っている     | 2.56        | 3.53        |
|          | 5. 行政事務の改善や効率化により、行政サービスが向上している        | 2.55        | 4.14        |
|          | 6. 移住者（出身者の再転入も含む）を受け入れる体制が充実している      | 2.73        | 3.79        |
| 産業       | 7. 農林水産業に新たな付加価値をつけたり、地産地消の推進を図っている    | 2.85        | 4.09        |
|          | 8. 地域産業育成や企業の誘致、起業支援など商工業の振興を図っている     | 2.55        | 4.06        |
|          | 9. 観光地の魅力づくりやイベントの誘致など、観光振興を図っている      | 2.81        | 4.14        |
|          | 10. 外国人観光客を受け入れる体制が整っている               | 2.41        | 3.71        |
|          | 11. 女性が就労する環境が整っている                    | 2.53        | 4.15        |
|          | <b>12. 子育て世代が働く環境が充実している</b>           | <b>2.40</b> | <b>4.30</b> |
|          | 13. テレワーク等、インターネットを利用した労働環境が充実している     | 2.24        | 4.04        |
| 生活・人権・安全 | <b>14. 救急医療体制が充実している</b>               | <b>2.38</b> | <b>4.60</b> |
|          | 15. 消防体制や災害時の支援体制が充実している               | 2.77        | 4.48        |
|          | 16. 交通安全対策が充実している                      | 2.71        | 4.21        |
|          | 17. インターネット等、情報通信基盤の整備が図られている          | 2.56        | 4.11        |
|          | 18. 人権を認め合い、一人ひとりの立場を尊重して生活できる         | 2.68        | 4.04        |
|          | <b>19. 安心して医療が受けられる</b>                | <b>2.33</b> | <b>4.61</b> |
| 健康・医療・福祉 | 20. 子育て、食育、健康に関する支援により、安心して子育てができる     | 2.77        | 4.33        |
|          | 21. 高齢者の健康づくり体制や介護制度が充実している            | 2.71        | 4.31        |
|          | 22. 地域の中で助け合い支え合うことで安心して生活ができる         | 2.86        | 4.11        |
|          | 23. 史跡・文化財の保存整備が適切になされ、活用されている         | 2.96        | 3.74        |
|          | 24. 生涯学習や文化活動の機会が充実している                | 2.80        | 3.66        |
|          | 25. スポーツやレクリエーションに参加できる機会が充実している       | 2.74        | 3.59        |
| 教育・生涯学習  | 26. 学校施設や教育環境が充実している                   | 2.88        | 4.10        |
|          | 27. 情報化社会に対応できる教育が充実している               | 2.70        | 4.08        |
|          | 28. 子どもたちにふるさとを思う心が育まれている              | 2.70        | 4.08        |
|          | 29. 特別な支援が必要な子どもも安心して教育が受けられる          | 2.72        | 4.14        |
|          | 30. 地域や学校が協働して、心身両面から子どもを育てている         | 2.78        | 4.12        |
|          | 31. 住民一人ひとりに自然環境を守る意識がある               | 2.57        | 4.18        |
| 環境・自然    | 32. 住民と行政が協力し、ゴミの減量やリサイクル対策に取り組んでいる    | 2.83        | 4.28        |
|          | 33. 町内の豊かな自然や景観が守られている                 | 2.85        | 4.17        |
|          | 34. 景観に配慮した美しいまち並みが形成されている             | 2.70        | 4.09        |
|          | 35. 道路網が整備され、快適な住環境が確保されている            | 2.83        | 4.05        |
|          | 36. 公園や緑地が整備され、自然とふれあい、余暇を楽しめる         | 2.76        | 3.98        |
|          | <b>37. 交通機関等の整備により、移動に問題がない</b>        | <b>2.23</b> | <b>4.30</b> |
| 生活の基盤    | 38. 生活に必要な買い物に問題がない                    | 2.82        | 4.15        |
|          | 39. 生活排水路等の整備により、衛生的な住環境が確保されている       | 2.88        | 4.09        |
|          | 40. バリアフリー等、高齢者や障がい者が生活しやすい住環境が整備されている | 2.53        | 4.18        |
|          | 41. 津波・浸水対策等の整備により、安全安心なまちづくりが実現されている  | 2.55        | 4.34        |

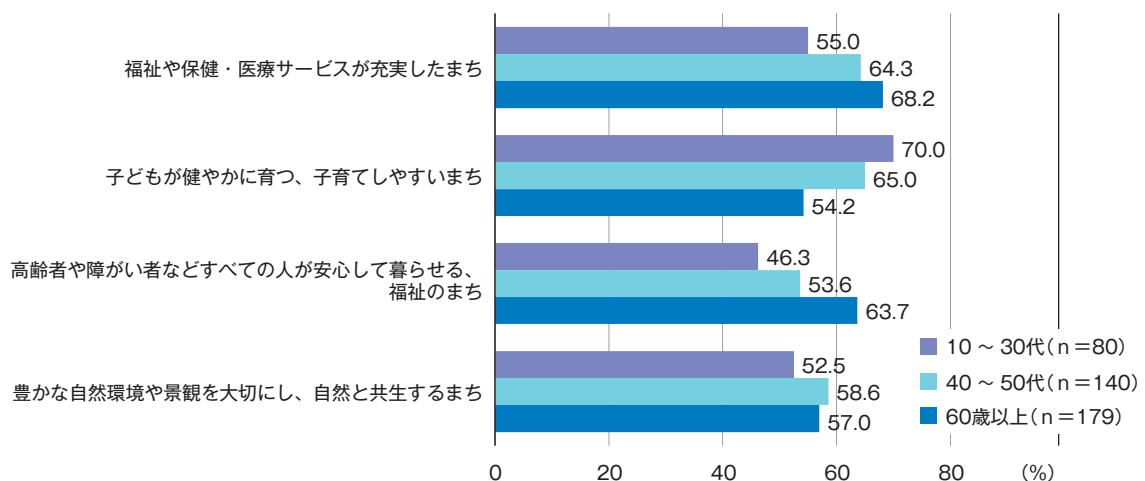
## 4. インターネットの活用について

|      |  |
|------|--|
| 問10  | あなたは過去1年間において、インターネットを利用してテレワークをしたことありますか。【複数回答可】  |
| 回答結果 | 「テレワークをしたことがない」が87.5%と最も高く、次いで、「在宅でテレワークをしたことがある」(6.2%)、「外出先でテレワーク（モバイルワーク）をしたことがある」(2.7%)の順となっています。 |



## 5. まちの将来像や自慢できるところ

|      |   |
|------|---|
| 問12  | まちの将来像（目指すべきまち）として、特にふさわしいと思うのはどれですか。【複数回答可】  |
| 回答結果 | 全体では、「福祉や保健・医療サービスが充実したまち」が64.1%と最も高く、次いで、「子どもが健やかに育つ、子育てしやすいまち」(61.1%)、「高齢者や障がい者などすべての人が安心して暮らせる、福祉のまち」・「豊かな自然環境や景観を大切にし、自然と共生するまち」(56.4%で同率) の順となっています。※グラフは年齢区分別 |

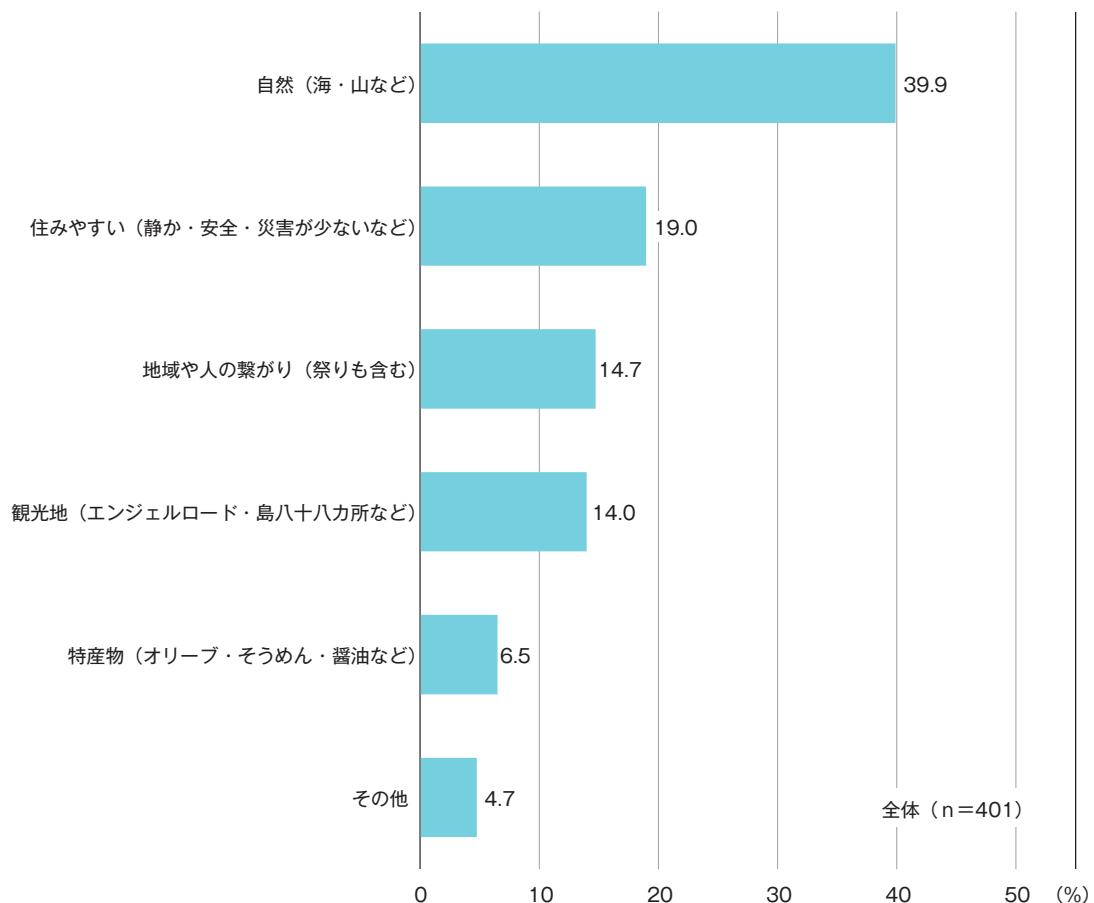


## 問13

あなたが思う、町の自慢したいところを記入してください。(主なものを2つまで)

## 回答結果

「自然(海・山など)」が39.9%と最も高く、次いで、「住みやすい(静か・安全・災害が少ないなど)」(19.0%)、「地域や人の繋がり(祭りも含む)」(14.7%)の順となっています。



# 計画策定のための住民ワークショップ結果

## I

## ワークショップの概要

町の現状と課題について理解を深め、計画の基本構想で設定するまちの将来像や今後効果的と思える取組を検討することを目的に実施しました。

|         |                                      |
|---------|--------------------------------------|
| 名 称     | 「第7次土庄町総合計画」策定に伴う住民ワークショップ           |
| 開 催 日 時 | 令和4年8月21日（日）①9:30～12:00 ②13:30～16:00 |
| 開 催 場 所 | 土庄町総合会館（フレトピアホール）会議室                 |
| 対 象 者   | 各地区代表者（7地区）、一般参加者                    |

### 【タイムスケジュール】

|                         | 時間  | 内容                              |
|-------------------------|-----|---------------------------------|
| 開会、あいさつ                 | 2分  | 主催者（町）代表のあいさつ                   |
| 趣旨説明                    | 5分  | 今回のワークショップの趣旨説明                 |
| アイスブレイク                 | 10分 | 各テーブルで自己紹介                      |
| アンケート結果から見える<br>町の現状と課題 | 15分 | 調査結果に基づき、町の強みと弱みに関する現状と課題を説明    |
| ワークショップの進め方             | 3分  | 進行について説明                        |
| グループワーク                 | 50分 | 町の強みを生かすために「できること」や「してほしいこと」を検討 |
| 休憩                      | 10分 |                                 |
| 成果発表                    | 40分 | テーブルの代表者が検討結果を発表                |
| まとめ                     | 10分 | コンサルによるまとめ                      |
| あいさつ、閉会                 | 2分  | 主催者（町）代表のあいさつ、閉会                |

### 【当日の参加者（地区別内訳）】

|      | (人)  |      |      |      |      |      |    |
|------|------|------|------|------|------|------|----|
| 土庄地区 | 淵崎地区 | 大鐸地区 | 北浦地区 | 四海地区 | 豊島地区 | 大部地区 | 合計 |
| 9    | 14   | 5    | 12   | 11   | 3    | 7    | 61 |

## II

## ワークショップの成果発表(各班ごと)

各班において、町の強みを生かすために「町に取り組んでほしいこと」「民間事業者に取り組んでほしいこと」「地区や地域住民で取り組めること」に関する意見交換をしたうえで、「今後のまちづくりのテーマ」を検討し、成果を発表していただきました。

※以下、発表順で成果発表をまとめています。

**① 午前の部(9:30~12:00) 参加対象者：土庄、渕崎、大鐸地区の方**

● E班

テーマ 今ある土庄町の魅力を発信

- 土庄町のよいところをアピールするために、町長の YouTube チャンネルをつくり、そこで町長が観光地を巡ったり、特産品を食べたり、自然と触れ合うということが、全国的に知ってもらうベストな方法だと思う。
- 撮影の際には、地区が協力して町をきれいにすることで交流にも繋がる。
- チャンネル名は少しかわった好奇心をそぞるもの（例：独身町長岡チャンネル、孤独の岡チャンネル）にすると、見てもらいやすいと思う。
- お金をかけずにすぐに取り掛かることができ、また、効果は大きいと考えている。
- 町の人口である 1 万 5 千人の登録は最低でも獲得したいという目標である。
- 例えば、廃墟を半年かけて町長 1 人で解体するなど、町の問題を町長の体当たり企画で取り組んでいけば、町もきれいになり、登録者数も増えて利益も入り、ローリスクハイリターンだと考えている。
- アンケートにもあったように、自然が豊富で安全で安心して住めるなど、住民が感じている「満足している部分」を YouTube で発信してはどうか。

● A班

テーマ つながるまち とのしよう

- 小さな地区からつながっていくというのが、魅力であり可能性だと思う。
- 移住者と居住者が垣根なくつながって、話し合いの場をつくっていくことが必要だと思う。
- 観光資源は潤沢であるため、今あるものを活かすしかない感じる。
- 「つながれるまち とのしよう」を目指し、さまざまにチャレンジしていきたい。
- 現在 7 名の地域おこし協力隊を 100 名にし、仲間を増やすことでそれぞれの課題に取りかかれると思う。

## ● D班

### テーマ

### 若者が活躍できるまちづくり

- 中学生や高校生の学生が外でサッカーやバスケットボールなどができる、遊べる場所を整備してほしい。
- 島内で遊べる場所が少ないとすることが、若者が小豆島にとどまりにくいということにつながっているのではと思う。
- 祭りなどで、若者と高齢者が交じり合えるような場や、若者が意見を言える環境や場所をつくることが必要。
- 町の強み（アニメの高木さんやエンジェルロードの観光地、自然の多さ）やワーケーションをPRしたり、遊休地や空き家を活用して若者に使ってもらえるような案があればよいと思う。

## ● F班

### テーマ

### 土庄町役場に特産物アピール課をつくる

- 特産物だけでなく、小豆島の観光も含めてアピールし、地域を盛り上げいく。
- 最終的には子どもたち、人を増やすことにつながればよい。
- これから人口を増やすというのは簡単なことではないため、人口流出を止めることを考えたとき、小豆島中央高校のあり方で思うことがある。昨年の中学3年生は、30人以上が島外へ進学してしまったので、農業科や観光科など、突起した何かをつくっていただけたらと思う。（高校なので県の話になるとは思うが）
- 土庄町全体で参加できる祭りや大運動会、太鼓祭りなどのイベントを増やし、交流することで子どもの増加にもつながると思う。

## ● C班

### テーマ

### 島のよさを生かした働く環境システムづくり

- 小豆島には環境や農業、伝統芸能や文化財といった資源がたくさんあるが、農業では放棄地が増えており、観光では木が荒れ、景観が損なわれているなど、資源が活かされていない。
- 資源再生に取り組むことで、雇用も生まれるのではないか。
- 働きやすい環境や雇用が広がれば、人口も増える可能性があるのではないか。

## ● B 班

### テーマ 島八十八カ所から始まる新しい観光の形づくり

- 島八十八カ所をもう一度復活させたいという強い想いから、大きなテーマをあげた。
- 島八十八カ所をよく知っている町民が観光客を案内するという取り組みから始めてみるのはどうかと考えた。
- 観光が盛り上がりれば、ホテルや飲食店が増えて雇用が生まれる。働く環境が整えば若い人が増え、子どもが増え、学校や病院といった施設も整備されるなど、町の発展につながる。ここを目指すために、まずは島八十八カ所から始めたい。

序論

基本構想

基本計画

資料編

## ② 午後の部(13:30~16:00) 参加対象者：北浦、四海、豊島、大部地区の方

## ● G 班

### テーマ ポジティブサイクルの維持

- 土庄町の1番の強みは自然だと思っているため、その点を活かすところから、まずは観光→集客→宿泊食事→地域の食材を使った特産物など、サイクルをうまく利用する。
- 集客がうまくいけば、雇用者が増える→経営状況がよくなる→賃上げや労働環境の改善を行い、人材確保することで、地域の祭りやイベントなどをスムーズに進めることができると考える。
- 人材確保によって、住むところも確保するなど地域住民と行政が連携して整備していくことによって、人口増につながると思う。
- 移住者が増えることによって税収が増え、交通の投資や公共事業や人口増・移住者対策などの政策がとれる。それによって更に観光の維持がしやすくなると思う。
- 1番の問題は雇用だと考え、観光を中心としたサイクルで考えた。このサイクルを維持することが島のためになると思う。

## ● B 班

### テーマ 地域資源の磨きあげ

- キーワードは「もうける！」で、何をするにも土庄町に儲けてもらう。
- 空地・空き家、農地が多数あるため、それを利用（民間企業や教育の設備など）し、若者の力で土庄町に儲けてもらいたいと思う。
- 小豆島の魅力をアップさせ、外貨を稼ぎ、最終的には町民への補助や専用救急艇の設備などにつなげられたらよいと思う。

## ● F班

### テーマ 元々ある資源を活かして、民間事業者と連携する

- 空き家の活用、沖之島をキャンプ地にする、元々ある公園を子どもから大人までが楽しめるものに整備するなど、今ある資源を活かす。
- 任天堂のような大きな企業に次世代のテーマパークとして選んでもらったり、星野リゾートなどの高級施設に選んでもらう。また、今流行りのサウナを個人の会社と連携して観光地化するのもよいと思う。これを達成することで主に若者の定着化が図れ、老後の充実、子育ての充実、第一次産業の強化、医療の充実、地域行事へ参加など、相乗効果が出ると考える。
- 最終的には税収が増えることで、特に医療の充実が図れ、安心して子どもが産める、生活できるというところを目指せばよいと思う。

## ● C班

### テーマ 人流拡大

- 公共のトイレを増やしてほしい。
- バスとフェリーの時間のリンクがうまくできていない。これは、すぐに改善できると思う。またフェリーの搭乗口があればよいという意見もあった。
- 景観の維持や道路の整備を町にお願いしたい。
- 地域産業の活性化の中で、各組合で動いているものを1つの大きなブランドでまとめて動くことはできないか。
- ロッククライミングができる場所の情報を発信している。今まで閑散期だった春～秋に、クライミングを楽しむ人達が島に訪れると思うので、それも人流拡大につながればうれしい。
- 人の流れが増えて島の魅力が伝われば、若い人も帰ってきたり、定住者も増えると思う。

## ● A班

| テーマ  | 人を増やす |
|--|-------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●介護施設が十分でなく最期は土庄町の外へ出てしまう。高齢者が地域で生活がしづらくなり、住み続けられないという問題があるため、それを少しでも改善して、人が減るのを防ぐ必要がある。</li> <li>●人を増やすには、都会へ出た子ども達が帰ってこられる施策が必要ではないか。例えば、空き家バンクの充実や空地の整備、住宅や収入面、子育て環境など、帰ってきやすい体制づくりをする。</li> <li>●小豆島の自然環境について、少なくとも現状を維持し、悪化しないために環境意識を高める必要があるのではないかと思う。</li> <li>●人に来てもらう、帰ってきてもらえるような場所として、町でインフラをつくる。例えば、エネルギーをつくって電気を回すなど、島の中でそういう施設があれば、人を雇う場所も出てくる。</li> <li>●介護施設を増やす、道の駅をつくるなど、人を増やすための仕掛けをたくさんつくれば、雇用拡大にもつながる。</li> </ul> |       |

## ● H班

| テーマ  | みんながんばろう　みんなで稼ごう |
|--|------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●島外に気軽に出てみたいし、来てほしいが、フェリー代が高い。</li> <li>●今ある産業や資源（農地や耕作放棄地、林業など）をうまく活用したい。</li> <li>●産業が増えれば働く人も増え、それに伴って移住者も増えることで、祭りなどの活性化につながり収入も増える。収入が増えると、フェリー代が高いという問題も自分達で解決できる。</li> <li>●豊島では、空き家バンクの使い方がよくわからないという声があるため、わかりやすいシステムにするなど、サポートしていただきたい。</li> <li>●自然は日本全国どこにでもあるため、アンケートの自然が一番という町民の考え方はずれているのではと感じた。それではIターンUターンも帰ってこないため、その辺りの意識や町の強みを町民や行政が統一して売り出せば、また違った結果になると思う。</li> </ul> |                  |

平成24年3月23日

条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、本町の総合計画を策定すること等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本町のあるべき姿及び進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 町政の最高理念であり、都市像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 町政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 町政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(振興計画審議会への諮問)

第3条 町長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、土庄町振興計画審議会条例（昭和46年土庄町条例第16号）第1条に規定する土庄町振興計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 町長は、前条に規定する手続を経て、基本構想及び基本計画を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想及び基本計画の変更について準用する。

(実施計画の策定)

第5条 町長は、基本構想及び基本計画に基づき、実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 町長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画との整合)

第7条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 土庄町振興計画審議会委員名簿

(令和4年7月30日～令和5年7月22日)

| 区分      | 団体名                | 役職       | 氏名     |
|---------|--------------------|----------|--------|
| 町議会関係   | 土庄町議会総務建設常任委員会     | 委員長      | 小川 務   |
|         |                    | 委員       | 鈴木 美香  |
| 行政委員会関係 | 土庄町農業委員会           | 副委員長     | 井藤 茂信  |
|         | 土庄町教育委員会           | 会長       | 瀬中 紀仁  |
| 公共的団体関係 | 土庄町商工会             | 教育委員     | ○長谷川恵淳 |
|         | 土庄町自治会連絡協議会        | 会長       | 松下 龍雄  |
|         | 一般社団法人小豆島とのじょう観光協会 | 会長       | 丹生 兼宏  |
|         | NPO法人豊島観光協会        | 理事長      | 藤本 徹   |
|         | 土庄町森林組合            | 代表理事組合長  | 田中 友明  |
|         | 土庄町漁業振興協議会         | 会長       | 三宅 義明  |
|         | 土庄町社会福祉協議会         | 会長       | 谷口 靖   |
|         | 土庄町民生委員児童<br>委員協議会 | (～R4.11) | 会長     |
|         | (R4.12～)           | 副会長      |        |
|         | 土庄町婦人会             | 副会長      | 森 潤    |
|         | 土庄町交通安全母の会         | 会長       | 立石 文子  |
|         | 土庄町男女共同参画推進委員会     | 副会長      | 羽座 仁美  |
|         | 土庄町P T A連絡協議会      | 監事       | 大森 明美  |
|         | 土庄町子ども会育成連絡協議会     | 副会長      | ○望月 章司 |
| 知識経験者   | 土庄町文化財保護審議会        | 会長       | 中森 喜博  |
|         | 国立大学法人香川大学         | 副学長      | 佐々木育夫  |
|         | 香川県議会              | 議員       | 原 直行   |
|         | 土庄町人権擁護委員          | 地区部会長    | 谷久 浩一  |

【◎：会長、○：副会長】

## 【諮問書】

4企発第81号  
令和4年7月30日

土庄町振興計画審議会会长様

土庄町長 岡野 能之

第7次土庄町総合計画について（諮問）

第7次土庄町総合計画を策定するに当たり、土庄町総合計画策定条例（平成24年土庄町条例第13号）第3条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

## 【答申書】

令和5年7月22日

土庄町長 岡野 能之 様

土庄町振興計画審議会  
会長 望月 章司

### 第7次土庄町総合計画（案）について（答申）

令和4年7月30日付け4企発第81号で諮問のありました「第7次土庄町総合計画（案）」について、本審議会において慎重に審議を重ねた結果、内容は適切であると認め、ここに答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、次の事項に十分配慮し、基本構想に掲げる「まちの将来像」の実現に向け鋭意努力されることを要望します。

#### 1. 総括事項について

##### （1）基本構想に示されたまちの将来像の実現に向けて

本計画では、「人と自然が輝く みんなで創るアイランドタウン」との「しょう」をまちの将来像と掲げ、今後10年間のまちづくりを進めることとなる。住民の誇りとして挙げられた「人のつながり」、「自然」、そして離島ならではの環境を強みとして最大限に活用し、住民ニーズに対応した将来像の実現に向けて取り組まれたい。

##### （2）10年間の重点目標への取組み

全国的な人口減少が続く中、人口減少をくい止めるることは、まさに町の存続に直結する喫緊の課題である。あえて掲げる高い目標の設定は、今後10年間の取組みに向けた意気込みとして捉えている。目標の達成に向け、地域住民、事業者、関係団体等とのさらなる連携により、人口減少を見据えたまちづくりを進められたい。

### (3) 計画の推進に向けた体制づくり

本計画の着実な実施に向けた進捗管理体制と推進する事業のP D C Aサイクルの構築を確実に実施されたい。また、住民に対しては分かりやすい周知に努め、地域との情報共有と一体となったまちづくりに努められたい。

## 2. 個別事項について

### (1) 地域資源と人で築く、産業振興とにぎわいのまちづくり

観光関連産業が主要産業である本町にとって、恵まれた自然環境と魅力あふれる特産品などの情報発信は交流人口・関係人口の獲得に必須である。人流の増加に向けて、あらゆる媒体を活用した発信力の強化に努められたい。また、Uターンを含めた移住者の定住促進のため、雇用の確保を図るとともに、各種産業の人材育成施策を積極的に実施されたい。

### (2) 福祉・医療が充実し、互いを認め合うまちづくり

住民アンケートでも、福祉・保健・医療の充実は多くの求める声があげられた。子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉などの各施策の実施にあたっては、支援を必要とする当事者や支援者の状況を把握したうえで取り組まれたい。また、離島であっても住民が安心して生活ができるよう、小豆島中央病院を中心とした小豆医療圏の充実に取り組まれたい。

### (3) 自然と調和し、安全・安心に暮らせるまちづくり

高齢化率の上昇が続く現状において、交通弱者対策として公共交通機関の維持は不可欠である。日常生活を守るために、移動手段の確保と利便性の向上に努められたい。来る南海トラフ大地震に備えた防災対策については、ハード整備に留まらず、要援護者支援などのソフト面の対策強化とともに、地域の防災力向上に努められたい。

### (4) 豊かな心と体を育み、歴史と文化を大切にするまちづくり

離島ならではの環境を生かすとともに、I C Tを活用した学校教育の充実を図り、子どもたちの健やかな成長に資するため、あらゆる機会の確保に努められたい。また、歴史あるまちの伝統文化の継承のため、住民の主体的な活動の支援に積極的に取り組まれたい。

#### (5) 共に創る、持続可能なまちづくり

住民と行政の双方向での情報共有が地域と行政が一体となったまちづくりにつながるため、積極的な情報の開示のほか住民との意見交換の場を設けるなど、住民ニーズの把握に取り組まれたい。また、全国で地方創生の取組みが推進される中、小豆島・豊島を1つの地域として捉え、小豆2町の連携をより強固なものとし、各種施策に取り組まれたい。

# 土庄町総合計画策定委員会名簿

(令和4年5月26日～令和5年3月31日)

| 区分  | 所属    | 役職    | 氏名     |
|-----|-------|-------|--------|
| 委 員 | 総務課   | 係長    | 川西 永晃  |
|     | 総務課   | 係長    | ○川口 真一 |
|     | 企画財政課 | 係長    | 山本 将大  |
|     | 税務課   | 係長    | 谷川 勇人  |
|     | 健康福祉課 | 係長    | 高橋 央   |
|     | 住民環境課 | 係長    | 橋本 大輔  |
|     | 建設課   | 副主幹   | 宇夫方 徹  |
|     | 建設課   | 係長    | ○川口 恭輔 |
|     | 農林水産課 | 係長    | 中上 雅文  |
|     | 商工観光課 | 係長    | 木下 義明  |
|     | 出納室   | 係長    | 西岡さつき  |
|     | 教育総務課 | 係長    | 森本 昌典  |
| 事務局 | 生涯学習課 | 係長    | 高尾 裕哉  |
|     | 議会事務局 | 係長    | 三浦 博樹  |
|     | 企画財政課 | 参事兼課長 | 鳥井 基史  |
|     | 企画財政課 | 課長補佐  | 中村 友幸  |
|     | 企画財政課 | 副主幹   | 三木千代和  |
|     | 企画財政課 | 副主幹   | 九富 崇   |
|     | 企画財政課 | 主事    | 中西 真也  |

【○：委員長、○：副委員長】

# 策定の経緯

| 年月日  | 内 容                     |
|------|-------------------------|
| 令和4年 | 5月26日 第1回土庄町総合計画策定委員会   |
|      | 6月 3日 町議会総務建設常任委員会説明    |
|      | 6月23日～7月 7日 住民アンケート調査   |
|      | 7月 1日～7月31日 現行計画進捗状況調査  |
|      | 7月30日 第1回土庄町振興計画審議会     |
|      | 8月21日 住民ワークショップ         |
|      | 8月24日 高校生アンケート調査        |
|      | 8月30日 町議会総務建設常任委員会報告    |
|      | 9月 1日～9月30日 小・中学生未来作文   |
|      | 9月26日 町長と高校生との意見交換会     |
|      | 10月 6日 第2回土庄町総合計画策定委員会  |
|      | 10月23日 第2回土庄町振興計画審議会    |
|      | 11月30日 町議会総務建設常任委員会報告   |
| 令和5年 | 12月27日 第3回土庄町総合計画策定委員会  |
|      | 1月14日 第3回土庄町振興計画審議会     |
|      | 2月 9日 町議会総務建設常任委員会報告    |
|      | 3月29日 第4回土庄町総合計画策定委員会   |
|      | 6月26日～7月25日 パブリックコメント   |
|      | 7月15日 住民ワークショップ参加者への報告会 |
|      | 7月22日 第4回土庄町振興計画審議会     |
|      | 9月 6日 町議会総務建設常任委員会報告    |
|      | 9月27日 町議会定例会            |

## 【ア行】

### ■ IoT (アイオーティー : Internet of Things)

Internet of Things の略で、日本語では「モノのインターネット」と訳される情報通信技術の概念を指す。膨大な量の情報を共有するクラウド技術やビッグデータ技術、AI（人工知能）などの登場により、従来の人間同士のコミュニケーションだけでなく、あらゆる“モノ”に高度な通信機能が組み込まれ、インターネットで相互に情報伝達できるようになることを意味する。社会インフラや産業、ビジネスの仕組みを大きく変え、「第四次産業革命」を促す新技術とも言われている。

### ■ ICT (情報通信技術)

Information and Communication Technology の略。情報通信技術。

### ■ アフターコロナ

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の大流行が終息した後の社会や経済、生活様式などを指す言葉。2023年5月8日に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ「5類」に移行したことによって、日本もようやく「ウィズコロナ」から「アフターコロナ」に転換しつつあるといえる。

### ■ アンテナショップ

企業や自治体などが自らの商品、特産品、技術などを広く一般にPRし、消費者の反応や流行を探るために設ける店舗のこと。

### ■ インターンシップ

会社などでの実習訓練期間。学生が在学中に自分の専攻に関連する企業に体験入社する制度。体験就業。インターン。

### ■ インフラ

社会基盤のことをいう。土台または下部構造がもとの意。経済用語としては、経済発展の基盤となる港湾、水路、鉄道、自動車道路、空港、通信施設などの交通・通信施設から、発電所などの動力・エネルギー施設、上下水道・灌漑（かんがい）・排水施設、生活関連の学校、病院、公園、公営住宅、社会福祉施設なども含めることがあり、これは社会資本と同義である。

### ■ ウィズコロナ

新型コロナウイルス感染対策と社会経済活動の両立を図る政策。新型コロナウイルスの流行により、人々の暮らし方や価値観、他者との交流、また企業での対応などに大きな変化をもたらすと予想されたことで、「ウィズコロナ」という言葉はメディアなどで盛んに用いられ、流行語ともなり議論されるようになった。

## ■ AI

人間が持っている認識や推論などの能力をコンピューターでも可能にするための技術の総称。人工知能とも呼ぶ。

## ■ LGBTQ

Lesbian（レズビアン）、Gay（ゲイ）、Bisexual（バイセクシュアル）の3つの性的指向と、Transgender（トランスジェンダー）のジェンダー・アイデンティティ（性自認・性同一性）の各単語の頭文字を組み合わせた頭字語である「LGBT」は特定の性的少数者を包括的に指す総称として以前から存在した。

近年はそれに加え、Questioning（クエスチョンング）とQueer（クィア）の頭文字もあわせて使うようになった。

## ■ SNS

Social Networking Service の略。人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。

# 【力行】

## ■ 合併処理浄化槽

し尿と台所、風呂、洗濯、洗面所などの生活雑排水を併せた生活排水を処理する浄化槽。単独処理浄化槽と比べて、はるかに処理能力が高く、BOD除去率90%以上、処理水BOD20mg/l以下と下水道の終末処理場と同等の放流水質に処理できる。一般家庭用の小型のものから、3万人規模の地域集落排水処理施設まであり、近年は、窒素やリンも除去できる機能がついた高度処理型も開発されている。

## ■ 関係人口

交流人口や移住者ではなく、以前住んでいた、イベントなどに担い手として関わった、ふるさと納税制度により寄付をしたなど、さまざまな形でその地域とのつながりがある人のこと。

## ■ かん養

水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てるこ。

## ■ グローバル化

政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

## ■ 合計特殊出生率

女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの人数の平均（女性1人あたり）を示す数値。

## ■交流人口

その地域を訪れる人の数。通勤・通学者や観光客などをいう。

## ■コミュニティ・スクール

学校と地域社会の一体化によって行われる教育。地域社会の諸問題をとりあげて教科に組み入れるとともに、学校を開放して一般人をも参加させる方法。米国で1930年代に起こった。地域社会学校。CS。

## ■コンパクトシティ

生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、もしくはそれを目指した都市政策のこと。

# 【サ行】

## ■再生可能エネルギー

自然界に存在するエネルギーのうち、再生可能であるもののこと。太陽光発電、風力発電、水力発電、バイオマス発電、地熱発電などが再生可能エネルギーの代表的なもの。再生可能エネルギーは、化石燃料などと比較して、地球環境に対する負荷が少なく、温室効果ガスの排出量を抑えることができる。

## ■サテライトオフィス

企業の本社や主要拠点から離れた場所に設置されるオフィスのこと。本社を中心にして、衛星（＝サテライト）のように配置されることから生まれた言葉。

## ■サプライチェーン

製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。サプライチェーン（Supply Chain）は、日本語では「供給連鎖」といわれている。

## ■シビックプライド

「市民の／都市の」という意味の「Civic」と、「誇り」を意味する「Pride」から成り立つ言葉であり、「都市に対する市民の誇り」といった概念で使われることが多い。似たような言葉で「郷土愛」や「地元愛」があるが、これらは自分が生まれ育った場所に対する愛着を指すことが多いが、シビックプライドの場合は生まれ育ちに限定されない。

## ■新型コロナウイルス感染症

令和元（2019）年12月に中国での集団感染が起きて初めて発見された、新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）により引き起こされる感染症。

## ■スクールカウンセラー

いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家。

## ■スポーツ・レクリエーション

スポーツを手段として活用することで心を元気にするとともに、スポーツを通じた健康増進効果をねらうものである。また、レクリエーションとは、人々のやる気や意欲、心の元気を高めることである。スポーツ・レクリエーションは、立場を超えて楽しめるというスポーツの良い面を残しつつ、参加者同士の「交流」に着目をおいたプログラムのこと。

## ■スマート漁業

漁業や魚介類の養殖において、情報通信技術による漁場や養殖場のデータを取得し活用することによって効率化や省力化を図る新しいスタイルの漁業。

## ■スマート農業

ロボット技術やAI(人工知能)、ICT(情報通信技術)、再生医療技術などの先端技術を活用し、食料生産における省力化や生産性向上、高品質化、環境負荷の低減化を図ること。

## ■ゼロカーボン

温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。

## ■Society 5.0(ソサイティ5.0)

これまでの情報社会(Society 4.0)では知識や情報が共有されず分野横断的な連携が不十分であったり、人が行う能力に限界があるため必要な情報を見つけて分析する作業が負担であったり、年齢や障がいなどによる労働や行動範囲に制約があった。情報社会(Society 4.0)に続く新たな社会として、AI(人口知能)も利用しながらサイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、これまでの課題や困難を克服し、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会が「Society 5.0」と呼ばれる。

## 【夕行】

### ■地域コミュニティ

地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指す。コミュニティという総称には、市町村などの地方自治体、地域を越えて連携した非営利組織などの集団、インターネット上で連絡を取り合う集団なども含まれる。そこで、地域社会の現地住民が集団の構成要素であるコミュニティを、特に地域コミュニティと定義し、行政、地域を越えた連携と連絡を基盤としたその他のコミュニティと区別する。

### ■DX(Digital Transformation)

Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)の略。日本語では「デジタル変革」とも訳される。デジタル技術を使って、人手のかかっていたサービスを自動化したり作業を効率化したりするのが「デジタル化」だとすると、DXはデジタル技術やデータを駆使して作業の一部にとどまらず社会や暮らし全体がより便利になるよう大胆に変革していく取組を指す。

## ■テレワーク

「tele (離れた)」と「work (仕事)」を合わせた造語。ICT（情報通信技術）を利用した時間や場所にとらわれない柔軟な働き方を指す。ワークライフバランス（仕事と生活の調和）を実現する方法として近年注目されている。労働力確保や地域の活性化にも寄与するとして政府が推進している。

## 【ナ行】

### ■農業集落排水

農業集落排水とは、農村世帯の生活環境の向上・農業用水の水質保全などを目的として、各家庭のトイレ・台所・風呂などから出た汚水を処理場に集め、浄化し放流する施設。

## 【ハ行】

### ■パートナーシップ宣誓制度

同性同士の婚姻が法的に認められていない日本で、自治体が独自にLGBTQカップルに対して「結婚に相当する関係」とする証明書を発行し、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする制度のこと。

### ■バリアフリー

障がいのある人が社会生活していくうえで、障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともとは建物内の段差の解消などの物理的障壁の除去、また、より広く、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去しようという考え方。

### ■PDCAサイクル

事業活動などにおいて、品質管理や進捗管理などを円滑に進める手法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Action（改善）の4段階を繰り返すことで、業務を継続的に改善することが可能となり、計画を適切に推進することができる。

## 【マ行】

### ■マイナンバーカード

個人番号（マイナンバー）・氏名・顔写真などが表示され、様々なサービスで利用できるICカード。

### ■MaaS（マース）

「Mobility as a Service（モビリティ・アズ・ア・サービス）」の略称で、スマートフォンのアプリを使って鉄道・バス・タクシー・旅客船・旅客機・カーシェア・シェアサイクルなど複数の交通機関のサービスをひとつのサービスとして結び付け、人々の移動を大きく変える概念を指す。

## 【ヤ行】

### ■ U・I・Jターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

### ■ ユニバーサルデザイン

障がい・年齢・性別・国籍などにかかわりなく、誰もが等しく使いやすいように、安全で便利な都市や建物、製品や道具を実現しようとする考え方。

## 【ラ行】

### ■ ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のこと、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職、他）などによって区分される。

### ■ 6次産業化

農林水産物を収穫・漁獲（第一次産業）するだけでなく、加工（第二次産業）し、流通・販売（第三次産業）まで手がけることで、農林水産業の経営体質強化を目指す経営手法。

## 【ワ行】

### ■ ワークライフバランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。企業はこの実現のために、フレックスタイム、育児・介護のための時短、在宅勤務、テレワークなどを導入している。WLB。

### ■ Wi-Fi

無線LAN製品の互換性を検証するWi-Fi Allianceという業界団体によって付けられたブランド名のこと。

---

## 第7次土庄町総合計画

- 発行日：令和6（2024）年3月
  - 発 行：土庄町  
〒761-4192 香川県小豆郡土庄町淵崎甲1400 番地2  
TEL (0879) 62-7014 FAX (0879) 62-4000
  - U R L：<https://www.town.tonosho.kagawa.jp/>
  - 編 集：土庄町企画財政課
-